

令和4年度

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮城県内部統制評価報告書審査意見書

宮城県監査委員

目 次

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1	審査の対象	9
2	審査の方法	9
3	審査の結果及び意見	10
	(1) 審査の結果	10
	(2) 意見	17
4	決算の概要	28
5	決算参考資料	31
	(1) 一般会計	
	イ 款別歳入額	31
	ロ 県税税目別課税収入状況	32
	ハ 県税以外の収入未済状況	33
	ニ 款別歳出額	36
	ホ 前年度からの繰越額一覧表	37
	ヘ 翌年度への繰越額一覧表	38
	ト 四半期別資金の状況調	40
	(2) 特別会計	
	イ 会計別歳入額	42
	ロ 会計別歳出額	43
	ハ 収入未済状況	44
	ニ 前年度からの繰越額一覧表	45
	ホ 翌年度への繰越額一覧表	45
	ヘ 四半期別資金の状況調	46
	(3) 財産等	
	イ 公有財産	48
	ロ 重要物品	50
	ハ 債務保証及び損失補償	50
	ニ 債権	50
	ホ 基金	54
	ヘ 県債	57

II 宮城県基金運用状況審査意見書

1	審査の対象	6 1
2	審査の方法	6 1
3	運用の状況	6 2
	(1) 土地基金	6 2
	(2) 企業立地資金貸付基金	6 3
	(3) 美術品等取得基金	6 4
	(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金	6 5
4	審査の結果及び意見	6 6

III 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1	審査の対象	7 1
2	審査の方法	7 1
3	審査の結果及び意見	7 1

IV 宮城県内部統制評価報告書審査意見書

1	審査の対象	8 1
2	審査の着眼点及び実施内容	8 1
3	審査の結果	8 2
4	意見	8 3

<参考>前年度意見に対する執行部の対応状況

・前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況	8 7
・前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況	1 1 6

宮 監 委 第 7 7 号
令和5年9月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員 高 橋 伸 二
宮城県監査委員 渡 辺 忠 悦
宮城県監査委員 成 田 由加里
宮城県監査委員 吉 田 計

令和4年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付された令和4年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに令和4年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。

宮城県歳入歳出決算審査意見書

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

令和5年7月12日審査に付された令和4年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮城県一般会計決算
- (2) 宮城県公債費特別会計決算
- (3) 宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算
- (4) 宮城県国民健康保険特別会計決算
- (5) 宮城県中小企業高度化資金特別会計決算
- (6) 宮城県農業改良資金特別会計決算
- (7) 宮城県沿岸漁業改善資金特別会計決算
- (8) 宮城県林業・木材産業改善資金特別会計決算
- (9) 宮城県県有林特別会計決算
- (10) 宮城県土地取得特別会計決算
- (11) 宮城県港湾整備事業特別会計決算

2 審査の方法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入、支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、別に実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

県警察については、これらに加え、捜査員から聴取調査を実施した。

3 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

令和4年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数並びに収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項として、既の実施した定期監査等（令和4年9月から令和5年8月まで実施）も含めて認められた不適切な事務処理の内容を示す。

[決算計数関係]

①調定額、収入未済額の過大計上など、一部に是正・改善を要する事項が認められたので、計数の正確性を期的確に対応されたい。

○以下「※」を参照

[予算執行関係]

①予算執行において、著しく適正さを欠くものが認められたので、再発防止に向け対策を講じられたい。

○産業技術総合センターに係る施設・整備等保全事業において、予算執行を怠り、多額の不用額を生じさせたもの【新産業振興課】

[収入関係事務]

①県税の収入未済額は、25億3,905万6,513円と前年度を1億2,710万1,007円（△4.7%）下回っているが、この主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例分の徴収猶予額の納付が進んだほか、市町村との連携等によるものである。収入未済を解消する努力は見られるが、依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。

○県税収入未済額【税務課・地方税徴収対策室】

現年度分 942,460,608 円 (939,977,149 円)

過年度分 1,596,595,905 円 (1,726,180,371 円)

合 計 2,539,056,513 円 (2,666,157,520 円) * () 内の数字は、令和3年度決算額を表す。以下同じ。

②県税以外の収入未済額（繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源等を除く。）は、特別納付金、生活保護扶助費返還金、児童扶養手当給付費返還金など一般会計及び特別会計の合計で21億3,279万8,404円と前年度を3,468万2,888円（△1.6%）下回った。これは、特別納付金、生活保護扶助費返還金などの収入未済額が増加した一方で、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額が減少したほか、一般会計で4,003万3,603円を不納欠損処分したことなどによるものである。県税以外の収入についても、収入未済の縮減に向け、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

○特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額

【循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室・新最終処分場整備対策室・放射性物質汚染廃棄物対策室】

現年度分 29,457,772 円 (164,723,643 円)

過年度分 1,000,280,654 円 (836,782,011 円)

合 計 1,029,738,426 円 (1,001,505,654 円)

○生活保護扶助費返還金に係る収入未済額【各保健福祉事務所（地域事務所を除く）】

現年度分 28,375,656 円 (32,293,672 円)

過年度分 144,414,031 円 (133,884,714 円)

合 計 172,789,687 円 (166,178,386 円)

○児童扶養手当給付費返還金に係る収入未済額【子ども・家庭支援課】

現年度分 3,528,530 円 (4,924,110 円)

過年度分 15,936,500 円 (13,217,510 円)

合 計 19,465,030 円 (18,141,620 円)

○県営住宅使用料に係る収入未済額【住宅課】

現年度分	12,430,710 円	(13,368,900 円)
過年度分	22,487,855 円	(21,666,070 円)
合 計	34,918,565 円	(35,034,970 円)

○補助金返還加算金に係る収入未済額【雇用対策課】

現年度分	0 円	(35,443,430 円)
過年度分	35,443,430 円	(0 円)
合 計	35,443,430 円	(35,443,430 円)

○その他の収入未済額

現年度分	214,405,708 円	(397,644,576 円)
過年度分	626,037,558 円	(513,532,656 円)
合 計	840,443,266 円	(911,177,232 円)

③国庫補助金の調定において、二重調定が認められたので、再発防止に向けた対策を講じられたい。

※ ○国庫補助金において、調定取消の遺漏があったため、調定額及び収入未済額が誤った金額のまま決算となっているもの【林業振興課】

④調定遺漏、調定遅延、不徴取及び還付加算金等が認められたので、再発防止に向けた対策を講じられたい。

※ ○教育財産に係る雑入（電気料）において、調定遺漏があったもの【石巻北高等学校】

※ ○国庫補助金において、調定遺漏があったもの

【循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室・新最終処分場整備対策室・放射性物質汚染廃棄物対策室】 【農村整備課・農村防災対策室】

○生活保護扶助費過誤払返納金において、調定遅延があったもの【東部保健福祉事務所】

○返還金において、調定遅延があったもの【警察本部会計課】

○道路占用料において、調定誤りにより不徴取及び還付加算金の発生が認められたもの【東部土木事務所】

[支出関係事務]

①賃貸料などにおいて、過年度支出、支払遅延及び納付遅延に伴う延滞税の発生など不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

※ ○賃貸料において、出納閉鎖後に翌会計年度予算からの支出を行っていたもの【動物愛護センター】

○支給定日に支払うべき報酬及び旅費（通勤手当）において、支払遅延が認められたもの【白石高等学校】

○需用費において、支払遅延が認められたもの【白石高等学校】【保健環境センター】【気仙沼地方振興事務所】【図書館】【泉館山高等学校】

○旅費において、引き続き3か月以上の支払遅延が認められたもの【泉松陵高等学校】

○支給定日に支払うべき給料及び諸手当において、支払遅延が認められたもの【仙台地方振興事務所】

○支給定日に支払うべき報酬において、支払遅延が認められたもの【美術館】

○委託料において、所得税の納付遅延に伴い延滞税が発生したもの【美術館】

○支給定日に支払うべき諸手当において、支払遅延が認められたもの【気仙沼高等学校】

②給料及び諸手当等において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○諸手当において、支給額の誤りがあったほか、過支給額の一部が時効により徴収できなかったもの【支援学校岩沼高等学園】

○給料及び諸手当において、正当債権者を確認せず誤った口座へ支給したため、支給定日を過ぎて支給したもの【名取支援学校】

[財産管理関係事務]

①公有財産において、引き続き財産の報告時期の遅延が認められたので、速やかに是正するとともに、再発防止に向けた対策を講じられたい。

○前年度に財産報告時期の遅延で指摘等事項とした公有財産において、前年度に引き続き、異動報告が適正に行われていなかったもの

【文化財課】

[契約関係事務]

①委託契約及び工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○予定価格調書の作成を省略できる少額の委託契約において、予定価格を定めていなかったもの【東部保健福祉事務所】

○委託契約において、定められた期日までに履行確認が行われていないもの【東部地方振興事務所】

○工事請負契約において、引き続き承認手続きが行われていない設計変更契約が認められたもの【北部土木事務所】

[その他の事務]

①選挙事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○宮城県議会議員選挙の選挙公報について、県選挙管理委員会事務局への誤った公報の掲載順序の報告により再印刷が生じ、関係市町村選挙管理委員会への公報送致が遅延したもの【東部県税事務所】

②会計事務等に係る内部牽制において、引き続き不適切な対応が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○前年度定期監査で指摘事項となり、改善や是正に向けた取組を進めているところであるが、新たな不備が認められるなど指揮監督が適切に行われていないほか、会計年度任用職員等や歳入歳出外現金に係る多数の不適正な事務処理、土地使用料及び工事請負費に係る損害額の支払遅延などが認められたもの【動物愛護センター】

③庁舎管理及び施設管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○消防法により定められた防火管理者の解任及び選任の手続きを行っていないもの【動物愛護センター】

○消防法等により定められた構造上の要件を満たしていない保管場所に届出をせずに危険物を保管していたもの【スポーツ振興課】

④歳入歳出外現金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○会計年度任用職員の期末手当に係る所得税において、引き続き払出遅延が認められたもの【動物愛護センター】

○委託契約において、契約保証金の払出が行われていないものが認められたもの【原子力安全対策課】

- ⑤負担金の徴収事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
- 児童養護施設等入所負担金は、国の徴収金基準額表に準じて県の児童福祉法施行細則を定めて徴収しているが、国の改正に伴う県施行細則の改正を長期にわたり行っておらず、改正されるまでの期間、徴収済負担金の一部に誤りが生じていたもの【子ども・家庭支援課】
- ⑥歳入歳出外現金において、内部統制の重大な不備が認められたので、今後、適切な措置を講じた上で、再発しないよう対策を講じられたい。
- 職員給与等所得税について、長期間にわたり発生原因が明確ではない不足額が生じており、事の重大性の認識不足や不適切な組織管理等により、当該事案に係る対応が適切に行われてこなかったもの。また、この間、歳計現金における不明金の繰越など、不適切な事務処理も認められたほか、教育庁における再任用短時間職員等に係る社会保険料について、事務処理の誤りにより余剰額が生じたもの【会計課・会計指導検査室】
- ⑦会計年度任用職員の休暇において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
- 会計年度任用職員の休暇取得について、90日満了以降は休職とすべきところ、錯誤により180日まで承認を行い、それに伴い本来は支給されない期末手当及び給与の支払いが発生したもの【志津川自然の家】
- ⑧私費会計において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
- 複数の私費会計において、虚偽の会計書類の作成や金融機関届出印の不正使用など、私的流用及び関係書類の不適正管理があったもの【村田高等学校】
- ※なお、今回同様の案件は、これまでも繰り返し発生していることから、改めて、教育委員会として強力に取り組むよう求めた。
- ⑨国庫補助金の支出事務において、不適切な取扱いが認められたので、再発防止に向けた対策を講じられたい。
- 市町村から提出のあった国庫補助金の概算払請求について、国費請求を怠っていたもの【会計課・会計指導検査室】

⑩社会保険料及び使用料において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、再発防止に向けた対策を講じられたい。

○会計年度任用職員の社会保険料及びE T Cカード利用料において、県費による支出処理を怠り、自費で支出処理を行った不適切な事務処理があったほか、臨時的任用職員の社会保険料について、制度改正後の手続きを失念し、払出を行わなかったもの

【高校教育課、高校財務・就学支援室】

(2) 意見

令和4年度は、引き続きコロナ禍において、感染拡大防止と県内経済の再生及び原油価格・物価高騰対策に取り組みつつ、2年目となった「新・宮城の将来ビジョン」（令和3年度～令和12年度）に基づき各種事業が実施された。これらの実施状況について、付託された令和4年度歳入歳出決算に係る審査の結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

① 健全な財政運営と適切な財務の執行

イ 決算状況

本県の令和4年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆6,602億2,801万239円、歳出決算額は1兆6,205億6,259万7,339円で、歳入歳出差引額（形式収支額）は396億6,541万2,900円の黒字となった。形式収支額から翌年度へ繰り越すべき既収財源215億8,386万3,636円を控除した実質収支額は180億8,154万9,264円の黒字で、このうち一般会計の実質収支額は133億9,778万5,488円となった。

基金は計40基金で、令和4年度末現在高の総額は3,921億3,275万8,070円であり、前年度と比べ155億1,736万2,670円の増加となっている。このうち、県債管理基金残高は1,957億8,426万7,391円で、前年度と比べ199億2,849万3,719円（+11.3%）増加し、また、財政調整基金残高は169億2,491万3,034円と、前年度と比べ8億2,396万4,941円（+5.1%）増加したものの、その規模は4年連続で200億円を下回った。一方で、県債残高は1兆6,895億4,977万4,582円で、前年度と比べ123億5,342万1,611円（△0.7%）の減少となっている。

一般会計の実質収支額は黒字を計上しているものの、その中には、翌年度以降に精算する新型コロナウイルス感染症対応関連の国庫支出金等の過交付額などが含まれていること、また、財政調整機能を有する財政調整関係基金（財政調整基金と県債管理基金〔一般分〕の計）の残高の維持に努めているものの、地方一般財源総額の伸びが期待しにくい中、当初予算編成時には、増加する財政需要に対応するため、その取崩しを余儀なくされている状況が続いていることから、本格的な人口減少局面を迎え経済の不確実性が増し、自然災害が頻発する社会情勢を踏まえて、引き続き無駄のない堅実な財政運営に努められたい。

ロ 健全化判断比率等の状況

令和4年度の財政力指数は0.59081で、令和3年度と比べ0.00650ポイント低下した。これは、入れ替わりとなる令和元年度と比べ社会保障関係経費など、分母となる基準財政需要額が増加したことによるものである。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.4%で7.4ポイント上昇した。これは令和3年度における経常一般財源の一時的増加による比率の低下に対するもので、令和2年度と同程度の比率となったものである。全体として財政の硬直化が常態化しているものの、令和4年度も実質赤字は発生していない。また、実質公債費比率は10.6%で前年から0.6ポイント減、将来負担比率は144.2%で2.7ポイント減と、それぞれ改善しており、健全化判断比率はいずれも「健全」の範囲内となっている。今後とも、不安定要素の多い県税収入の推計の精度を上げながら、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に定める目標指標達成に向けた取組を着実に進められたい。

なお、県債残高の約38%は、地方財源の不足に対処するため特例的に発行する臨時財政対策債であり、前年度から185億円程度減少している。後年度に理論値で基準財政需要額に算入される元利償還金相当額と、実際の償還額が累計で均衡するよう、引き続き適切な管理に努められたい。

ハ 歳入歳出外現金の適正管理

令和4年5月の一般会計及び特別会計に係る例月出納検査において、歳入歳出外現金のうち保管金（所得税本庁分）に長期間に及ぶ約2,000万円の残額不足が認められたことから、令和4年度に歳入歳出外現金に係る行政監査を実施し、不明金に係る指摘事項1件と改善を求める10項目の意見を伝え、今年6月にはその措置状況が、また、8月には「歳入歳出外現金の管理に関する対応方針」が公表されたところである。

しかしながら、令和5年度の定期監査においても、契約保証金の払出未了や住民税の支払遅延等が発生していることから、今年8月より会計年度任用職員を含む知事部局職員の給与事務等が総務事務センターに移管されたことも踏まえた上で、「対応方針」に定める再発防止策の実行と徹底を図られたい。

ニ 県民への説明責任

県民に対して、「中期的な財政見通し」等を通じて県財政の現状と見通しについて明示するとともに、毎年度の各事業の成果、効果

等についても、行政評価指標等を適宜見直しながら分かりやすい情報提供に努められたい。また、特に延長されることとなった「みやぎ環境税」及び「みやぎ発展税」など、一定の政策目的のため、県民が負担している超過課税等に関しては、その目的等に照らして、実施事業の有効性について十分に検証の上、成果について客観的な指標を示しながら、更に具体的に説明されたい。

また、「新・宮城の将来ビジョンの成果と評価（令和4年9月）」の目標指標（KPI）において、令和6年度までの中間目標値の達成が困難と思われるものも散見されるため、その理由を分析して、県民への丁寧な説明に努めるとともに、例えば、総務事務センターのコストに対して経費削減効果がどの程度発生する見通しかなど、各事業及び施策の費用対効果についてもわかりやすい説明に努められたい。

ホ 「3E」を重視した財政運営と事務執行

各所属の主要事務事業については、定期監査資料において、経済性(Economy)・効率性(Efficiency)・有効性(Effectiveness)の、所謂「3E」の観点から評価を求め、PDCAサイクルによる自主的な改善を促しているところであるが、特に有効性の評価では、事務事業量等のアウトプット指標に加えて、そのことで当該事務事業の目的の実現にどのような効果がもたらされたか等、具体的なアウトカム指標も用いて行う工夫も必要である。

また、「新・宮城の将来ビジョンの成果と評価」では、施策の分類上、目標指標達成率と評価結果が必ずしも連動していない場合もあり、例えば、少子化対策等、部局を横断して、本部会議体制で取り組む主要課題に関しては、要因をデータに基づき分析し、より効果のある推進事業を構成の上、目標指標と連動した進行管理とその公表に取り組まれない。

引き続き「みやぎの財政運営戦略（第3期）」の着実な推進により持続可能な財政運営と政策推進との両立に取り組み、更に経済性・効率性・有効性を重視し、費用対効果も踏まえた財政運営が県組織に根付くように努められたい。

へ 精度の高い予算管理と事務執行管理

国庫支出金の調定遺漏や、国庫補助金に係る市からの概算払請求を見落とし、当該市において収入未済が発生した事案、さらに所属内において予算の執行管理が不十分で、年度内の事業執行が困難となり、多額の不用額を生じた事案など、不適切な事務処理が依然として発生している。不適切事務の改善状況等を全庁的に周知し、内部統制上のリスクとして認識の上、再発防止に努められたい。

ト 公社等外郭団体の経営改善と自立的運営

県政推進のために県が関与している公社等外郭団体について、県では、令和4年度より「宮城県公社等外郭団体自立推進計画」（令和4年度～令和6年度）に基づき、公社等を取り巻く外的環境の変化や従前の公社等外郭団体改革の進捗を踏まえ、「経営改革」から「自立推進」に取組の主軸を移し、これまでの経営改善に向けた指導を継続しつつ、公社等の一層の自立に向けた支援に注力することとしている。

令和4年度の財政的援助団体等監査において長期滞留債権、長期未収金が認められた団体に対しては、当該自立推進計画に基づき、経営改善や長期未収金等の解消に向けた助言や指導に努められたい。また、改めて各団体への県政の関与理由を整理し、その設立目的に沿って、より県政に貢献できるよう自立的な取組を促進されたい。

なお、無償減資を実施して多額の累積欠損金の解消及び税負担の軽減を図り、改善支援団体から自立支援団体に移行した団体もあることから、同様の課題を有する団体に対し、抜本的な財務構造の改善及びコスト縮減の検討を促すなど、効果的な改善に努められたい。

チ 地方公会計制度の活用

本県では、統一的な基準による地方公会計により、令和3年度財務書類等及びその前提となる会計年度末時点の固定資産台帳を作成し、令和5年3月に公表した。

これらの財務書類等において可視化された資産・負債のストック状況や、現金の出入りを伴わない減価償却費等の情報を用いて、他県との比較や施設別あるいは事業別のセグメント分析などを行うことにより、資産管理や受益者負担の適正化及び業務の効率化など、限られた予算を効果的・効率的に配分するための新たなマネジメントツールとしての活用が期待されている。

総務省の「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」（令和4年8月）において公表された活用事例のほか、今後一層の増加が見込まれる社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対策経費、職員の退職手当等の将来負担を見通す際に、少子高齢社会における県民負担の世代間公平性に配慮した財政運営のシミュレーションツールとしての活用についても検討されたい。

リ 収入未済の縮減

令和4年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）は、総額46億7,854万4,917円で、

前年度に比べ1億6,178万3,895円減少している。このうち、県税の収入未済額は25億3,905万6,513円で、前年度と比べ1億2,710万1,007円減少し、引き続き取組の成果が表れてきている。また、県税以外の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）も21億3,279万8,404円で、前年度と比べ3,468万2,888円とわずかながら減少した。

収入未済額の縮減については、宮城県収入未済額縮減推進会議において取組方針を定め、県税以外では令和4年度から令和6年度までの3か年で、令和3年度末の収入未済額21.4億円から3億円を縮減する目標を定めているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大や特別納付金（竹の内産業廃棄物処分場行政代執行関係等）の増加等により0.3億円の微減に留まっているため、令和5年度以降は、各種貸付金等について新たな収入未済の発生防止に努めるとともに、債権管理の一層の適正化やサービスの活用等取組方針に掲げる重点的取組の一層の推進により、収入未済の解消を図る必要がある。

県税については、「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」（令和4年度～令和6年度）に基づき、個人県民税において、各県税事務所に市町村滞納整理連携・協働チームを設置し、市町村との共同催告や県税職員に市町村職員併任辞令を発令して滞納整理を強力に推進するなど、収入未済額の解消に向けて取り組んだことから、令和4年度は、前年度より1.27億円減の25.4億円（対前年比△4.8%、このほか不納欠損額1.95億円）となった。「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画（令和4年度～令和6年度）」では収入未済額の目標を23.5億円以下と定めていることから、引き続き確実に目標を達成されるよう努められたい。

なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合は、負担の公平性や県の取組について、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。

ヌ 補助金の適正執行

補助金交付手続については、「補助金交付手続の改善方針」で示されているが、交付条件が守られていない事案や交付決定前に支出処理を行った事案のほか、実績報告書の提出期限が守られていない事案が複数発生している。引き続き「補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」を有効に活用すること等により、事務の適正な執行に努めるとともに、申請時や現地調査及び実績確認時におけるヒアリングや、写真確認、証拠書類の検証の徹底など、確実な履行確認に努められたい。

ル 検査のあり方

工事請負契約に係る出来高検査等において、請負者が申告した出来高に虚偽があり、実際の出来高以上の金額が支払われた事案が認

められた。当該工事の執行管理が不十分であったほか、履行確認検査において看破できなかったことは、検査制度及び体制等にも問題があったものと考えられる。検査・検収業務を所掌する出納局をはじめ関係部局においては、当該事案について調査・検証を行い、課題を整理の上、再発防止に向けて対策を講じられたい。

ヲ 財産の適正管理

公有財産のうち、備品については、令和3年度行政監査を実施し、備品の管理体系の再確認、備品照合の確実な実施、正しい備品管理台帳の整備等について意見を述べたところであるが、未だ十分に実施されていない状況も認められ、また、建物の引継についても、公有財産台帳において、例年異動報告の遅延が発生していることから、ともに改善に取り組まれない。

令和5年度は基幹業務システムの運用開始に伴い、新たな「財務・庶務システム」において、地方公会計における固定資産台帳に影響する項目となる「仕訳」項目が新設されており、当該システムの運用に備えて、各所属においては、令和4年度の取得財産に係るデータの作成及び令和5年度の取得財産に係る同システムへ手入力作業が予定されていることから、膨大なデータを正確にシステム入力するための体制構築に努めるとともに、人的なミスなどを想定し、現状との整合を図った上で、入力データの正確性等のチェック機能の強化を図る必要がある。

なお、定期監査では、普通財産において、過去に境界立会を行い、相手方が県有財産と認識したにもかかわらず、境界確認書等の書面を取り交わしていなかったことから、長期間不法占有状態が続き、取得時効を援用された事案が認められた。震災対応に迫られ引継が疎かになったことが要因の一つであるが、同様の事案が他にないか、点検を徹底し、再発防止に努められたい。

② 内部統制の定着と組織体制の強化

イ 内部統制の取組状況と課題

地方公共団体における内部統制とは、自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで事務の適正な執行を確保する、全ての職員によって遂行されるべき取組であり、令和4年度内部統制評価報告書に係る審査を行い、評価手続及び評価結果は概ね相当である旨の別途意見を述べたところである。

引き続き、ミスを可視化するための「業務フロー図、チェックシート、進行管理表」の3点セットを整備し、発生したミスやリスク

とともに組織内で引き継ぎ、継続的にPDCAを回すことによって、内部統制の浸透・定着を図る体制を更に確立されたい。

また、定期監査において、必要経費の補正予算要求の時機を失し、事業に着手することができずに多額の不用額を発生させた事案や、事務処理の仕方がわからず、公費で支払うべき経費を自費で支払った事案が認められたが、これらの再発防止のためには、ミスをしてしまったり、仕事のやり方がわからない職員が、問題や悩みを臆することなく相談できる心理的安全性が確保された風通しの良い組織風土の醸成が更に求められる。

なお、本県の内部統制は、自主自律的に行う点が特長で、これは事務改善にも通ずるものであり、実効性のある優れたアイデアを積極的に評価し、広く展開することが浸透・定着へのポイントともなる。このため、表彰制度の活用を検討する等、職員がさらに自主自律的に取り組める環境の整備にも努められたい。

ロ 県職員としての基礎力と人財の育成

本県では震災以降、多くの応援職員の力を借りながら、通常ではない量と質の業務に取り組み、得がたい経験を積んできたが、その後も自然災害や感染症、家畜伝染病など全庁的対応が絶え間なく発生し、組織的に人材育成に落ち着いて取り組みにくい状況が続いてきた。震災では、特例的な判断や手続きにより迅速な事務処理に努めてきた中で、12年を経て、かつて積み上げられてきたノウハウの継承が不十分となってきた側面もある。

それらを整理した上で、改めて、幹部、中堅、若手を問わず一人ひとりの職員が、OJTや職場内研修、相互研鑽、外部研修、関連資格の取得など、あらゆる機会を通じて、今後の県政に対応できる力を身につけることが枢要となる。

このため、従来の地方自治制度や法制執務の知識、コミュニケーション力やコンプライアンス、健康管理等を含む自己管理能力等に加え、地方公会計も含む財務や内部統制、経営管理も含むICTやDX、危機対応、各種統計を読み解き政策判断に活用する力等、職員が身につけるべき基礎力を明示し、キャリアアップ支援の仕組みと併せ、職員自らが取り組みやすい環境の整備に努められたい。

ハ 職員の健康管理と働き方改革の推進

引き続き新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰対策等新たな業務への対応等で、令和4年度の職員一人当たりの月平均時間外勤務時間数は19.1時間と、震災前の一人月平均10時間未満の水準には戻っていない。

令和4年度のストレスチェックの実施状況は、対象職員6,139人中、受検したのが5,625人（受検率91.6%）で、このうち高ストレスと判定された職員が619人（11.0%）で、前年度（11.9%）から0.9ポイント低下したものの、知事部局の精神疾患による7日間以上の病休取得者では、平成22年度67人に対して令和4年度121人と1.8倍となり、昨年度の95人から26人増加している。

業務量の増加に対しては、本来、人員増で対応するべきところ、容易に増員できない状況もあり、より精度の高い職員定数の配分や欠員が生じない職員採用・配置に努めるとともに、ストレスチェックの活用や衛生委員会の活発化など各種労働安全衛生の取組を引き続き推進・充実されたい。

「宮城県行財政運営・改革方針」では、ICT活用と働き方改革を推進することとされ、「業務の生産性の向上」「柔軟な働き方の推進」に取り組んでいる。令和4年度において、生産性の向上では、ペーパーレス会議を令和3年度から179回増となる354回実施し、紙を約42万枚節減したほか、柔軟な働き方の推進では、スマートオフィス推進員設置による各所属保管文書約28万6千枚の電子ファイル化を実現し、在宅勤務制度の利用者も令和3年度の2,037人日から170人日増加し、2,207人日となるなど、取組の成果が見られたとしている。今後とも、幹部職員がリーダーシップを発揮し、先進事例の研究を行いながら、目標値を明確にして全庁で共有した上で、組織が一丸となって業務の生産性の向上と柔軟な働き方の推進に努められたい。

二 DXの推進

DXの推進は急激な少子高齢社会を迎えている今後の県民生活・県政に欠かせず、今、最優先で取り組むべき課題の一つである。

令和4年度は、県内中小企業等のデジタル化支援やデジタル人材育成等を強力に推進するため、組織改編を行った。「みやぎ情報化推進ポリシー」では、前述した「働き方改革の推進」に係る取組のほか、「最適化による県民サービスの向上」「地域の課題解決と活力の創出」を重点目標に、令和4年度は個別施策を令和3年度の113から156に拡大して取り組んだところである。引き続き宮城県情報化政策推進本部を中心として、横断的に実質的な議論を深め、将来に向けた県政の基盤づくりに取り組まれたい。

③ 特に配慮すべき事項

イ 共生社会の形成と推進

本県では、「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」「障害を理由とする差別を解消し

障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」及び「手話言語条例」の施行など、共生社会の形成に向けて、これまでに県民に広く普及啓発し、目指すべき目標を掲げて様々な施策を総合的かつ計画的に実施してきており、さらに、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（SDGs）を「新・宮城の将来ビジョン」の横断的な視点に掲げ、県施策を総合的に推進しているところである。あらゆる人々が活躍するジェンダー平等社会の実現に向け県施策を通じて貢献されたい。

特に男女共同参画に関しては、徐々に進んでいるものの、県組織自らの取組も必ずしも十分とまでは言えない。県庁内の女性職員の割合（令和5年度：1,479人（30.8%）、令和4年度：1,490人（30.3%））は年々増加しているものの、管理職の割合（令和5年度：61人（10.1%）、令和4年度：67人（10.8%））はわずかに減少しており、既に20%以上の県もあることから、なお一層推進されたい。

また、男性職員の育児休暇取得率（令和4年度：53人（65.4%）、令和3年度：46人（52.3%））は年々増え進展が見られるが、審議会等の女性委員の登用割合（令和5年4月：571人（34.0%）、令和4年4月：574人（33.4%））は横ばいの状況にあり、宮城県防災会議の女性委員の割合も、令和4年度末で11.7%と、全都道府県平均に至っていない。40%を超過している県もあることから、一層の女性委員の登用を図られたい。

さらに、公募型企画提案（プロポーザル）方式における選定委員に女性の選任を増やす等、意思形成過程へ女性の参画を更に進めるとともに、「女性のチカラを活かす企業」認証制度が、建設工事及び建設関連業務における総合評価落札方式に反映されているように、県の全ての事業において男女共同参画の視点を入れるよう更に努められたい。

加えて、市町村をはじめとした関係機関等とも連携・協力し、女性の地域防災リーダーなど防災分野においても、女性が活躍しやすい環境整備を行うとともに、男女共同参画に関する計画が未策定である市町村もあることから、策定を促し、全県で男女共同参画社会の一層の充実を図られるよう取り組まれたい。

ロ 感染症及び大規模災害等危機対応

令和4年度末の県内の新型コロナウイルス感染者数は50万人を超えたものの、ワクチン大規模接種会場の設置運営や、県内の医療提供体制の構築・強化の支援に努めるなど、感染拡大防止に向けた取組を進め、5類感染症への移行を目前に控えた令和5年度当初までに一応の沈静を見せた。

東日本大震災からの復興については、国の第二期復興創生期間の二年目に当たる令和4年度は一部を除いてハード整備は完了となった。今後は、「みやぎ心のケアセンター」を中心とした被災者の心のケアの主体となる市町の支援にシフトしていくこととしているが、被災市町によって課題が異なる中、引き続き被災者及びそのケアに当たる被災市町に寄り添った適切な対応に努められたい。

一方、令和4年度はエネルギーや食料・資材価格の高騰に対応するため、数次にわたる補正予算編成作業などに取り組んだ中で、7月の豪雨被害の発生や2度にわたる鳥インフルエンザの発生にも対応してきた。

これら危機事案への対応については、引き続き訓練や個別事案ごとに生じた課題をデータに基づき具体的に分析・解決しながら、県民の安全安心のために、関連する施策の確実な実施により県の危機対応力の強化に鋭意努められたい。

ハ 包括外部監査への対応

「宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について」実施された令和2年度の包括外部監査では、長沼ボート場におけるガソリン貯蔵庫の設置の必要性をはじめとする指摘事項15件及び41件の意見が示されたが、令和5年度の定期監査においても、長沼ボート場のガソリンの備蓄状況が改善されず、未だ関係法令に準拠していないと指摘したところである。

包括外部監査は、法に基づき外部の専門人材による監査により、県の監査機能の専門性、独立性の強化を図り、県民の信頼を高め得るものであり、これまでの包括外部監査において指摘や意見を受けた事案については、県政の改善のために措置状況を改めて点検されたい。

ニ 私費会計の適正な管理・運用

特に県立学校及び特別支援学校（以下「県立学校等」という。）では、児童生徒及びその保護者から預かる教育活動に係る負担金等、いわゆる「学校徴収金」を経理するために令和元年度行政監査時点で、88校1,792会計（1校当たり平均20会計）を公費に準じて管理しているが、過去において私的流用事案が繰り返し発生した状況があった。

教育庁では、平成31年4月に「学校徴収金取扱マニュアル（以下「マニュアル」という。）」を作成し、令和元年7月より巡回指導を開始するなどして処理の適正化に努めており、また、監査委員としても、令和元年度には「学校徴収金」のうち、「教育振興会」「同窓会」「PTA（父母教師会）」及び「部活動後援会」の4会計を対象とした行政監査を実施し、本来公費で負担すべき経費を学

校徴収金から支出していないか、学校徴収金の事務処理について内部統制が機能しているか等を検証して、20 項目の意見とともに適正な管理・運用を求め、定期監査においても確認をしてきたところである。

しかし、これらの取組にもかかわらず、令和4年度において、再度私費会計の私的流用と、これに伴う虚偽の会計書類の作成、金融機関届出印の不正使用など管理が極めて不適切な事案が県立高校において発生したことは誠に遺憾である。不祥事を起こした職員の責任は言うまでもないが、マニュアルに則って、他の職員が通帳に記帳された金額と収入・支出に係る帳簿を照合していれば不正流用の事実を把握・防止できたことから、過去の事案から学ばず、内部統制が機能していなかったものと断ぜざるを得ない。

繰り返される私費会計の私的流用は、県政に対する信頼を大きく失墜させる行為であるため、県立学校等のみならず、これを私費会計を扱う組織全体の固有のリスクとして捉えるとともに、過去に起きた他の不正事案も参考に、不正発生の3要素(「動機」「機会」「正当化」)に対応した取組を改めて徹底されたい。特に県立学校等においては、研修を開催するなどして整備したマニュアルの再周知を図るとしているが、巡回指導の際などにマニュアルの遵守状況の確認を徹底するほか、学校間相互での確認等新たな管理手法も検討の上、その根絶に向けて強力に取り組まれない。

4 決算の概要

令和4年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆6,602億2,801万239円で、前年度の1兆7,549億6,232万6,568円と比較し947億3,431万6,329円(△5.4%)減少している。

歳出決算額は1兆6,205億6,259万7,339円で、前年度の1兆6,895億5,869万6,302円と比較し689億9,609万8,963円(△4.1%)減少している。歳入歳出差引額(形式収支額)は396億6,541万2,900円の黒字となり、前年度の654億363万266円の黒字と比較し257億3,821万7,366円(△39.4%)減少している。

この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源215億8,386万3,636円を控除した実質収支額は180億8,154万9,264円で、このうち一般会計の実質収支額は133億9,778万5,488円となり、前年度の一般会計の実質収支額268億9,718万2,241円と比較し134億9,939万6,753円(△50.2%)減少している。

一般会計の歳入決算額は1兆2,071億6,775万3,632円で、前年度に比べ1,261億1,845万8,907円(△9.5%)減少している。これは、国庫支出金が457億9,930万1,645円、繰越金が373億8,242万8,420円、県債が309億3,578万9,333円、諸収入が186億4,541万1,843円減少した一方、繰入金が82億2,070万8,335円、地方譲与税が62億2,172万5,992円、地方消費税清算金が46億6,801万6,387円増加したことなどによるものである。

歳出決算額は1兆1,723億8,014万1,888円で、前年度に比べ1,010億4,052万4,875円(△7.9%)減少している。これは、商工費が397億9,955万767円、災害復旧費が238億1,717万3,865円、総務費が215億3,498万2,827円、土木費が200億3,270万725円減少したことなどによるものである。

特別会計の歳入決算額は4,530億6,025万6,607円で、前年度に比べ313億8,414万2,578円（+7.4%）増加し、歳出決算額は4,481億8,245万5,451円で、前年度に比べ320億4,442万5,912円（+7.7%）増加している。これは、国民健康保険特別会計、港湾整備事業特別会計、農業改良資金特別会計などにおいて歳入及び歳出決算額が減少した一方、公債費特別会計、中小企業高度化資金特別会計などにおいて歳入及び歳出決算額が増加したことなどによるものである。

一時借入金は一一般会計では1,800億円、特別会計では国民健康保険特別会計150億円、港湾整備事業特別会計5億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

令和4年度末における県債現在高は1兆6,895億4,977万4,582円で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、災害復旧事業債、公共事業等債、緊急防災・減災事業債及び特別会計の港湾整備事業債については増加しており、その他の県債は減少又は横ばいとなっているが、全体としては前年度に比べ123億5,342万1,611円（△0.7%）減少している。

また、財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は2,127億918万425円となり、前年度よりも207億5,245万8,660円（+10.8%）増加している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数は0.59081（前年度0.59731）と前年度より微減となったほか、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は96.4%（前年度89.0%）と依然として高率を示しており、財政構造の硬直化が常態化している。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円, %)

区 分	歳入歳出予算現額 (A)	歳 入			歳 出			歳入歳出差引額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額との比較 (B) - (A)	(B)/(A)	決 算 額 (C)	予算現額との比較 (A) - (C)	(C)/(A)		
一 般 会 計	令和4年度(イ)	1,338,445,548,920	1,207,167,753,632	△131,277,795,288	90.2	1,172,380,141,888	166,065,407,032	87.6	34,787,611,744
	令和3年度(ロ)	1,481,831,077,754	1,333,286,212,539	△148,544,865,215	90.0	1,273,420,666,763	208,410,410,991	85.9	59,865,545,776
	比較増減(△) (イ)-(ロ)(ハ)	△143,385,528,834	△126,118,458,907	-	-	△101,040,524,875	-	-	△25,077,934,032
	(ハ)/(ロ)	△9.7%	△9.5%	-	-	△7.9%	-	-	△41.9%
特 別 会 計	令和4年度(ニ)	454,028,254,040	453,060,256,607	△967,997,433	99.8	448,182,455,451	5,845,798,589	98.7	4,877,801,156
	令和3年度(ホ)	420,994,940,350	421,676,114,029	681,173,679	100.2	416,138,029,539	4,856,910,811	98.8	5,538,084,490
	比較増減(△) (ニ)-(ホ)(ヘ)	33,033,313,690	31,384,142,578	-	-	32,044,425,912	-	-	△660,283,334
	(ヘ)/(ホ)	7.8%	7.4%	-	-	7.7%	-	-	△11.9%
計	令和4年度(ト)	1,792,473,802,960	1,660,228,010,239	△132,245,792,721	92.6	1,620,562,597,339	171,911,205,621	90.4	39,665,412,900
	令和3年度(チ)	1,902,826,018,104	1,754,962,326,568	△147,863,691,536	92.2	1,689,558,696,302	213,267,321,802	88.8	65,403,630,266
	比較増減(△) (ト)-(チ)(リ)	△110,352,215,144	△94,734,316,329	-	-	△68,996,098,963	-	-	△25,738,217,366
	(リ)/(チ)	△5.8%	△5.4%	-	-	△4.1%	-	-	△39.4%

(注) 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(平成29～令和4年度)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財 政 力 指 数	0.62784	0.62902	0.63114	0.62649	0.59731	0.59081
経 常 収 支 比 率	97.2%	96.8%	97.9%	96.3%	89.0%	96.4%
実 質 公 債 費 比 率	14.5%	13.6%	12.9%	12.0%	11.2%	10.6%

5 決 算 参 考 資 料

(1) 一 般 会 計

イ 款 別 歳 入 額

科 目	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	左 の 構 成 比		収 入 済 額 (C)	左 の 構 成 比		収 入 率 C/B		Cの前 年度比 R4/R3	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(C)/(A)
			当 年 度	前 年 度		当 年 度	前 年 度	当 年 度	前 年 度				
1 県 税	312,937,000,000	315,957,675,292	24.8	21.9	313,224,773,924	25.9	23.2	99.1	99.1	101.1	195,145,567	2,539,056,513	100.1
2 地方消費税清算金	115,414,000,000	115,414,330,426	9.1	7.8	115,414,330,426	9.6	8.3	100.0	100.0	104.2	0	0	100.0
3 地方譲与税	45,793,000,000	45,812,024,000	3.6	2.8	45,812,024,000	3.8	3.0	100.0	100.0	115.7	0	0	100.0
4 地方特例交付金	1,410,288,000	1,410,288,000	0.1	0.1	1,410,288,000	0.1	0.1	100.0	100.0	100.7	0	0	100.0
5 地方交付税	157,623,377,000	157,623,377,000	12.4	12.2	157,623,377,000	13.1	13.1	100.0	100.0	90.6	0	0	100.0
6 交通安全対策特別交付金	378,862,000	378,862,000	0.0	0.0	378,862,000	0.0	0.0	100.0	100.0	88.0	0	0	100.0
7 分担金及び負担金	(116,501,000) 4,377,229,000	4,561,706,128	0.4	0.3	4,138,218,400	0.3	0.3	90.7	90.5	96.1	4,283,530	419,204,198	94.5
8 使用料及び手数料	12,932,913,000	13,025,406,105	1.0	0.9	12,976,343,761	1.1	1.0	99.6	99.6	98.4	143,140	48,919,204	100.3
9 国庫支出金	(87,900,814,999) 318,757,495,999	300,943,602,859	23.6	27.1	240,757,164,537	19.9	21.5	80.0	77.0	84.0	0	60,186,438,322	75.5
10 財産収入	1,614,315,000	1,675,785,456	0.1	0.1	1,675,785,456	0.1	0.2	100.0	100.0	78.3	0	0	103.8
11 寄附金	1,927,537,000	1,972,948,016	0.1	0.1	1,972,948,016	0.2	0.0	100.0	100.0	324.4	0	0	102.4
12 繰入金	(199,659,876) 68,675,739,876	60,111,705,983	4.7	4.5	60,111,705,983	5.0	3.9	100.0	100.0	115.8	0	0	87.5
13 繰越金	(32,968,363,535) 59,865,545,535	59,865,545,776	4.7	6.4	59,865,545,776	5.0	7.3	100.0	100.0	61.6	0	0	100.0
14 諸収入	(3,509,744,510) 120,886,102,510	117,767,738,977	9.2	9.4	113,429,909,020	9.4	9.9	96.3	96.3	85.9	35,606,933	4,302,239,038	93.8
15 県債	(30,666,800,000) 115,852,144,000	78,376,477,333	6.1	7.5	78,376,477,333	6.5	8.2	100.0	100.0	71.7	0	0	67.7
計	(155,361,883,920) 1,338,445,548,920	1,274,897,473,351	100.0	100.0	1,207,167,753,632	100.0	100.0	94.7	93.4	90.5	235,179,170	67,495,857,275	90.2
前 年 度	(246,067,631,754) 1,481,831,077,754	1,427,486,516,409	—	—	1,333,286,212,539	—	—	—	—	—	300,358,880	93,904,513,987	87.3
比 較 増 減 (△)	(△ 90,705,747,834) △ 143,385,528,834	△ 152,589,043,058	—	—	△ 126,118,458,907	—	—	—	—	—	△ 65,179,710	△ 26,408,656,712	—

(注1) () 内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額1,316,726円(県税1,300,712円、諸収入16,014円)を含んでいる。

(注3) 県税の収入未済額には徴収猶予額45,721,063円を含んでいる。

□ 県税税目別課税収入状況

区 分	予算現額 (A)	調定額 (B)	(B)/(A)	収入済額 (C)	(C)の 前年度 比	(C)/(A)	(C)/(B)	不納欠損額 (D)	(D)/(B)	収入未済額 (E)	(E)/(B)
	円	円	%	円	%	%	%	円	%	円	%
1 県 民 税	72,290,000,000	74,476,743,164	103.0	(92,000) 72,364,356,422	99.2	100.1	97.2	158,296,095	0.2	1,954,182,647	2.6
個 人	59,880,000,000	61,987,018,912	103.5	59,919,000,195	100.8	100.1	96.7	154,894,579	0.2	1,913,124,138	3.1
法 人	9,163,000,000	9,222,126,880	100.6	(92,000) 9,177,758,855	102.8	100.2	99.5	3,401,516	0.0	41,058,509	0.4
利 子 割	144,000,000	145,638,920	101.1	145,638,920	65.8	101.1	100.0	0	—	0	—
配 当 割	1,743,000,000	1,752,648,392	100.6	1,752,648,392	86.2	100.6	100.0	0	—	0	—
株 式 等 譲 渡 所 得 割	1,360,000,000	1,369,310,060	100.7	1,369,310,060	58.7	100.7	100.0	0	—	0	—
2 事 業 税	89,927,000,000	90,340,667,290	100.5	(292,300) 90,040,246,458	107.5	100.1	99.7	10,431,960	0.0	290,281,172	0.3
個 人	3,345,000,000	3,493,972,503	104.5	(52,600) 3,366,536,918	103.5	100.6	96.4	3,960,284	0.1	123,527,901	3.5
法 人	86,582,000,000	86,846,694,787	100.3	(239,700) 86,673,709,540	107.6	100.1	99.8	6,471,676	0.0	166,753,271	0.2
3 地 方 消 費 税	80,005,000,000	80,020,794,397	100.0	80,020,794,397	95.7	100.0	100.0	0	—	0	—
4 不 動 産 取 得 税	7,390,000,000	7,545,718,327	102.1	(300,900) 7,408,622,285	114.3	100.3	98.2	9,511,600	0.1	127,885,342	1.7
5 県 た ば こ 税	2,990,000,000	2,998,576,660	100.3	2,998,576,660	105.7	100.3	100.0	0	—	0	—
6 ゴ ル フ 場 利 用 税	700,000,000	705,956,177	100.9	703,996,617	104.0	100.6	99.7	0	—	1,959,560	0.3
7 軽 油 引 取 税	24,035,000,000	24,041,244,016	100.0	24,041,244,016	97.9	100.0	100.0	0	—	0	—
8 自 動 車 税	34,907,000,000	35,121,219,595	100.6	(615,512) 34,940,181,403	102.0	100.1	99.5	16,905,912	0.0	164,747,792	0.5
9 鉱 区 税	2,000,000	2,498,400	124.9	2,498,400	100.0	124.9	100.0	0	—	0	—
10 狩 猟 税	9,000,000	10,214,200	113.5	10,214,200	91.0	113.5	100.0	0	—	0	—
11 核 燃 料 税	181,000,000	181,020,000	100.0	181,020,000	100.0	100.0	100.0	0	—	0	—
12 産 業 廃 棄 物 税	468,000,000	477,545,366	102.0	477,545,366	110.5	102.0	100.0	0	—	0	—
13 旧 法 に よ る 税	33,000,000	35,477,700	107.5	35,477,700	皆増	107.5	100.0	0	—	0	—
計	312,937,000,000	315,957,675,292	101.0	(1,300,712) 313,224,773,924	101.1	100.1	99.1	195,145,567	0.1	2,539,056,513	0.8
前 年 度	309,213,000,000	312,667,472,346	101.1	(4,565,161) 309,785,742,225	105.8	100.2	99.1	220,137,762	0.1	2,666,157,520	0.9
比 較 増 減 (△)	3,724,000,000	3,290,202,946	—	(△3,264,449) 3,439,031,699	—	—	—	△ 24,992,195	—	△ 127,101,007	—

(注) () 内は、過誤納額を示し、内書きである。

ハ 県税以外の収入未済状況

科 目	金 額	摘 要
分担金及び負担金	23,929,488 円	
負担金	23,929,488	
民生費負担金	23,929,488	
児童福祉費	23,929,488	さわらび学園費 164,800 円 児童保護費 16,364,528 扶養保険費 6,798,460 啓佑学園費 601,700
使用料及び手数料	48,919,204	
使用料	48,919,204	
民生使用料	5,304,699	
社会福祉費	1,854,739	船形の郷 298,444 第二啓佑学園 1,556,295
児童福祉費	3,449,960	子ども総合センター 3,470 拓桃医療療育センター 1,472,644 啓佑学園 1,973,846
商工使用料	1,276,160	
観光費	503,360	公園地 503,360
	772,800	松島海岸レストハウス 772,800
土木使用料	42,170,945	
河川海岸費	639,630	河川海岸敷 639,630
港湾費	4,054,850	港湾施設 4,054,850
住宅費	37,476,465	県営住宅 34,918,565 特定公共賃貸住宅 148,500 県営住宅駐車場 2,409,400
教育使用料	167,400	
高等学校費	167,400	全日制高等学校授業料 148,500 定時制高等学校授業料 18,900

科 目	金 額	摘 要
諸収入	1,968,520,691 円	
延滞金, 加算金及び過料等	43,961,715	
延滞金	453,100	
延滞金	453,100	453,100 円
加算金	38,746,615	
加算金	38,746,615	38,746,615
過料等	4,762,000	
過料等	4,762,000	放置違反金 4,762,000
貸付金元利収入	274,691,524	
民生費貸付金元利収入	534,858	
社会福祉費	534,858	介護福祉士等修学資金貸付金元金 534,858
衛生費貸付金元利収入	2,789,589	
医薬費	2,789,589	医学生修学資金等貸付金元金 1,620,000 医学生修学資金等貸付金元金利子 1,169,589
農林水産業費貸付金元利収入	270,484,077	
林業費	270,484,077	県産材産地体制整備資金貸付金元金 270,484,077
教育費貸付金元利収入	883,000	
高等学校費	883,000	定時制通信制課程修学資金貸付金元金 883,000
雑入	1,649,867,452	
弁償金	544,580	
弁償金	544,580	民間借上げ住宅に係る損害費用等 544,580
違約金及び延納利息	26,819,045	
違約金	1,068,934	建設事業不履行違約金 516,092 その他 552,842
延納利息	25,750,111	損害賠償金 8,184,476 返還金 17,565,635

科 目		金 額	摘 要
	雑入	1,622,503,827 円	
	返還金	346,853,230	補助金等精算返還金 24,587,910 円 返還金 288,653,416 児童扶養手当給付費返還金 19,465,030 過誤払返納金 14,146,874
	雑入	1,275,650,597	特別納付金 1,040,245,766 損害賠償金 26,741,714 生活保護扶助費返還金 172,789,687 扶養保険扶助費 430,000 補助金返還加算金 35,443,430
	合 計	2,041,369,383	

(注) 収入未済額（分担金及び負担金419,204,198円、使用料及び手数料48,919,204円、国庫支出金60,186,438,322円、諸収入4,302,239,038円）のうち、繰越事業に係る未収入特定財源等（分担金及び負担金395,274,710円、国庫支出金60,186,438,322円、諸収入2,333,718,347円）は除いている。

二 款 別 歳 出 額

科 目	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	支 出 済 額			翌 年 度 繰 越 額			不 用 額 (C)	(B)/(A)	(C)/(A)
			構 成 比		年 度 対 比 R4/R3	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計			
			当 年 度	前 年 度							
1 議 会 費	1,691,835,000	1,666,398,706	0.1	0.1	107.2	0	0	0	25,436,294	98.5	1.5
2 総 務 費	(1,884,867,925) 92,429,130,925	88,721,784,904	7.6	8.7	80.5	1,929,987,014	4,046,000	1,934,033,014	1,773,313,007	96.0	1.9
3 民 生 費	(1,727,455,919) 151,276,345,919	145,483,487,668	12.5	11.9	96.4	2,997,106,023	41,151,000	3,038,257,023	2,754,601,228	96.2	1.8
4 衛 生 費	(1,191,352,800) 121,821,706,800	109,151,783,322	9.3	7.9	108.1	1,423,721,000	11,352,000	1,435,073,000	11,234,850,478	89.6	9.2
5 労 働 費	(1,437,000) 3,024,250,912	2,844,380,185	0.2	0.2	103.1	7,761,000	0	7,761,000	172,109,727	94.1	5.7
6 農 林 水 産 業 費	(32,227,814,447) 86,557,530,447	58,612,985,777	5.0	5.2	87.9	21,435,486,852	2,106,573,569	23,542,060,421	4,402,484,249	67.7	5.1
7 商 工 費	(31,487,741,032) 176,743,441,032	147,744,063,513	12.6	14.7	78.8	18,703,779,919	1,251,359,000	19,955,138,919	9,044,238,600	83.6	5.1
8 土 木 費	(61,852,100,364) 147,203,248,015	94,051,633,308	8.0	9.0	82.4	38,964,532,141	11,412,687,541	50,377,219,682	2,774,395,025	63.9	1.9
9 警 察 費	(551,611,903) 54,376,843,063	52,975,939,603	4.5	4.0	103.0	701,149,181	0	701,149,181	699,754,279	97.4	1.3
10 教 育 費	(5,287,309,855) 195,120,915,649	183,297,861,822	15.6	14.2	101.6	7,887,842,652	877,713,370	8,765,556,022	3,057,497,805	93.9	1.6
11 災 害 復 旧 費	(19,150,192,675) 42,233,342,675	22,113,838,306	1.9	3.6	48.1	12,178,291,445	1,362,385,698	13,540,677,143	6,578,827,226	52.4	15.6
12 公 債 費	113,498,833,000	113,495,501,270	9.7	8.5	105.5	0	0	0	3,331,730	100.0	0.0
13 諸 支 出 金	152,468,100,000	152,220,483,504	13.0	12.0	99.3	0	0	0	247,616,496	99.8	0.2
14 予 備 費	25,483	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	25,483	0.0	100.0
計	(155,361,883,920) 1,338,445,548,920	1,172,380,141,888	100.0	100.0	92.1	106,229,657,227	17,067,268,178	123,296,925,405	42,768,481,627	87.6	3.2
前 年 度	(246,067,631,754) 1,481,831,077,754	1,273,420,666,763	-	-	-	102,748,101,393	52,613,782,527	155,361,883,920	53,048,527,071	85.9	3.6
比 較 増 減 (△)	(△90,705,747,834) △ 143,385,528,834	△ 101,040,524,875	-	-	-	3,481,555,834	△ 35,546,514,349	△ 32,064,958,515	△ 10,280,045,444	-	-

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ホ 前年度からの繰越額一覧表

(単位：円)

科 目	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
款			
1 議 会 費	0	0	0
2 総 務 費	1,884,867,925	1,634,934,287	249,933,638
3 民 生 費	1,727,455,919	1,514,867,567	212,588,352
4 衛 生 費	1,191,352,800	1,070,975,308	120,377,492
5 労 働 費	1,437,000	1,320,000	117,000
6 農 林 水 産 業 費	32,227,814,447	29,539,411,581	2,688,402,866
7 商 工 費	31,487,741,032	23,513,897,592	7,973,843,440
8 土 木 費	61,852,100,364	59,984,173,547	1,867,926,817
9 警 察 費	551,611,903	475,566,864	76,045,039
10 教 育 費	5,287,309,855	4,578,703,813	708,606,042
11 災 害 復 旧 費	19,150,192,675	14,579,410,841	4,570,781,834
12 公 債 費	0	0	0
13 諸 支 出 金	0	0	0
14 予 備 費	0	0	0
合 計	155,361,883,920	136,893,261,400	18,468,622,520

(注1) 繰越額は、前年度からの事故繰越しを含んでいる。

(注2) 決算額は、翌年度への事故繰越しを含んでいる。

へ 翌年度への繰越額一覧表

(単位:円)

科 目		翌年度繰越額		
款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
1 議会費	1 議会費	0	0	0
2 総務費	1 総務管理費	775,422,335	0	775,422,335
	2 企画費	8,312,000	4,046,000	12,358,000
	6 防災費	29,440,000	0	29,440,000
	10 生活環境費	1,116,812,679	0	1,116,812,679
	計	1,929,987,014	4,046,000	1,934,033,014
3 民生費	1 社会福祉費	2,959,784,023	41,151,000	3,000,935,023
	2 児童福祉費	37,322,000	0	37,322,000
	計	2,997,106,023	41,151,000	3,038,257,023
4 衛生費	1 公衆衛生費	574,452,000	0	574,452,000
	2 環境衛生費	265,807,000	11,352,000	277,159,000
	3 公害対策費	201,262,000	0	201,262,000
	5 医薬費	382,200,000	0	382,200,000
	計	1,423,721,000	11,352,000	1,435,073,000
5 労働費	2 職業訓練費	7,761,000	0	7,761,000
6 農林水産業費	1 農業費	1,186,746,056	0	1,186,746,056
	2 畜産業費	451,089,960	0	451,089,960
	3 農地費	9,643,674,078	1,400,481,700	11,044,155,778
	4 林業費	4,960,002,670	559,952,669	5,519,955,339
	5 水産業費	5,193,974,088	146,139,200	5,340,113,288
	計	21,435,486,852	2,106,573,569	23,542,060,421
7 商工費	1 商業費	276,743,000	0	276,743,000
	2 工鉱業費	13,921,561,873	1,233,950,000	15,155,511,873
	3 企業指導費	1,980,000	0	1,980,000
	4 観光費	4,503,495,046	17,409,000	4,520,904,046
	計	18,703,779,919	1,251,359,000	19,955,138,919

(単位:円)

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	2,164,383,424	256,661,800	2,421,045,224
	2 道 路 橋 り よ う 費	18,339,195,791	2,891,759,031	21,230,954,822
	3 河 川 海 岸 費	15,089,473,216	3,594,015,703	18,683,488,919
	4 港 湾 費	908,351,470	1,136,929,600	2,045,281,070
	5 都 市 計 画 費	1,597,294,240	3,533,321,407	5,130,615,647
	6 住 宅 費	684,834,000	0	684,834,000
	7 空 港 費	181,000,000	0	181,000,000
	計	38,964,532,141	11,412,687,541	50,377,219,682
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	482,909,081	0	482,909,081
	2 警 察 活 動 費	218,240,100	0	218,240,100
	計	701,149,181	0	701,149,181
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	76,333,000	0	76,333,000
	3 中 学 校 費	3,120,000	0	3,120,000
	4 高 等 学 校 費	3,700,384,290	362,325,500	4,062,709,790
	6 大 学 費	5,203,000	0	5,203,000
	7 特 別 支 援 学 校 費	2,257,885,848	515,387,870	2,773,273,718
	8 私 立 学 校 費	115,893,540	0	115,893,540
	9 社 会 教 育 費	284,191,226	0	284,191,226
	10 保 健 体 育 費	1,444,831,748	0	1,444,831,748
	計	7,887,842,652	877,713,370	8,765,556,022
	11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	3,706,430,127	1,070,284,680
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		8,354,745,318	29,218,500	8,383,963,818
3 東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 費		117,116,000	262,882,518	379,998,518
計		12,178,291,445	1,362,385,698	13,540,677,143
合 計	計	106,229,657,227	17,067,268,178	123,296,925,405

ト 四半期別資金の状況調

(歳入)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
県 税	312,937,000,000	収入額	100,878,666,835	32.2	57,972,771,263	18.5	82,974,506,124	26.5	59,454,484,100	19.0	11,944,345,607	3.8
		累計	100,878,666,835	32.2	158,851,438,098	50.7	241,825,944,222	77.2	301,280,428,322	96.2	313,224,773,924	100.0
地方消費税清算金	115,414,000,000	収入額	11,000,220,000	9.5	13,855,769,000	12.0	10,817,806,000	9.4	79,740,535,426	69.1	0	—
		累計	11,000,220,000	9.5	24,855,989,000	21.5	35,673,795,000	30.9	115,414,330,426	100.0	115,414,330,426	100.0
地方譲与税	45,793,000,000	収入額	3,551,586,000	7.8	9,767,690,000	21.3	15,102,084,000	33.0	17,390,664,000	38.0	0	—
		累計	3,551,586,000	7.8	13,319,276,000	29.1	28,421,360,000	62.0	45,812,024,000	100.0	45,812,024,000	100.0
地方特例交付金	1,410,288,000	収入額	695,231,000	49.3	715,057,000	50.7	0	—	0	—	0	—
		累計	695,231,000	49.3	1,410,288,000	100.0	1,410,288,000	100.0	1,410,288,000	100.0	1,410,288,000	100.0
地方交付税	157,623,377,000	収入額	78,800,202,000	50.0	35,941,112,000	22.8	41,335,772,000	26.2	1,546,291,000	1.0	0	—
		累計	78,800,202,000	50.0	114,741,314,000	72.8	156,077,086,000	99.0	157,623,377,000	100.0	157,623,377,000	100.0
交通安全対策特別交付金	378,862,000	収入額	0	—	203,187,000	53.6	0	—	175,675,000	46.4	0	—
		累計	0	—	203,187,000	53.6	203,187,000	53.6	378,862,000	100.0	378,862,000	100.0
分担金及び負担金	4,377,229,000	収入額	160,703,045	3.9	174,597,281	4.2	580,655,143	14.0	586,025,598	14.2	2,636,237,333	63.7
		累計	160,703,045	3.9	335,300,326	8.1	915,955,469	22.1	1,501,981,067	36.3	4,138,218,400	100.0
使用料及び手数料	12,932,913,000	収入額	2,882,062,239	22.2	2,546,482,518	19.6	4,007,557,727	30.9	3,017,434,232	23.3	522,807,045	4.0
		累計	2,882,062,239	22.2	5,428,544,757	41.8	9,436,102,484	72.7	12,453,536,716	96.0	12,976,343,761	100.0
国庫支出金	318,757,495,999	収入額	18,542,516,702	7.7	17,863,210,316	7.4	23,450,588,251	9.7	166,612,284,891	69.2	14,288,564,377	5.9
		累計	18,542,516,702	7.7	36,405,727,018	15.1	59,856,315,269	24.9	226,468,600,160	94.1	240,757,164,537	100.0
財産収入	1,614,315,000	収入額	612,984,020	36.6	295,667,351	17.6	243,651,273	14.5	503,074,399	30.0	20,408,413	1.2
		累計	612,984,020	36.6	908,651,371	54.2	1,152,302,644	68.8	1,655,377,043	98.8	1,675,785,456	100.0
寄附金	1,927,537,000	収入額	93,107,823	4.7	152,029,028	7.7	365,116,348	18.5	1,308,540,138	66.3	54,154,679	2.7
		累計	93,107,823	4.7	245,136,851	12.4	610,253,199	30.9	1,918,793,337	97.3	1,972,948,016	100.0
繰入金	68,675,739,876	収入額	12,544,159,017	20.9	14,317,994	0.0	0	—	36,779,909,417	61.2	10,773,319,555	17.9
		累計	12,544,159,017	20.9	12,558,477,011	20.9	12,558,477,011	20.9	49,338,386,428	82.1	60,111,705,983	100.0
繰越金	59,865,545,535	収入額	59,865,545,776	100.0	0	—	0	—	0	—	0	—
		累計	59,865,545,776	100.0	59,865,545,776	100.0	59,865,545,776	100.0	59,865,545,776	100.0	59,865,545,776	100.0
諸収入	120,886,102,510	収入額	15,335,067,572	13.5	2,169,609,533	1.9	468,661,639	0.4	69,798,701,222	61.5	25,657,869,054	22.6
		累計	15,335,067,572	13.5	17,504,677,105	15.4	17,973,338,744	15.8	87,772,039,966	77.4	113,429,909,020	100.0
県債	115,852,144,000	収入額	0	—	40,000,000,000	51.0	0	—	12,364,733,333	15.8	26,011,744,000	33.2
		累計	0	—	40,000,000,000	51.0	40,000,000,000	51.0	52,364,733,333	66.8	78,376,477,333	100.0
歳入合計	1,338,445,548,920	収入額	304,962,052,029	25.3	181,671,500,284	15.0	179,346,398,505	14.9	449,278,352,756	37.2	91,909,450,058	7.6
		累計	304,962,052,029	25.3	486,633,552,313	40.3	665,979,950,818	55.2	1,115,258,303,574	92.4	1,207,167,753,632	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
議会費	1,691,835,000	支出額	558,829,492	33.5	292,690,866	17.6	542,029,259	32.5	264,153,515	15.9	8,695,574	0.5
		累計	558,829,492	33.5	851,520,358	51.1	1,393,549,617	83.6	1,657,703,132	99.5	1,666,398,706	100.0
総務費	92,429,130,925	支出額	9,059,789,387	10.2	8,383,888,587	9.4	23,201,086,995	26.2	26,443,813,476	29.8	21,633,206,459	24.4
		累計	9,059,789,387	10.2	17,443,677,974	19.7	40,644,764,969	45.8	67,088,578,445	75.6	88,721,784,904	100.0
民生費	151,276,345,919	支出額	34,084,607,568	23.4	21,964,747,727	15.1	26,445,272,814	18.2	54,605,342,098	37.5	8,383,517,461	5.8
		累計	34,084,607,568	23.4	56,049,355,295	38.5	82,494,628,109	56.7	137,099,970,207	94.2	145,483,487,668	100.0
衛生費	121,821,706,800	支出額	9,370,048,100	8.6	19,472,521,724	17.8	19,723,791,912	18.1	29,151,940,054	26.7	31,433,481,532	28.8
		累計	9,370,048,100	8.6	28,842,569,824	26.4	48,566,361,736	44.5	77,718,301,790	71.2	109,151,783,322	100.0
労働費	3,024,250,912	支出額	705,799,388	24.8	434,794,323	15.3	810,395,613	28.5	567,180,988	19.9	326,209,873	11.5
		累計	705,799,388	24.8	1,140,593,711	40.1	1,950,989,324	68.6	2,518,170,312	88.5	2,844,380,185	100.0
農林水産業費	86,557,530,447	支出額	7,381,479,465	12.6	10,114,110,169	17.3	11,893,122,343	20.3	17,521,818,895	29.9	11,702,454,905	20.0
		累計	7,381,479,465	12.6	17,495,589,634	29.8	29,388,711,977	50.1	46,910,530,872	80.0	58,612,985,777	100.0
商工費	176,743,441,032	支出額	88,591,636,014	60.0	10,074,811,821	6.8	21,784,953,443	14.7	25,079,275,208	17.0	2,213,387,027	1.5
		累計	88,591,636,014	60.0	98,666,447,835	66.8	120,451,401,278	81.5	145,530,676,486	98.5	147,744,063,513	100.0
土木費	147,203,248,015	支出額	10,249,736,048	10.9	14,336,071,516	15.2	15,319,105,233	16.3	26,238,111,767	27.9	27,908,608,744	29.7
		累計	10,249,736,048	10.9	24,585,807,564	26.1	39,904,912,797	42.4	66,143,024,564	70.3	94,051,633,308	100.0
警察費	54,376,843,063	支出額	12,298,963,252	23.2	10,434,573,623	19.7	14,275,784,165	26.9	10,818,286,698	20.4	5,148,331,865	9.7
		累計	12,298,963,252	23.2	22,733,536,875	42.9	37,009,321,040	69.9	47,827,607,738	90.3	52,975,939,603	100.0
教育費	195,120,915,649	支出額	38,822,533,357	21.2	36,641,082,590	20.0	48,364,099,047	26.4	38,957,466,580	21.3	20,512,680,248	11.2
		累計	38,822,533,357	21.2	75,463,615,947	41.2	123,827,714,994	67.6	162,785,181,574	88.8	183,297,861,822	100.0
災害復旧費	42,233,342,675	支出額	1,461,894,311	6.6	1,795,252,973	8.1	3,637,897,289	16.5	8,360,248,901	37.8	6,858,544,832	31.0
		累計	1,461,894,311	6.6	3,257,147,284	14.7	6,895,044,573	31.2	15,255,293,474	69.0	22,113,838,306	100.0
公債費	113,498,833,000	支出額	35,228,735,903	31.0	9,000,129,405	7.9	34,325,545,882	30.2	15,647,910,176	13.8	19,293,179,904	17.0
		累計	35,228,735,903	31.0	44,228,865,308	39.0	78,554,411,190	69.2	94,202,321,366	83.0	113,495,501,270	100.0
諸支出金	152,468,100,000	支出額	17,197,131,000	11.3	26,579,580,230	17.5	17,504,133,751	11.5	90,939,638,523	59.7	0	—
		累計	17,197,131,000	11.3	43,776,711,230	28.8	61,280,844,981	40.3	152,220,483,504	100.0	152,220,483,504	100.0
予備費	25,483	支出額	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
		累計	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
歳出合計	1,338,445,548,920	支出額	265,011,183,285	22.6	169,524,255,554	14.5	237,827,217,746	20.3	344,595,186,879	29.4	155,422,298,424	13.3
		累計	265,011,183,285	22.6	434,535,438,839	37.1	672,362,656,585	57.4	1,016,957,843,464	86.7	1,172,380,141,888	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(2) 特別会計

イ 会計別歳入額

会計名	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の年度対比 R4/R3	不納欠損額	収入未済額
	円	円	円	%	円	円
公債費	236,249,757,000	236,248,305,200	236,248,305,200	116.1	0	0
母子父子寡婦福祉資金	122,180,000	173,730,650	122,944,547	58.3	0	50,786,103
国民健康保険	205,059,521,000	203,855,296,948	203,855,296,948	99.1	0	0
中小企業高度化資金	3,609,806,000	4,557,522,434	4,540,458,394	136.9	0	17,064,040
農業改良資金	26,718,000	159,369,012	141,970,134	82.7	0	17,398,878
沿岸漁業改善資金	50,775,000	592,302,256	592,302,256	100.1	0	0
林業・木材産業改善資金	51,252,000	388,037,037	381,857,037	99.2	0	6,180,000
県有林	504,931,000	497,452,683	497,452,683	100.7	0	0
土地取得	285,000	590,792	590,792	120.9	0	0
港湾整備事業	(1,291,537,040) 8,353,029,040	6,679,078,616	6,679,078,616	90.7	0	0
歳入合計	(1,291,537,040) 454,028,254,040	453,151,685,628	453,060,256,607	107.4	0	91,429,021
前年度	(1,210,640,350) 420,994,940,350	421,773,865,035	421,676,114,029	—	0	97,751,006
比較増減(△)	(80,896,690) 33,033,313,690	31,377,820,593	31,384,142,578	—	0	△6,321,985

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

口 会 計 別 歳 出 額

会 計 名	予 算 現 額	支 出 済 額	支出済額の年度対比 R4/R3	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額
				繰越明許費	事故繰越し	計	
	円	円	%	円	円	円	円
公 債 費	236,249,757,000	236,248,305,200	116.1	0	0	0	1,451,800
母子父子寡婦福祉資金	122,180,000	105,206,345	75.2	0	0	0	16,973,655
国 民 健 康 保 険	205,059,521,000	201,397,326,122	99.5	0	0	0	3,662,194,878
中小企業高度化資金	3,609,806,000	3,473,626,469	145.8	0	0	0	136,179,531
農 業 改 良 資 金	26,718,000	26,125,464	68.2	0	0	0	592,536
沿岸漁業改善資金	50,775,000	92,445	46.8	0	0	0	50,682,555
林業・木材産業改善資金	51,252,000	84,470	0.9	0	0	0	51,167,530
県 有 林	504,931,000	404,866,925	88.2	66,500,000	0	66,500,000	33,564,075
土 地 取 得	285,000	285,000	68.8	0	0	0	0
港 湾 整 備 事 業	(1,291,537,040) 8,353,029,040	6,526,537,011	91.4	1,501,836,040	160,701,340	1,662,537,380	163,954,649
歳 出 合 計	(1,291,537,040) 454,028,254,040	448,182,455,451	107.7	1,568,336,040	160,701,340	1,729,037,380	4,116,761,209
前 年 度	(1,210,640,350) 420,994,940,350	416,138,029,539	—	1,179,540,000	111,997,040	1,291,537,040	3,565,373,771
比 較 増 減 (△)	(80,896,690) 33,033,313,690	32,044,425,912	—	388,796,040	48,704,300	437,500,340	551,387,438

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ハ 収 入 未 済 状 況

会 計 名	金 額	摘 要	
			円
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	50,786,103	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	48,702,320
		母子父子寡婦福祉資金違約金	1,542,100
		過年度過払金等返還金	541,683
中 小 企 業 高 度 化 資 金	17,064,040	設備導入資金	3,310,000
		高度化資金	13,754,040
農 業 改 良 資 金	17,398,878	改良資金貸付金	13,340,590
		違約金	4,058,288
林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金	6,180,000	改善資金貸付金	6,180,000
計	91,429,021		

二 前年度からの繰越額一覧表

会 計 名	科 目 (款)	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
港 湾 整 備 事 業	2 土 木 費	1,291,537,040 円	1,167,793,080 円	123,743,960 円
計		1,291,537,040	1,167,793,080	123,743,960

ホ 翌年度への繰越額一覧表

会 計 名	科 目		翌 年 度 繰 越 額		
	款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
県 有 林	1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費	66,500,000 円	0 円	66,500,000 円
港 湾 整 備 事 業	2 土 木 費	1 港 湾 費	1,501,836,040	160,701,340	1,662,537,380
計			1,568,336,040	160,701,340	1,729,037,380

へ 四半期別資金の状況調

(歳入)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
公債費	236,249,757,000	収入額	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
			75,219,575,956	31.8	31,597,330,060	13.4	50,345,949,222	21.3	56,103,569,572	23.7	22,981,880,390	9.7
		累計	75,219,575,956	31.8	106,816,906,016	45.2	157,162,855,238	66.5	213,266,424,810	90.3	236,248,305,200	100.0
母子父子寡婦福祉資金	122,180,000	収入額	83,486,499	67.9	12,686,453	10.3	11,151,295	9.1	12,945,745	10.5	2,674,555	2.2
			累計	83,486,499	67.9	96,172,952	78.2	107,324,247	87.3	120,269,992	97.8	122,944,547
国民健康保険	205,059,521,000	収入額	51,953,213,074	25.5	43,257,189,389	21.2	49,098,756,505	24.1	43,186,061,948	21.2	16,360,076,032	8.0
			累計	51,953,213,074	25.5	95,210,402,463	46.7	144,309,158,968	70.8	187,495,220,916	92.0	203,855,296,948
中小企業高度化資金	3,609,806,000	収入額	1,657,067,143	36.5	44,373,000	1.0	88,029,955	1.9	2,188,417,995	48.2	562,570,301	12.4
			累計	1,657,067,143	36.5	1,701,440,143	37.5	1,789,470,098	39.4	3,977,888,093	87.6	4,540,458,394
農業改良資金	26,718,000	収入額	142,006,676	100.0	46,000	0.0	41,000	0.0	47,000	0.0	△170,542	△0.1
			累計	142,006,676	100.0	142,052,676	100.1	142,093,676	100.1	142,140,676	100.1	141,970,134
沿岸漁業改善資金	50,775,000	収入額	593,085,879	100.1	90,000	0.0	160,000	0.0	90,000	0.0	△1,123,623	△0.2
			累計	593,085,879	100.1	593,175,879	100.1	593,335,879	100.2	593,425,879	100.2	592,302,256
林業・木材産業改善資金	51,252,000	収入額	381,808,230	100.0	15,000	0.0	15,000	0.0	15,000	0.0	3,807	0.0
			累計	381,808,230	100.0	381,823,230	100.0	381,838,230	100.0	381,853,230	100.0	381,857,037
県有林	504,931,000	収入額	46,107,556	9.3	60,162,868	12.1	221,130,418	44.5	39,527,399	7.9	130,524,442	26.2
			累計	46,107,556	9.3	106,270,424	21.4	327,400,842	65.8	366,928,241	73.8	497,452,683
土地取得	285,000	収入額	74,717	12.6	0	—	0	—	0	—	516,075	87.4
			累計	74,717	12.6	74,717	12.6	74,717	12.6	74,717	12.6	590,792
港湾整備事業	8,353,029,040	収入額	471,295,323	7.1	339,758,813	5.1	511,066,690	7.7	4,341,354,671	65.0	1,015,603,119	15.2
			累計	471,295,323	7.1	811,054,136	12.1	1,322,120,826	19.8	5,663,475,497	84.8	6,679,078,616
歳入合計	454,028,254,040	収入額	130,547,721,053	28.8	75,311,651,583	16.6	100,276,300,085	22.1	105,872,029,330	23.4	41,052,554,556	9.1
			累計	130,547,721,053	28.8	205,859,372,636	45.4	306,135,672,721	67.6	412,007,702,051	90.9	453,060,256,607

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
公債費	236,249,757,000	支出額	96,271,291,486	40.8	44,842,293,826	19.0	30,654,436,565	13.0	64,480,283,323	27.3	0	—
		累計	96,271,291,486	40.8	141,113,585,312	59.7	171,768,021,877	72.7	236,248,305,200	100.0	236,248,305,200	100.0
母子父子寡婦福祉資金	122,180,000	支出額	12,651,923	12.0	68,516,761	65.1	8,817,818	8.4	11,238,464	10.7	3,981,379	3.8
		累計	12,651,923	12.0	81,168,684	77.2	89,986,502	85.5	101,224,966	96.2	105,206,345	100.0
国民健康保険	205,059,521,000	支出額	34,454,128,363	17.1	48,834,566,654	24.2	48,575,764,723	24.1	51,869,523,207	25.8	17,663,343,175	8.8
		累計	34,454,128,363	17.1	83,288,695,017	41.4	131,864,459,740	65.5	183,733,982,947	91.2	201,397,326,122	100.0
中小企業高度化資金	3,609,806,000	支出額	447,052,794	12.9	198,358,864	5.7	47,695,275	1.4	32,163,247	0.9	2,748,356,289	79.1
		累計	447,052,794	12.9	645,411,658	18.6	693,106,933	20.0	725,270,180	20.9	3,473,626,469	100.0
農業改良資金	26,718,000	支出額	25,661,317	98.2	193,000	0.7	23,880	0.1	16,520	0.1	230,747	0.9
		累計	25,661,317	98.2	25,854,317	99.0	25,878,197	99.1	25,894,717	99.1	26,125,464	100.0
沿岸漁業改善資金	50,775,000	支出額	27,805	30.1	34,195	—	1,540	1.7	25,000	27.0	3,905	4.2
		累計	27,805	30.1	62,000	67.1	63,540	68.7	88,540	95.8	92,445	100.0
林業・木材産業改善資金	51,252,000	支出額	28,920	—	0	0.0	0	0.0	1,100	1.3	54,450	64.5
		累計	28,920	—	28,920	34.2	28,920	34.2	30,020	35.5	84,470	100.0
県有林	504,931,000	支出額	17,190,408	4.2	31,185,486	7.7	256,355,622	63.3	86,591,588	21.4	13,543,821	3.3
		累計	17,190,408	4.2	48,375,894	11.9	304,731,516	75.3	391,323,104	96.7	404,866,925	100.0
土地取得	285,000	支出額	0	—	0	—	0	—	285,000	100.0	0	—
		累計	0	—	0	—	0	—	285,000	100.0	285,000	100.0
港湾整備事業	8,353,029,040	支出額	166,068,320	2.5	572,163,713	8.8	1,442,060,667	22.1	387,234,420	5.9	3,959,009,891	60.7
		累計	166,068,320	2.5	738,232,033	11.3	2,180,292,700	33.4	2,567,527,120	39.3	6,526,537,011	100.0
歳出合計	454,028,254,040	支出額	131,394,101,336	29.3	94,547,312,499	21.1	80,985,156,090	18.1	116,867,361,869	26.1	24,388,523,657	5.4
		累計	131,394,101,336	29.3	225,941,413,835	50.4	306,926,569,925	68.5	423,793,931,794	94.6	448,182,455,451	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(3) 財産等

イ 公有財産

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土 地	行 政 財 産	81,400,045.44 m ²	△ 118,335.75 m ²	81,281,709.69 m ²
	う ち 山 林	61,485,862.35 m ²	△ 12,035.08 m ²	61,473,827.27 m ²
	普 通 財 産	3,150,688.09 m ²	74,975.02 m ²	3,225,663.11 m ²
	土地取得特別会計財産	52,446.47 m ²	0.00 m ²	52,446.47 m ²
	計	84,603,180.00 m ²	△ 43,360.73 m ²	84,559,819.27 m ²
立 木 (推定蓄積量)	所 有 林	1,410,927.72 m ³	20,467.45 m ³	1,431,395.17 m ³
	分 収 林	1,744,307.38 m ³	23,857.00 m ³	1,768,164.38 m ³
	計	3,155,235.10 m ³	44,324.45 m ³	3,199,559.55 m ³
建 物 (延面積)	行 政 財 産	2,688,717.58 m ²	9,134.16 m ²	2,697,851.74 m ²
	普 通 財 産	96,823.89 m ²	△ 3,497.48 m ²	93,326.41 m ²
	計	2,785,541.47 m ²	5,636.68 m ²	2,791,178.15 m ²
動 産	船 舶	6 隻	△ 2 隻	4 隻
		2,061.00 総ト	△ 1,037.00 総ト	1,024.00 総ト
	航 空 機	0 機	0 機	0 機
物 権	地 上 権	63,825,298.97 m ²	△ 355,875.00 m ²	63,469,423.97 m ²
	計	63,825,298.97 m ²	△ 355,875.00 m ²	63,469,423.97 m ²
無体財産権	特 許 権	30 件	△ 1 件	29 件
	実 用 新 案 権	0 件	0 件	0 件
	育 成 者 権	13 件	0 件	13 件
	著 作 権	8 件	0 件	8 件
	商 標 権	27 件	0 件	27 件
	計	78 件	△ 1 件	77 件

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
有 価 証 券	株 券	1,067,770 千円	6,998,168 千円	8,065,938 千円
	計	1,067,770 千円	6,998,168 千円	8,065,938 千円
出 資 に よ る 利 権	出 資 証 券	3,261,532 千円	△ 2,535 千円	3,258,997 千円
	出 資 に よ る 権 利	65,139,301 千円	△ 8,213,972 千円	56,925,329 千円
	計	68,400,833 千円	△ 8,216,507 千円	60,184,326 千円

□ 重要物品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
機 械 器 具 等	3,744 個	28 個	3,772 個
船 舶	42 隻	△ 1 隻	41 隻
車 両	1,455 台	△ 30 台	1,425 台
合 計	5,241	△ 3	5,238

ハ 債務保証及び損失補償

区 分	決算年度末現在高	事 業 名
債 務 保 証	12,628,176,548 千円	地方債共同発行連帯債務保証 他
損 失 補 償	9,654,400 千円	みやぎ産業振興機構みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業損失補償 他

二 債 権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
貸 付 金 等	125,259,475,802 円	△ 2,611,123,519 円	122,648,352,283 円

(貸付金等の内訳)

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
借上宿舎敷金	0	240,000	240,000
一般公共施設整備事業貸付金	378,852,083	△ 13,178,999	365,673,084
公営企業安定化資金貸付金	189,000,000	△ 31,130,000	157,870,000
災害援護資金貸付金	9,640,886,661	△ 1,481,185,439	8,159,701,222
東京事務所借上宿舎敷金	680,000	0	680,000
阿武隈急行経営安定化資金貸付金	225,000,000	△ 225,000,000	0
地方独立行政法人宮城県立こども病院貸付金	2,028,050,000	△ 28,775,000	1,999,275,000
地方独立行政法人宮城県立病院機構貸付金	5,237,593,903	214,809,630	5,452,403,533
地方独立行政法人宮城県立こども病院 法人移行前地方債償還債務負担金	4,441,226,117	△ 397,569,087	4,043,657,030
地方独立行政法人宮城県立病院機構 法人移行前地方債償還債務負担金	1,176,583,722	△ 460,344,898	716,238,824
看護学生修学資金貸付金	109,703,684	19,082,242	128,785,926
医学生修学資金等貸付金	762,580,000	△ 115,780,000	646,800,000
介護福祉士等修学資金貸付金	107,993	△ 107,993	0
母子父子寡婦福祉資金貸付金	273,264,545	△ 6,886,508	266,378,037
東日本大震災に係る被災中小企業 施設・設備整備支援事業貸付金	79,621,659,284	△ 2,135,563,995	77,486,095,289
令和元年台風第19号等に係る被災中小 企業施設・設備整備支援事業貸付金	1,250,000,000	△ 960,000	1,249,040,000
工場立地基盤整備事業貸付金	246,800,000	31,200,000	278,000,000
松の平三丁目地区造成事業貸付金	0	2,485,800,000	2,485,800,000
大阪事務所名古屋産業立地センター敷金	2,600,436	0	2,600,436
機械類貸与資金貸付金	76,186,000	△ 25,396,000	50,790,000
自動車関連産業支援機械類貸与貸付金	9,000,000	△ 3,000,000	6,000,000
中小企業支援センター経営基盤強化支援貸付金	100,000,000	0	100,000,000
宮城・仙台富県チャレンジ応援基金貸付金	4,290,000,000	0	4,290,000,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
中小企業高度化資金貸付金	1,663,004,000	75,933,000	1,738,937,000
小規模企業者等設備導入資金貸付金	3,000,000	△ 3,000,000	0
小規模企業者等設備貸与資金貸付金 (新設備貸与)	1,116,010,000	37,766,000	1,153,776,000
小規模企業者等設備貸与資金貸付金 (旧設備貸与)	2,675,000	△ 2,675,000	0
農業改良資金貸付金 (就農支援資金)	14,516,000	△ 6,902,500	7,613,500
沿岸漁業改善資金貸付金	13,050,000	△ 430,000	12,620,000
宮城県東京アンテナショップ敷金	111,600,000	0	111,600,000
宮城県農業公社退職手当等資金貸付金	54,552,813	△ 13,098,000	41,454,813
新規参入者定着支援資金貸付金	369,000	△ 123,000	246,000
就農支援資金貸付金	1,363,636	△ 1,363,636	0
林業・木材産業改善資金貸付金	25,680,000	△ 6,600,000	19,080,000
林業公社貸付金	1,012,567,305	△ 11,000,000	1,001,567,305
フェリー埠頭災害復旧費貸付金	151,542,620	△ 16,629,336	134,913,284
仙台空港アクセス鉄道整備資金貸付金	6,809,000,000	△ 150,000,000	6,659,000,000
仙台空港旅客ターミナルビル災害復旧資金貸付金	2,613,330,000	△ 261,333,000	2,351,997,000
中坪・荷揚場地区整備事業に係る貸付金	1,290,890,000	0	1,290,890,000
昭和47年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	77,000,000	△ 77,000,000	0
昭和48年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	90,677,000	0	90,677,000
昭和49年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	74,740,000	0	74,740,000
昭和51年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	41,238,000	0	41,238,000
平成27年(ノ)第298号損害賠償請求調停事件求償金	400,000	△ 250,000	150,000
高等学校の定時制及び通信制課程修学資金貸付金	31,584,000	△ 672,000	30,912,000
塩釜警察署署長宿舍敷金	87,000	0	87,000
岩沼警察署署長宿舍敷金	207,000	0	207,000
石巻警察署署長宿舍敷金	213,000	0	213,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
気仙沼警察署署長宿舎敷金	58,000	0	58,000
河北警察署署長宿舎敷金	56,000	0	56,000
古川警察署署長宿舎敷金	130,000	0	130,000
遠田警察署署長宿舎敷金	106,000	0	106,000
築館警察署署長宿舎敷金	55,000	0	55,000
合 計	125,259,475,802	△ 2,611,123,519	122,648,352,283

ホ 基 金

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
財 政 調 整 基 金	現 金	16,100,948,093	823,964,941	16,924,913,034
	計	175,855,773,672	19,928,493,719	195,784,267,391
県 債 管 理 基 金	有 価 証 券	37,500,000,000	5,000,000,000	42,500,000,000
	現 金	138,355,773,672	14,928,493,719	153,284,267,391
	計	57,827,470,063	△ 10,583,664,087	47,243,805,976
地 域 整 備 推 進 基 金	有 価 証 券	732,390,289	501,323,872	1,233,714,161
	現 金	57,095,079,774	△ 11,084,987,959	46,010,091,815
	計	12,532,508,775	△ 338,487,273	12,194,021,502
東 日 本 大 震 災 復 興 基 金	有 価 証 券	158,725,387	159,706,554	318,431,941
	現 金	12,373,783,388	△ 498,193,827	11,875,589,561
	計	0	0	0
東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金 基 金	現 金	0	0	0
	計	10,511,716,451	285,000	10,512,001,451
	有 価 証 券	133,131,864	141,376,183	274,508,047
	現 金	10,378,584,587	△ 141,091,183	10,237,493,404
	土 地	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
	(0)	(0)	(0)	
土 地 基 金	計	15,182,374,466	1,538,989,526	16,721,363,992
	有 価 証 券	192,286,182	244,371,765	436,657,947
	現 金	14,990,088,284	1,294,617,761	16,284,706,045
県 庁 舎 等 整 備 基 金	計	1,800,843,400	△ 81,217,311	1,719,626,089
	有 価 証 券	22,807,848	22,098,081	44,905,929
	現 金	1,778,035,552	△ 103,315,392	1,674,720,160
災 害 救 助 基 金	現 金	0	0	0
	計	389,230,864	166,106,089	555,336,953
発 電 用 施 設 周 辺 地 域 振 興 基 金	有 価 証 券	4,929,645	9,572,299	14,501,944
	現 金	384,301,219	156,533,790	540,835,009
	計	1,000,000,000	885,082,985	1,885,082,985
次 世 代 育 成 ・ 応 援 基 金	有 価 証 券	12,665,092	36,561,542	49,226,634
	現 金	987,334,908	848,521,443	1,835,856,351
	計	0	1,156,200,000	1,156,200,000
企 業 版 ふ る さ と 納 税 基 金	有 価 証 券	0	30,192,747	30,192,747
	現 金	0	1,126,007,253	1,126,007,253
	計	4,433,684,443	2,623,478,089	7,057,162,532
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	有 価 証 券	56,153,025	128,136,133	184,289,158
	現 金	4,377,531,418	2,495,341,956	6,872,873,374
	計	1,511,033,348	693,910,880	2,204,944,228
地 域 環 境 保 全 基 金	有 価 証 券	19,137,377	38,442,041	57,579,418
	現 金	1,491,895,971	655,468,839	2,147,364,810
	計	795,499,916	△ 37,466,237	758,033,679
環 境 創 造 基 金	有 価 証 券	10,075,080	9,720,041	19,795,121
	現 金	785,424,836	△ 47,186,278	738,238,558
	計			

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
宮 城 み ど り の 基 金	計	13,030,909	2,946,659	15,977,568
	有 価 証 券	165,037	252,197	417,234
	現 金	12,865,872	2,694,462	15,560,334
産 業 廃 棄 物 税 基 金	現 金	575,111,182	76,636,560	651,747,742
	現 金	0	0	0
地 域 環 境 保 全 特 別 基 金	計	8,068,812,017	599,073,911	8,667,885,928
	有 価 証 券	102,192,253	124,158,975	226,351,228
	現 金	7,966,619,764	474,914,936	8,441,534,700
文 化 振 興 基 金	計	2,363,809,728	741,983,870	3,105,793,598
	有 価 証 券	29,937,869	51,166,128	81,103,997
	現 金	2,333,871,859	690,817,742	3,024,689,601
社 会 福 祉 基 金	計	5,693,499,373	△ 631,469,841	5,062,029,532
	有 価 証 券	72,108,698	60,080,005	132,188,703
	現 金	5,621,390,675	△ 691,549,846	4,929,840,829
地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金	計	1,449,830,979	71,179	1,449,902,158
	有 価 証 券	18,362,243	19,500,176	37,862,419
	現 金	1,431,468,736	△ 19,428,997	1,412,039,739
介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金	現 金	672,546,517	923,683,079	1,596,229,596
	計	2,140,210,394	105,074	2,140,315,468
子 育 て 支 援 対 策 臨 時 特 例 基 金	有 価 証 券	27,105,963	28,785,754	55,891,717
	現 金	2,113,104,431	△ 28,680,680	2,084,423,751
	計	3,709,167,831	△ 1,428,768,725	2,280,399,106
後 期 高 齢 者 医 療 財 政 安 定 化 基 金	有 価 証 券	46,976,954	12,572,876	59,549,830
	現 金	3,662,190,877	△ 1,441,341,601	2,220,849,276
	計	17,262,744,285	273,286,373	17,536,030,658
富 県 宮 城 推 進 基 金	有 価 証 券	218,634,259	239,297,710	457,931,969
	現 金	17,044,110,026	33,988,663	17,078,098,689
	計	257,912,286	3,327	257,915,613
企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金	現 金	125,932,336	17,511,627	143,443,963
	貸 付 金	131,979,950	△ 17,508,300	114,471,650
	計	470,859,271	△ 251,413,909	219,445,362
産 業 用 地 整 備 促 進 基 金	現 金	16,318,929,794	△ 231,893,774	16,087,036,020
	計	667,028,853	△ 5,116,000	661,912,853
緊 急 雇 用 創 出 事 業 臨 時 特 例 基 金	有 価 証 券	321,334,858	202,348,233	523,683,091
	現 金	345,693,995	△ 207,464,233	138,229,762
	計	907,076,830	△ 117,996,401	789,080,429
中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 基 金	有 価 証 券	11,488,212	9,117,657	20,605,869
	現 金	895,588,618	△ 127,114,058	768,474,560
	計	290,434,727	△ 81,039,558	209,395,169
農 林 水 産 業 担 い 手 対 策 基 金	現 金	25,684,226	917,958	26,602,184
	計	325,293	369,390	694,683
農 地 中 間 管 理 事 業 等 推 進 基 金	有 価 証 券	325,293	369,390	694,683
	現 金	25,358,933	548,568	25,907,501

項 目	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
森 林 環 境 整 備 基 金	計	116,232,597	126,579,991
	有 価 証 券	1,472,096	3,305,481
	現 金	114,760,501	123,274,510
県 有 林 基 金	計	612,752,587	611,126,587
	有 価 証 券	15,744,207	23,833,715
	現 金	597,008,380	587,292,872
仙 台 塩 釜 港 仙 台 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	638,155,539	641,622,910
	有 価 証 券	450,000,000	450,000,000
	現 金	188,155,539	191,622,910
仙 台 塩 釜 港 石 巻 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	789,720,475	795,867,816
	有 価 証 券	449,800,000	449,800,000
	現 金	339,920,475	346,067,816
東 日 本 大 震 災 み や ぎ こ ど も 育 英 基 金	計	6,807,985,913	6,232,705,709
	有 価 証 券	86,223,773	162,759,478
	現 金	6,721,762,140	6,069,946,231
高 等 学 校 等 育 英 奨 学 資 金 貸 付 基 金	計	6,693,502,665	6,121,108,013
	有 価 証 券	33,689,146	78,080,189
	現 金	2,632,807,839	2,924,462,825
	貸 付 金	4,027,005,680	3,118,564,999
美 術 品 等 取 得 基 金	計	2,129,272,931	2,129,288,248
	現 金	609,871,651	609,886,968
	美 術 品 等	462点	462点
	(1,519,401,280)	(0)	(1,519,401,280)
合 計	計	376,615,395,400	392,132,758,070
	有 価 証 券	40,727,862,650	47,927,862,650
	現 金	330,209,145,840	339,452,457,491
	貸 付 金	4,158,985,630	3,233,036,649
	土 地	0.00㎡	0.00㎡
	(0)	(0)	(0)
	美 術 品 等	462点	462点
(1,519,401,280)	(0)	(1,519,401,280)	

(注)各基金における()書は取得金額を示した。

なお、出納整理期間中に積み立て(戻し入れ)た財政調整基金3,844,971,000円、地域整備推進基金9,313,051,503円、東日本大震災復興基金23,591,241円、県庁舎等整備基金140,215,959円、次世代育成・応援基金31,547,000円、スポーツ振興基金108,583,180円、地域環境保全基金14,121,196円、環境創造基金295,756,675円、産業廃棄物税基金39,837,911円、文化振興基金5,914,692円、社会福祉基金28,846,024円、地域医療介護総合確保基金177,420,887円、子育て支援対策臨時特例基金115,764,328円、国民健康保険財政安定化基金2,228,169,000円、富県宮城推進基金75,243,733円、緊急雇用創出事業臨時特例基金24,935,784円、中山間地域等農村活性化基金26,000円、農林水産業担い手対策基金32,196,038円、農地中間管理事業等推進基金8,940,400円、森林環境整備基金52,868,000円、東日本大震災みやぎ子ども育英基金197,988,524円は上記の金額に含まれていない。

また、出納整理期間中に取り崩した地域整備推進基金10,587,127,000円、災害救助基金286,796,506円、産業用地整備促進基金22,110,000円、県有林基金83,049,500円、森林環境整備基金80,770,923円も上記の金額に含まれていない。

△ 県 債

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	公 共 事 業 等 債	352,114,269,573	22,598,200,000	17,467,665,165	357,244,804,408
	一 般 単 独 事 業 債	326,904,425,208	15,150,100,000	21,766,389,093	320,288,136,115
	防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	18,459,100,000	12,104,900,000	0	30,564,000,000
	公 営 住 宅 建 設 事 業 債	4,386,895,588	0	265,955,512	4,120,940,076
	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	318,306,755	0	18,511,204	299,795,551
	災 害 復 旧 事 業 債	24,166,357,814	7,861,500,000	1,448,282,514	30,579,575,300
	（ 単 独 災 害 復 旧 事 業 債 ）	(3,393,626,188)	(3,239,700,000)	(157,744,892)	(6,475,581,296)
	（ 補 助 災 害 復 旧 事 業 債 ）	(20,772,731,626)	(4,621,800,000)	(1,290,537,622)	(24,103,994,004)
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	7,918,222,002	350,600,000	80,747,002	8,188,075,000
	新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 債	8,301,533,511	0	553,810,429	7,747,723,082
	厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	42,219,064	0	0	42,219,064
	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	28,542,591,829	643,100,000	1,051,163,364	28,134,528,465
	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	349,805,244	0	69,968,249	279,836,995
	減 収 補 填 債	51,354,188,824	0	1,129,433,168	50,224,755,656
	上 水 道 事 業 出 資 債	4,580,129,044	178,700,000	1,283,167,030	3,475,662,014
	工 業 用 水 道 事 業 出 資 債	158,172,931	0	111,185,446	46,987,485
	観 光 そ の 他 事 業 債	146,000,000	0	0	146,000,000
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 債	838,361,523	0	108,034,257	730,327,266
	病 院 事 業 債 （ 一 般 会 計 分 ）	14,676,551,176	1,182,900,000	1,969,778,803	13,889,672,373
都 市 高 速 鉄 道 事 業 債	105,600,096	0	0	105,600,096	
臨 時 財 政 特 例 債	3,341,532	0	706,468	2,635,064	

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	減 税 補 填 債	26,239,243,214	0	746,725,996	25,492,517,218
	臨 時 税 収 補 填 債	510,300,000	0	72,900,000	437,400,000
	臨 時 財 政 対 策 債	653,680,391,512	18,301,544,000	36,801,898,692	635,180,036,820
	調 整 債	0	0	0	0
	財 政 健 全 化 債	3,162,946,066	0	209,300,000	2,953,646,066
	地 域 再 生 事 業 債	6,294,146,168	0	668,571,168	5,625,575,000
	行 政 改 革 推 進 債	13,616,225,000	0	979,200,000	12,637,025,000
	行 政 改 革 等 推 進 債	4,329,000,000	0	0	4,329,000,000
	退 職 手 当 債	24,286,000,000	0	332,000,000	23,954,000,000
	財 源 対 策 債	2,427,414,918	0	199,042,147	2,228,372,771
	借 換 債	0	93,300,000,000	93,300,000,000	0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	11,568,294,814	4,933,333	1,428,045,937	10,145,182,210
	小 計	1,589,480,033,406	171,676,477,333	182,062,481,644	1,579,094,029,095
特 別 会 計	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 債	131,815,595	0	65,164,117	66,651,478
	中 小 企 業 高 度 化 資 金 債	86,194,290,273	657,094,000	2,642,837,009	84,208,547,264
	県 有 林 整 備 債	1,657,198,351	0	178,908,578	1,478,289,773
	港 湾 整 備 事 業 債	24,439,858,568	4,664,500,000	4,402,101,596	24,702,256,972
	小 計	112,423,162,787	5,321,594,000	7,289,011,300	110,455,745,487
合 計		1,701,903,196,193	176,998,071,333	189,351,492,944	1,689,549,774,582

宮城県基金運用状況審査意見書

Ⅱ 宮城県基金運用状況審査意見書

1 審査の対象

令和5年7月12日審査に付された令和4年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 土地基金
- (2) 企業立地資金貸付基金
- (3) 美術品等取得基金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

2 審査の方法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に行なった例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

3 運用の状況

(1) 土地基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (令 和 5 年 3 月 31 日 現 在)
		増	減	
有 価 証 券	円 133,131,864	円 141,376,183	円 0	円 274,508,047
現 金 (銀 行 預 金)	10,378,584,587	285,000	141,376,183	10,237,493,404
貸 付 金	0	0	0	0
土 地	0.00m ² 0	0.00m ² 0	0.00m ² 0	0.00m ² 0
計	10,511,716,451	141,661,183	141,376,183	10,512,001,451

(2) 企業立地資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (令和5年3月31日現在)
		増	減	
現金 (銀行預金)	円 125,932,336	円 17,511,627	円 0	円 143,443,963
貸 付 金	131,979,950	0	17,508,300	114,471,650
計	257,912,286	17,511,627	17,508,300	257,915,613

(貸付金増減の推移)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
平成30年度	14	円 298,830,900	0	円 0	3	円 47,411,550	11	円 251,419,350
令和元年度	11	251,419,350	0	0	2	39,683,300	9	211,736,050
令和2年度	9	211,736,050	2	50,000,000	2	112,205,300	9	149,530,750
令和3年度	9	149,530,750	0	0	0	17,550,800	9	131,979,950
令和4年度	9	131,979,950	0	0	1	17,508,300	8	114,471,650

(注) 「貸付 (増)」、「償還 (減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(3) 美術品等取得基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (令和5年3月31日現在)
		増	減	
現金（銀行預金）	円 609,871,651	円 15,317	円 0	円 609,886,968
美 術 品 等	1,519,401,280	0	0	1,519,401,280
計	2,129,272,931	15,317	0	2,129,288,248

(美術品等増減の内訳)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		取 得 (増)		一般会計へ売払 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額
絵 画	点 41	円 450,107,500	点	円	点	円	点 41	円 450,107,500
版 画	220	119,207,950					220	119,207,950
彫 刻	20	298,337,330					20	298,337,330
写 真	41	4,920,600					41	4,920,600
素 描	71	318,120,900					71	318,120,900
日 本 画	39	272,791,000					39	272,791,000
工 芸	16	11,586,000					16	11,586,000
博 物 館 資 料	14	44,330,000					14	44,330,000
計	462	1,519,401,280	0	0	0	0	462	1,519,401,280

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高 (令和5年3月31日現在)
		増	減	
有 価 証 券	33,689,146 円	44,391,043 円	0 円	78,080,189 円
現金 (銀行預金)	2,632,807,839	451,575,745	159,920,759	2,924,462,825
貸 付 金	4,027,005,680	115,133,000	1,023,573,681	3,118,564,999
計	6,693,502,665	611,099,788	1,183,494,440	6,121,108,013

※ 貸付金の減少額については、貸付金の償還のほか、償還免除した金額を含む。

(貸付金増減の内訳)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 等 (減)		決算年度末現在高	
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
令 和 4 年 度	9,607 人	4,027,005,680 円	135 人	115,133,000 円	1,943 人	1,023,573,681 円	7,799 人	3,118,564,999 円

【参 考】

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 等 (減)		決算年度末現在高	
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	
平成 29 年 度	6,847,379,499 円	1,476,198,000 円	1,660,797,009 円	6,662,780,490 円				
平成 30 年 度	6,662,780,490	1,365,914,000	1,544,914,991	6,483,779,499				
令 和 元 年 度	6,483,779,499	1,169,505,000	1,730,177,479	5,923,107,020				
令 和 2 年 度	5,923,107,020	1,050,766,000	1,599,076,300	5,374,796,720				
令 和 3 年 度	5,374,796,720	135,264,000	1,483,055,040	4,027,005,680				

(収入未済の状況)

区 分	前年度末現在高		決算年度中増減				決算年度末現在高	
	人 数	金 額	増		減		人 数	金 額
			人 数	金 額	人 数	金 額		
奨 学 資 金	1,627 人	380,713,386 円	205 人	69,567,511 円	179 人	39,513,113 円	1,653 人	410,767,784 円

4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に運用されており、また、計数は正確であると認められた。

なお、高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金については、収入未済額が約4億1千百万円で、前年度に比べ約3千万円増加しており、各種対策を講じてはいるものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。

引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、未納者の連帯保証人に対する催告等の速やかな実施や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮 監 委 第 7 8 号
令和5年9月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員 高 橋 伸 二
宮城県監査委員 渡 辺 忠 悦
宮城県監査委員 成 田 由加里
宮城県監査委員 吉 田 計

令和4年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり意見書を提出します。

Ⅲ 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に定める、令和 4 年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）、資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は、知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定は正確か、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置き、決算諸表等証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により実施した。

3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められた。

令和 4 年度は、実質赤字が発生しなかったことから、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率とも算定されなかった。また、実質公債費比率は 10.6%と前年度と比較して 0.6 ポイント、将来負担比率は 144.2%と前年度と比較して 2.7 ポイント減少した。

今回算定された比率は、昨年度同様、健全化判断比率については早期健全化基準、資金不足比率については経営健全化基準、それぞれの範囲内ではあるが、これらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める措置が発動されないことを示したものであり、財政上問題がないことを表したものでないことに留意する必要がある。

県の財政状況は、復興需要の収束に加えて、経済の不確実性が高い状況の中、法人関係税などへの影響が不透明である一方で、激甚化・頻発化する自然災害対策など様々な課題が残されているほか、社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対策経費など支出の避けられない経費が年々増加することに伴い、依然として厳しい財政状況に直面する可能性が懸念される。

よって、早期健全化基準等の超過の有無のみならず、健全化判断比率及び資金不足比率の推移とその要因等についての的確に分析するとともに、令和2年度に策定した「みやぎ財政運営戦略（第3期）」の目標達成に向けた堅実な財政運営と、「中期的な財政見通し」などを通じた県民への分かりやすい情報提供に努められたい。

記

(1) 実質赤字比率

令和4年度の実質赤字比率は、一般会計等において実質赤字額がないことから、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

令和4年度の連結実質赤字比率は、全会計において実質赤字額又は資金不足額がないことから、算定されない。

(3) 実質公債費比率（早期健全化基準：25%）

令和4年度の実質公債費比率は10.6%となっており、前年度と比較し0.6ポイント減少した。

(4) 将来負担比率（早期健全化基準：400%）

令和4年度の将来負担比率は144.2%となっており、前年度と比較し2.7ポイント減少した。

(5) 資金不足比率

令和4年度の資金不足比率は、各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから、算定されない。

(単位：%)

健全化判断比率		令和4年度	令和3年度	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準
① 実質赤字比率		—	—	3.75	5.00
② 連結実質赤字比率		—	—	8.75	15.00
③ 実質公債費比率		10.6	11.2	25.0	35.0
④ 将来負担比率		144.2	146.9	400.0	
資金不足比率		令和4年度	令和3年度	経営健全化基準	
① 水道用水供給事業会計		—	—	20.0	
② 工業用水道事業会計		—	—		
③ 地域整備事業会計		—	—		
④ 流域下水道事業会計		—	—		
⑤ 港湾整備事業特別会計		—	—		

(注1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示している。

(注2) 資金不足比率は、各会計において資金不足が生じていないため「—」で表示している。

(注3) 早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注4) 財政再生基準とは、地方公共団体が財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注5) 経営健全化基準とは、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、定められた数値である。

(参考)

1 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

①算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ②実質赤字額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

①算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ②連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率とは、一般会計等において負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

①算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3か年平均}) \cdot \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ②準元利償還金：イからホまでの合計額
イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率とは、一般会計等において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

①算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

②将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる該当団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

※本県における「ヘ」該当法人：宮城県土地開発公社、宮城県道路公社、（独）宮城県立こども病院、（独）宮城県立病院機構、（公社）みやぎ農業振興公社、宮城県信用保証協会

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額に関する一般会計等の負担見込額

チ 地方公共団体が設立した法人以外の者に対する貸付金に関する一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

③充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(5) 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

①算定式

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

②資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

③事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

2 前記1の各比率において対象とした会計名

(1) 「一般会計等」は以下のとおりである。

①一般会計 ②公債費特別会計 ③母子父子寡婦福祉資金特別会計 ④中小企業高度化資金特別会計 ⑤農業改良資金特別会計

⑥沿岸漁業改善資金特別会計 ⑦林業・木材産業改善資金特別会計 ⑧県有林特別会計 ⑨土地取得特別会計

(2) 「公営企業会計」は以下のとおりである。

(地方公営企業法適用企業) ①水道用水供給事業会計 ②工業用水道事業会計 ③地域整備事業会計 ④流域下水道事業会計

(地方公営企業法非適用企業) ⑤港湾整備事業特別会計

宮城県内部統制評価報告書審査意見書

宮 監 委 第 7 9 号
令和 5 年 9 月 1 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

令和 4 年度宮城県内部統制評価報告書審査意見書について

「宮城県監査委員監査基準」に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、別添のとおり意見書を提出します。

IV 宮城県内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和4年度宮城県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点及び実施内容

宮城県知事が作成し審査に付された、令和4年度宮城県内部統制評価報告書について、宮城県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたか、といった観点から審査した。

審査は「宮城県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部に説明を求めた上で行い、加えて、監査等において得られた知見を利用した。

3 審 査 の 結 果

令和4年度宮城県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果については、概ね相当である。

【重大な不備の発生状況】

内部統制評価報告書において、評価の過程で以下6件の「重大な不備」が認められた。下記のうち①～④は是正済であり、⑤～⑥については対応中である。

なお、⑤については、令和3年度における重大な不備と捉えることが相当との考えの下、昨年度において行政監査を実施し関連する意見を述べている。

- ①ふるさと納税ワンストップ特例に係るデータ未送信
- ②児童養護施設等入所負担金の施行細則改正漏れに伴う不適切な事務処理
- ③特別障害者手当の支給に係る所得金額の算定誤り
- ④新型コロナウイルス地方創生臨時交付金事業に係る不適切な事務処理
- ⑤歳入歳出外現金及び歳計現金の不適切な管理
- ⑥私費会計の不適切な取扱い

重大な不備については、前年度1件に対し、令和4年度は6件と大幅に増加した。特に私費会計の私的流用については、過去にも同様の不備が繰り返し発生しており、県政に対する信頼を大きく失墜させる行為であるため、これを私費会計を扱う組織全体の固有のリスクとして捉えるとともに、県立学校においては、学校間相互の確認等、新たな管理手法を検討の上、その根絶に向けて強力に取り組む必要がある。

4 意 見

(1) 内部統制評価における今後の検討課題

「令和4年度宮城県内部統制評価報告書」では、全庁的内部統制の評価において全て不備なしと評価されているが、重大な不備については増加している。特に、過去に起きた制度改正時の不備及び私費会計の不適切な取扱いが再発している点や、内部統制の整備上の不備又は運用上の不備があったと報告されながら、全庁的な評価に十分には反映されていない点を踏まえ、全庁的な統制環境の改善に向けて評価項目や基準を見直すなど、さらに実効性のある評価について検討されたい。

(2) 所属で発生した不備及びリスクの引継ぎ

内部統制の不備の件数が前年度より全体で116件減少している点は評価できるものの、内部統制の取組みが真に職員に浸透した結果として表れたものなのか、今後の推移を注視する必要がある。

既の実施した定期監査等（令和4年度内及び令和5年4月から8月まで実施）では、事務処理手続きや潜在するリスクについて管理職はじめ所属内で共有し理解されていれば防げたと思われる不備が依然として多数見受けられる状況にあることから、所属内で発生した不備については、発生原因や再発防止策とともに組織として引継ぎ、積み上げていく仕組みづくりを検討されたい。

(3) 実効性の高い内部統制システムの改善に向けた検討

年度当初に想定していなかった新たな不備が発覚した場合には、リスクやチェックポイントを年度内に見直し、現体制下で再発防止が図られるよう、現システムを機動的に活用されたい。

また、適切な財務処理を継続して実施するため「業務フロー図」、「チェックシート」、「進行管理表」等の整備に加え、各職員の引継書において、過去の不備発生事案も反映した「内部統制上のリスク」項目を設ける等、さらに実効性の高い内部統制システムに磨き上げ、所属に定着させる取り組みを検討されたい。

(4) モニタリング機能の強化

令和2年度から、本県独自の取組として、風通しの良い組織づくりも目指し、みやぎファインプレーポイント制度を導入しているが、投稿数や好事例の横展開の状況からは必ずしも十分に活用されているとは言い難い状況もある。チャットラック等新たなコ

コミュニケーションツールを活用した仕組みづくりなど、更に実効性のあるモニタリングの強化に取り組まれない。

(5) まとめ

全国に先駆けて内部統制に取り組んできた本県は、職員にその意義が浸透し、国のガイドラインに示されている6つの基本要素についても概ね整備されている状況にある。このため、評価は、ガイドラインからさらに踏み込んで、発生したミスの特徴や要因を分析し、組織に内在するリスクとして内部統制システムにより適切に管理され引き継がれているか、あるいは、上述した「業務フロー図」等が整備されているか等、内部統制の実効性をより重視して行い、更なる定着に向けた改善につなげられたい。

<参考> 前年度意見に対する執行部の対応状況

前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況

① 健全な財政運営と適切な財務の執行

ア	<p>決算状況</p> <p>本県の令和3年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆7,549億6,232万6,568円、歳出決算額は1兆6,895億5,869万6,302円で、歳入歳出差引額（形式収支額）は654億363万266円の黒字となった。形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源331億7,320万575円を控除した実質収支額は、322億3,042万9,691円の黒字で、このうち一般会計の実質収支額は268億9,718万2,241円の黒字となった。</p> <p>基金は計43基金で、令和3年度末現在高の総額は3,766億1,539万5,400円であり、前年度と比べ438億7,957万922円の増加となっている。</p> <p>県債残高は1兆7,019億319万6,193円で前年度と比べ214億6,355万5,450円（+1.3%）の増加となった。県債管理基金残高は1,758億5,577万3,672円で、前年度と比べ167億5,249万3,716円（+10.5%）増加し、財政調整基金残高は3年連続で200億円を下回り、161億94万8,093円と前年度と比べ14億6,066万4,306円（△8.3%）の減少となっている。</p> <p>このように、一般会計の実質収支額が黒字を計上し、県税収入もわずかに増加傾向にあるが、地方一般財源総額の伸びが期待しにくい中、毎年度、当初予算編成時には、通常事業に要する財源不足に対応するため、財政調整基金の取崩しを行っている。また、結果的に令和3年度における県税収入については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は全体的に見られなかったものの、依然、国税及び県税を問わず、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢による経済活動への悪影響が税収に及ぶことが懸念されることから、堅実な財政運営が必要な状況に変わりはない。</p>
	対応状況等なし

イ	<p>健全化判断比率等の状況</p> <p>本県では、令和3年度から「宮城県行財政運営・改革方針（第1期：令和3年度～令和6年度）」に基づき、「新・宮城の将来ビジョン」の推進を支える、持続可能な行財政運営に向けて財政基盤と組織体制の強化及びDXを通じた業務とプロセスの変革に取り組んでいる。</p> <p>同方針で財政基盤の強化については、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」及び「宮城県公共施設等総合管理方針」を推進することとし、当該戦略では、実質公債費比率、将来負担比率の安定推移及び県債残高の適正管理を達成指標として掲げて、歳入確保や歳出削減に取り組んでいる。令和3年度の財政力指数は0.59731で、令和2年度と比べ0.02918ポイント低下した。これは、令和3年度は前年度と比較し、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収が見込まれたため、分子となる基準財政収入額が減少したことによるものであり、他の都道府県も同様の傾向である。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は89.0%であり、7.3ポイント改善した。財政構造の硬直化が常態化しているものの、全体として安定的に推移しており、令和3年度も前年度に引き続き実質赤字は発生していない。また、実質公債費比率は11.2%で前年比0.8ポイント、将来負担比率は146.9%で12.2ポイント改善するなど、健全化判断比率はいずれも健全な範囲内である。今後とも、不安定要素も多い県税収入の推計の精度を上げながら、達成指標の実現に向けた取組を着実に進められたい。</p> <p>なお、県債残高の約40%は、地方財源の不足に対処するため特例的に発行する臨時財政対策債であり、増加傾向にあることから、後年度、理論値で基準財政需要額に算入される元利償還金相当額と実際の償還額が、累計で均衡が図られるよう、引き続き、適切な管理に努められたい。</p>
対 応 状	<p>【総務部 財政課】</p> <p>取組内容</p> <p>○「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に掲げる取組の実施により、持続可能な財政運営の実現と同戦略の達成指標である実質公債費比率、将来負担比率の安定推移、県債残高（臨時財政対策債を除く）の適正管理に努める。（継続）</p> <p>○臨時財政対策債は、理論的に算定される交付税措置額と実償還額が累計で均衡が図られるよう、適正管理に努める。（継続）</p>

<p>況</p>	<p>成果（取組結果） ○「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に掲げる取組を着実に実施し、必要性や優先度の高い施策に予算を重点配分するとともに、特例的な県債の活用を抑制し将来負担を軽減することができた。また、令和3年度決算の実質公債費比率は11.2%（前年度比△0.8%）、将来負担比率は146.9%（前年度比△12.2%）と改善し、県債残高（臨時財政対策債を除く）も前年度から48億円減少するなど、安定して推移しており、取組は着実に進んでいる。 ○令和3年度の臨時財政対策債の元利償還額382億円に対し、交付税措置額（当初算定分）は421億円で乖離額は約39億円であり、大幅な乖離が生じないよう適正に管理している。</p>
	<p>今後の課題 ○公債費が高止まりする中、社会保障関係経費や自然災害対策、公共施設の老朽化対策などへの財政需要の増加が見込まれており、これらの対応について計画的に財源を確保しながら取り組んでいく必要がある。 ○臨時財政対策債は、交付税措置額と実償還額に乖離が生じないよう、今後も適正に管理していく必要がある。</p>
	<p>令和5年度以降の取組 ○安定した財政運営に向け、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に掲げる歳入・歳出両面にわたる対策の着実な実施と県債残高の適正な管理はもとより、予算執行段階における節減や更なる財源確保対策などの取組を進めていく。</p>

<p>ウ 歳入歳出外現金の適正管理</p>	
<p>一般会計及び特別会計に係る例月出納検査において、歳入歳出外現金のうち保管金（所得税本庁分）の長期間に及ぶ約2,000万円の残額不足が認められた。早期に実態を解明し、所要の措置を講じられたい。また、長期にわたり当該事実が表面化しなかった理由について分析し、内部統制上の重大リスクと捉え、再発防止に取り組まれたい。 さらに、契約保証金や住民税の支払遅延等も発生していることから、各科目及び案件ごとの受入れ・払出しについては紐付けし確実に行われたい。</p>	
<p>対 応 状 況</p>	<p>【出納局 会計課】 取組内容 ○保管金（所得税本庁分）の残額不足等について実態を解明するため、局内横断的なチームにより、発生原因や再発防止策等について検証・検討に取り組んだ。（新規） ○本件の事実が表面化しなかった理由として、職員が抱いた残額に対する違和感を所属内で共有せず、見過ごしてきた統制環境に問題があったことから、令和5年1月に出納局内業務相談制度を創設し、課題等を管理職と共有する体制の構築を図った。（新規） ○内部統制におけるモニタリングとして、歳入歳出外現金をテーマにしたマルチアングルゼミナールを開催した。（拡充） ○会計事務指導において、歳入歳出外現金に支払遅延等が発生しないよう、管理体制についての指導を行った。（拡充）</p>
	<p>成果（取組結果） ○監査委員の指摘を受け、保管金（所得税本庁分）の残額不足の発生原因等については精査中であるが、当面の再発防止策として、払出時の残高の照合確認を徹底するため、歳入歳出外現金チェックリストを新たに定めた。 ○令和4年度のマルチアングルゼミナールでは、歳入歳出外現金をテーマの一つとして設定し、各機関における取組等を共有した。 ○令和4年度中、会計事務指導検査を208地方公所で実施し、主な指摘内容とその根拠を公表するなどし、各地方公所における自律的なチェック体制の構築を促した。</p>
	<p>今後の課題 ○歳入歳出外現金に係る管理上の課題及び残額不足の状況を踏まえ、その是正に向けて取り組む必要がある。 ○歳入歳出外現金の適正な取扱いに向けて、全庁的な理解促進及び周知徹底を図る必要がある。</p>
	<p>令和5年度以降の取組 ○保管金（所得税本庁分）の残額不足の是正及び再発防止に係る対応策をまとめる。 ○歳入歳出外現金の事務処理について、諸規程を整備するほか、「会計事務の手引き」を改訂し、内容の充実を図っていく。 ○出納員等研修において、歳入歳出外現金の事務取扱に関する研修を実施し、内容の充実を図っていく。</p>

エ 県民への説明責任	
<p>毎年、当初予算においては財源不足が生じている現状であることから、県民に対しては、「中期的な財政見通し」等を通じて県財政の現状と見通しについて明示するとともに、毎年度の各事業の実施による成果、効果等についても、行政評価指標等を適宜見直しながら分かりやすい情報提供に努められたい。また、特に、令和7年度まで延長されることとなった「みやぎ環境税」や令和5年2月で終期を迎える「みやぎ発展税」など、一定の政策目的のため、県民が負担している超過課税等に関しては、その目的等に照らして、実施事業の有効性について十分に検証の上、成果について多くの機会を捉えて積極的かつ客観的な指標を示しながら具体的に説明されたい。</p> <p>なお、予算及び歳入歳出決算附属書を含む決算資料等、財政状況を県民に説明する上で不可欠な情報については、県民の利便性を重視し、ホームページから年度ごとにまとめて、容易にアクセス可能となるよう他県の例も参考に検討されたい。</p>	
対 応 状 況	<p>【総務部 財政課】 取組内容 ○県の財政状況について、県政だよりやホームページ等を活用して県民への情報提供を行う。(継続)</p>
	<p>成果（取組結果） ○県政だよりや県ホームページ等を活用して県民への情報提供を行った。特に多くの県民の目に留まる県政だよりについては、グラフや図、写真を多用するとともに表現を平易にするなど、財政運営の現状や今後の見通しについて、年代を問わず広く県民理解が促進されるよう工夫を行った。また、令和5年度当初予算から県ホームページに各課別歳出予算概要を掲載し、更なる情報発信に努めた。</p>
	<p>今後の課題 ○多くの県民に財政状況等が伝わるよう、より分かりやすい情報発信の在り方を検討していく。</p>
	<p>令和5年度以降の取組 ○引き続き、県政だよりや県ホームページ等を活用して情報を発信するとともに、他県の事例も参考にしながら県民理解の促進につながるよう努める。</p>
対 応 状 況	<p>【企画部 総合政策課】 取組内容 ○「新・宮城の将来ビジョン」に基づく施策や事業の成果、効果等については、政策評価・施策評価において効率性、有効性等の観点から分析を行い、外部有識者からなる審議会での審議により客観性を高めるとともに、県民意見の聴取や評価結果の公表により透明性を確保するなど、県民への説明責任の徹底に努めている。(継続)</p>
	<p>成果（取組結果） ○県政の成果及び評価結果を「成果と評価」として取りまとめた。評価の結果については、実施計画の改訂など、次年度以降の施策展開に活用し、その内容を「評価の結果の反映状況説明書」として公表している。</p>
	<p>今後の課題 ○引き続き、行政評価の結果をもとに政策課題を設定し、事業の組替えや新規事業の検討等を行い、次年度の予算にしっかりと反映させていく必要がある。</p>
	<p>令和5年度以降の取組 ○今後とも、県の方針・取組などについて、マスコミ等も活用しながら、より分かりやすく公表するなど透明性を確保するとともに、政策評価・施策評価の結果や県民意見等を踏まえた施策展開や事務事業の執行に努める。</p>

<p>対 応 状 況</p>	<p>【環境生活部 環境政策課】 取組内容 ○「みやぎ環境税」を財源とする事業の実施に当たっては、地球温暖化の主要因となっている二酸化炭素の吸収源確保や排出源対策のほか、野生鳥獣の適正保護・管理や次世代を見据えた環境教育・人材育成など、「みやぎ環境税」を活用する環境施策を取りまとめた「新みやぎグリーン戦略プラン」を策定し、実施の目的や事業の進捗状況、成果を県政だよりや河北新報へ掲載するとともに、県ホームページなどでも公表している。(継続)</p> <p>成果（取組結果） ○令和4年度は、「みやぎ環境税」の活用事業の計画や実績などについて県政だよりで2回、実際に「みやぎ環境税」を活用して事業に取り組んだ県民や事業者の生の声などについて河北新報に1回掲載したほか、県内の地球温暖化対策を一体的に図るため、県民、事業者、行政等118団体からなる『『ダメだっちゃ温暖化』宮城県民会議』において、各種取組状況等を紹介した。</p> <p>今後の課題 ○これまでも「みやぎ環境税」に関する理解醸成に向け、県政だより等により事業の進捗や成果に関する広報を実施しているが、環境教育や普及啓発などの事業は、その性格上、成果を定量的な指標で示すことが難しいため、事業実施の有効性をより分かりやすく示していく必要がある。</p> <p>令和5年度以降の取組 ○引き続き、県政だよりや新聞などでの広報活動により、「みやぎ環境税」活用事業の進捗や成果について分かりやすく伝えるよう努めることに加え、事業実施に当たっては、市町村事業を含め、印刷物、ウェブコンテンツ、事業者への補助事業により導入された設備など掲示可能なものには「みやぎ環境税」の活用事業である旨を明記・周知することを徹底し、県民への説明責任を果たしてまいりたい。</p>																												
<p>対 応 状 況</p>	<p>【環境生活部 循環型社会推進課】 取組内容 産業廃棄物税制度について、県民や事業者の理解が得られるよう県ホームページでの公表等により情報提供を行っている。 ・県民向けの説明としては、県ホームページ上での公表を行っている。(継続) ① 産業廃棄物税の概要について（税務課ホームページ） ② 産業廃棄物税を活用した事業について（循環型社会推進課ホームページ） ③ 産業廃棄物税の課税期間の延長について（循環型社会推進課ホームページ） ・事業者向けの説明としては、(1)の他に、以下を実施している。(継続) ① 県ホームページ上で公表している事業者向けの適正処理の手引きに概要を掲載 ② 平成17年度から産業廃棄物税制度を導入しているが、3回目の更新時期（平成31年度）に、聞き取り調査や意見聴取を行い、令和7年3月末まで再延長を行った。</p> <p>成果（取組結果） 県は、廃棄物を減らし、持続可能な循環型社会をつくるため、その指針として宮城県循環型社会形成推進計画（以下「循環計画」という。）を策定し、産業廃棄物税を循環計画の目標達成のために必要な施策に充当してきた。循環計画における目標値（令和12年度）と令和3年度実績は下記のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="427 1129 1868 1391"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>目標値（令和12年度）</th> <th>実績値（令和3年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般廃棄物</td> <td>1人1日当たり排出量</td> <td>910g/人・日</td> <td>976g/人・日</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>30%</td> <td>24.3%</td> </tr> <tr> <td>最終処分率</td> <td>10.5%</td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>目標値（令和12年度）</th> <th>実績値（令和3年度）</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">産業廃棄物</td> <td>排出量</td> <td>10,000千t</td> <td>10,488千t</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>35%</td> <td>36.9%</td> </tr> <tr> <td>最終処分率</td> <td>1.0%</td> <td>1.8%</td> </tr> </tbody> </table>	項目		目標値（令和12年度）	実績値（令和3年度）	一般廃棄物	1人1日当たり排出量	910g/人・日	976g/人・日	リサイクル率	30%	24.3%	最終処分率	10.5%	11.4%	項目		目標値（令和12年度）	実績値（令和3年度）	産業廃棄物	排出量	10,000千t	10,488千t	リサイクル率	35%	36.9%	最終処分率	1.0%	1.8%
項目		目標値（令和12年度）	実績値（令和3年度）																										
一般廃棄物	1人1日当たり排出量	910g/人・日	976g/人・日																										
	リサイクル率	30%	24.3%																										
	最終処分率	10.5%	11.4%																										
項目		目標値（令和12年度）	実績値（令和3年度）																										
産業廃棄物	排出量	10,000千t	10,488千t																										
	リサイクル率	35%	36.9%																										
	最終処分率	1.0%	1.8%																										

	<p>今後の課題</p> <p>第1期循環計画期間（平成18年度～27年度）においては、県民・事業者・NPO等の関係団体・行政が協力して廃棄物等の3Rに取り組み、その結果、ごみ排出量の減少やリサイクル率の向上などの成果が見られた。しかし、東日本大震災の影響により、多くの廃棄物が発生し、これまで進展してきた3Rの取組も大きく後退した。</p> <p>第2期循環計画期間（平成28年度～令和2年度）においても、廃棄物の排出量等は震災前の状況までには戻っておらず、3Rの取組のうち、手間のかかる行動（使い捨て商品を買わないなど）や人手が必要な作業（建設廃棄物の分別など）について、定着に至っていない。</p> <p>廃プラスチック類の海外輸出が難しくなっている情勢なども踏まえ、廃棄物の発生抑制に対する支援も求められている。</p> <p>第2期循環計画は令和2年度が終期であったことから、これまでの取組に加え、近年関心が高まっているプラスチックごみ削減や食品ロス削減などの視点も踏まえて、令和3年3月に宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）を策定した。これを受けて令和3年度中に「宮城県食品ロス削減推進計画」を策定した。また、令和4年4月からプラスチック資源循環促進法も施行されたことから、これらの計画の目標の達成に向けた着実な取組の一つとして、産業廃棄物税を活用した事業を県民の理解を得ながら実施していくことが必要である。</p>
	<p>令和5年度以降の取組</p> <p>産業廃棄物税充当事業に係る事務処理を適切に行うとともに、県民や事業者への情報提供につとめる。</p> <p>4月 前年度事業報告内容調査 7月 次年度事業要望提出〆切 8月 次年度事業ヒアリング 10月 次年度事業決定通知</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【経済商工観光部 富県宮城推進室】</p> <p>取組内容</p> <p>「みやぎ発展税」の活用実績や成果等については、県議会経済商工観光委員会でも報告するとともに、県のホームページに掲載し、県民等への周知を図っている。（継続）</p> <p>また、県内の主要な経済団体等で構成する「富県宮城推進会議」において、活用実績や成果等の説明を行うとともに、それらを踏まえた今後の活用施策について意見交換等を行っている。（継続）</p> <p>加えて、経済団体等に対し調整や要請を行い、当該団体等が発行する刊行物や開催する集会等において、実績や成果等を掲載・説明する機会をいただき、事業者への更なる周知に取り組んでいる。（継続）</p> <p>成果（取組結果）</p> <p>令和4年度は、みやぎ発展税の第3期活用実績等のとりまとめと今後のあり方を検討し、県議会への報告や県のホームページへの掲載を行った。また、「富県宮城推進会議」の構成団体が発行する刊行物やメールマガジンに実績や成果等を掲載いただく機会を調整し、これまでの実績や成果について広く周知するよう努めた。</p> <p>今後の課題</p> <p>令和4年度からの新規事業を含め、その取組の実績や成果等をより分かりやすく伝えることができるよう工夫をしていく必要がある。</p> <p>令和5年度以降の取組</p> <p>引き続き、経済団体等が発行する刊行物や開催する集会等において、主に事業者向けに実績や成果等を掲載・説明する機会をいただけるよう調整や要請を行う。また、成果等について、少しでも分かりやすい内容となるよう、毎年度、改善に向けた検討を重ねる。</p>

	<p>オ 経済性・効率性・有効性を重視した運営</p> <p>「新・宮城の将来ビジョン」では、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」に引き続き取り組みつつ、「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」「強靱で自然と調和した県土づくり」を施策の基本方向として、将来にわたり発展する宮城の構築を目指している。</p> <p>こうした中、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済循環の両立や多発する災害への対応も求められているため、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」の着実な推進により持続可能な財政運営と政策推進との両立に取り組み、多くの人々の負担と支援で成り立ってきた復興事業による有形無形の資産を十分に生かし、更に経済性・効率性・有効性を重視し、費用対効果も踏まえた財政運営が県組織に根付くように努められたい。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 財政課】</p> <p>取組内容</p> <p>○「新・宮城の将来ビジョン」がスタートしてから3年目を迎える令和5年度は、本格的な人口減少局面を迎える中、地域経済・社会の持続性を確保し、大規模化・多様化する自然災害に的確に対応することに加え、依然として県民生活や地域経済に影響の続いている新型コロナウイルス感染症への対応が必要。また、これまで、我が県の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧・復興に全力で取り組んだ結果、復興まちづくり等のハード事業については概ね完了したが、被災者の心のケアなど、その実情に応じたきめ細かなソフト対策については、今後も継続的な取組が必要である。(継続)</p> <p>○前年度からの繰越予算を含め、当年度予算の執行状況や今後所要の適時把握のほか、令和5年度当初予算編成に向け、主要事業や懸案事項等の進捗状況の把握に努める。(継続)</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>○令和5年度当初予算では、「宮城の将来像」の実現に向け、富県躍進を志向する取組の推進、若者の県内定着や子ども・子育てを社会全体で支える環境整備など、次の世代を育成・応援する事業を重点的に予算化した。また、あらゆる分野でのICTなどデジタル技術のフル活用に向け、社会や生活のこれまでの在り方を変容するDXへの投資に予算を措置した。併せて、頻発化・激甚化する自然災害に備え、防災・減災に向けた対策への適切な予算措置を行うとともに、脱炭素社会の実現に向けた対策や、復興の完了に向けては被災者の心のケアなど実情に応じたきめ細かな対策を予算化した。財源確保に向けては、財政の健全化と持続可能な財政運営の実現及び富県躍進に向けた予算重点配分の実現を主眼に策定した「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に基づく歳入歳出両面にわたる対策を計画的に実施した。</p> <p>○令和3年度末に予算執行基準を通知し令和4年度予算の適切な予算執行を促すとともに、補正予算編成時に予算の執行状況や今後所要の把握を行い、年間所要額の把握精度を高め、効果的・効率的な予算配分を行った。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>○経済・物価や新型コロナウイルス感染症の動向が県財政に及ぼす影響が不透明な中、「宮城の将来像」の実現に向けた必要な施策を着実に推進する一方、財務規則をはじめとした関係規程や「みやぎ財政運営戦略（第3期）」などに基づき、効果的・効率的な財政運営と財政規律の維持を図る。</p>
	<p>令和5年度以降の取組</p> <p>○高齢化の進行などにより、社会保障関係経費の増加が続くことを見込まれていることに加え、復興事業により整備した施設・設備の維持管理費、公共施設の老朽化対策費等の増加も見込まれている。令和3年2月に策定した「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に基づき、こうした状況下においても、財政の健全化に向けて、歳入歳出両面にわたる財源確保対策を着実に実施していくこととしている。一方で、財源確保対策を実施してもなお生じる財源不足に対応するため、財政調整基金を毎年度取り崩す必要があることや、震災関連基金の取崩しなどにより、基金の残高は減少傾向にあり、我が県の財政は厳しい状況が続くと見込まれている。こうした中でも、財政の健全さを維持しつつ、復興の完遂に向けたきめ細かな支援の継続とともに、富県躍進による今後の県勢発展のための確固たる基盤を構築し、県民一人ひとりが安心して暮らせる地域の実現を目指していく。</p>

カ 精度の高い予算管理と執行	
国庫支出金の受入れに係る事務処理において、間接補助事業における支払時期の遅延により歳入欠損となった事案が認められた。また、繰越額を誤った事案も複数認められている。東日本大震災復旧・復興に係る交付金等の精算事務は目前に迫っていることから、誤りのない事業費精算が行われるよう厳正な事業の進行管理に努められたい。特に、一部の防潮堤工事やほ場整備に伴う換地処分が未了となっている事案も認められるため、早期完了に向けて取り組まねばならない。	
対 応 状 況	【総務部 財政課】 取組内容 ・震災復興や地方創生、コロナ対策など多岐にわたる分野で執行中の国庫補助事業について、適切な事業の執行管理に努める。(継続) ・東日本大震災復旧・復興事業に対する補助金やその地方負担分にかかる震災復興特別交付税について、過年度の算定額を改めて精査する。(継続)
	成果（取組結果） 間接補助事業の取扱いを庁内周知し、適切な事業の執行管理に努めるとともに、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税の算定額を改めて精査し、適切に精算や国庫返還を行った。
	今後の課題 ハード事業が概ね完了した中で、令和4年度決算を踏まえた事業費の適切な精算処理が求められる。
	令和5年度以降の取組 誤りのない事業費精算に向けて、庁内連携して取り組んでいく。
対 応 状 況	【農政部 農村整備課・農村防災対策室】 取組内容 復興交付金を活用した農地整備事業については、令和3年3月末で受益面積5,245haの全ての区画整理工事が完成し、被災農地の営農再開に寄与した。換地業務については、関係機関（市町・土地改良区）と綿密な調整を図りながら、工程管理・進捗管理を徹底し、早期完了を図る（継続）。
	成果（取組結果） 区画整理に係る補完工事（不具合等への対応）については、耕作者をはじめとした関係者と協議・調整の上、実施内容を整理し令和5年3月までに全ての補完工事が完成した。 また、換地業務については、新型コロナウイルスの蔓延により換地調整に不測の日数を要したものの、感染対策を十分に考慮した丁寧な調整を重ね、令和4年度は10地区（換地分区）の権利者会議を計画通り開催し、令和5年3月末までに全地区（71地区（換地分区））の権利者会議が開催され、平成23年から実施してきた復旧・復興に係る全ての農地整備事業が完了した。
	今後の課題 復旧・復興に係る全ての農地整備事業は完了したものの、12地区（換地分区）においては、新型コロナウイルスにより地権者との換地調整に不測の時間を要し、権利者会議の開催が令和4年度後半となったことに伴い、換地処分公告、登記申請や換地清算等の換地に係る最終工程が令和5年度に遅延した。
	令和5年度以降の取組 関係機関（市町・土地改良区）と綿密な調整を図りながら、進捗管理を徹底し、令和5年度内の作業完了を目指す。
対 応	【水産林政部 漁港整備推進室】 取組内容 復興予算最終年度となる令和2年度より、事務所主催の事業の進行管理の場に主務課職員も同席し、円滑な事業進捗に向けた課題解決等に取り組んできた。(令和2年度～令和4年度継続)

状 況	<p>また、令和4年度においては、事故繰越による復興予算の最終年度であることから、水産庁・復興庁も交えた進行管理を行い、予算内で事業進捗を最大限図る施工方法や不用額の縮減策の実施に取り組んだ。(令和4年度新規)</p>
	<p>成果(取組結果) 上記取組により、適切な現場管理及び予算執行に努めたことから、令和4年度の県管理漁港海岸における防潮堤工事箇所12地区のうち、8地区を令和5年3月までに完了させた。</p>
	<p>今後の課題 令和4年度までに完了に至らなかった4地区について、地域の再度災害を防止するため早期の事業完了が必要である。</p>
	<p>令和5年度以降の取組 令和5年度以降については、復興事業から通常事業に切り替わることから、国への継続的な予算確保を働きかけるとともに、これまで協議を重ねてきた地元関係者との計画調整や隣接工事との工程調整を行うことで早期の事業完了を目指す。</p>

<p>キ 公社等外郭団体の経営改善と自立的運営 県政の推進のために県が関与している公社等外郭団体は、「第5期宮城県公社等外郭団体改革計画」(平成30年度～令和3年度)に基づき、各団体の経営改善や県の財政的関与の適正化などが求められてきた。令和3年度の財政的援助団体等監査では、長期滞留債権、長期未収金を抱えている団体が認められたため、新たな「宮城県公社等外郭団体自立推進計画(令和4年度～令和6年度)」に基づき県では、経営改善や長期未収金等の解消に向けた助言や指導に努め、その自立的な取組を促進されたい。 また、事業内容については、県において関与する必要性を常に検証するとともに、公の施設の指定管理については「指定管理者制度運用指針」に基づき、公募を原則とし、サービス向上のため、より多くの応募者があるように取り組むとともに、非公募に当たっては、適切な手続の下で行われるよう引き続き留意されたい。</p>	
対 応 状 況	<p>【総務部 行政経営推進課】 取組内容 ・ これまでも外部有識者による「公社等外郭団体経営評価委員会」において調査審議を行い、無償減資の実施による累積欠損金の解消や中長期経営計画の策定等の意見を団体に行ってきたところ、令和4年度は、経営改善や組織等のあり方を検討する必要がある「改善支援団体」のうち、1団体について調査審議し、増収策や人材育成、県の支援の在り方等について意見をを行った。(継続) ・ 指定管理は、公募を行う際の応募者数増加の促進、非公募の際の協議などを含めた募集・選定手続等について、年度当初関係部局に通知を行った。(継続)</p>
	<p>成果(取組結果) ・ 県は「宮城県公社等外郭団体自立推進計画(令和4年度～令和6年度)」に基づき指導・助言等を行ってきたが、改善支援団体の1団体については、経営基盤を確立するため減資を行ったことで「自立支援団体」となり、令和5年度の「改善支援団体」は5団体となった。 ・ 指定管理者の選定では、前年度複数応募の公募施設はなかったが、今年度は1施設で複数の応募があった。なお、非公募施設1施設については、適正な協議の下選定を行った。</p>
	<p>今後の課題 ・ 引き続き「改善支援団体」の5団体に対し重点的指導・助言を行い、経営改善に向けた取組を支援するほか、平成31年3月に策定した「経営健全化方針」の対象1団体についても、方針に基づく取組が着実に進むよう指導・助言を行う必要がある。 ・ 県の出資等に見合った充実した事業活動が行われるよう、各団体への指導・助言を引き続き行う必要がある。 ・ 指定管理の募集の告知については、掲示板による公告及び県ホームページのほか、新聞への広報など民間事業者等の新たな参入促進に向けた広報活動に積極的に取り組む必要がある。</p>

	<p>令和5年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宮城県公社等外郭団体自立推進計画（令和4年度～令和6年度）」及び「経営健全化方針」に基づき、「公社等外郭団体経営評価委員会」の調査審議による改善支援団体の経営改善や県による自立支援団体の自立的運営に向けた指導・助言を行う。 ・指定管理の公募は、サービス向上のためより多くの応募があるよう取り組むとともに、非公募に当たっては適切な手続で行われるよう、引き続き関係部局に周知を図っていく。
--	--

ク 地方公会計制度の活用	
<p>本県では、統一的な基準による地方公会計により、令和2年度財務書類等及びその前提となる会計年度末時点の固定資産台帳を作成し、令和4年3月に公表した。これらの財務書類等については、他県との比較や施設別あるいは事業別のセグメント分析などを行うことにより、資産管理や受益者負担の適正化及び業務の効率化などで試行的に活用されているが、総務省の「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」（令和4年8月）において公表された活用事例も参考として、更なる活用を図りたい。また、地方公会計制度で必要な企業会計的手法についての知識は、地方公会計のみならず公営企業会計及び公社等外郭団体や民間企業の経営状況を知る上でも有益なものであることから、各種研修を一層充実されたい。</p>	
対 応 状 況	<p>【総務部 財政課】</p> <p>取組内容</p> <p>○受益者負担の適正化の点から、使・手数料の見直しにおいて、地方公会計制度を活用したあるべき使用料を算出した。（新規）</p> <p>○担当者レベルの簿記研修（3回）及び管理監督者レベルの研修（3回）を実施した。（継続）</p> <p>成果（取組結果）</p> <p>○使・手数料の見直しにおいて、減価償却等の考えを導入してあるべき使用料を算定し、料金改定の一助とするなど、庁内の地方公会計への理解を深化することができた。</p> <p>○実務担当者を対象とした簿記研修は96名、新任の管理監督者を対象とした研修は140名の参加があり、幅広く公会計に必要な知識の普及に努めた。</p> <p>今後の課題</p> <p>○あるべき使用料と現行使用料に乖離がある場合でも、類似施設との比較により改定されない事例があったため、評価方法の検討が必要。また、現状の2種類の研修により制度理解の浸透と実務能力の向上に努め、精度の高い財務書類等の作成を行うとともに、より良い研修の在り方について検討を進めていく。</p> <p>令和5年度以降の取組</p> <p>○令和5年度から導入する日々仕訳において、日常業務において発生主義・複式簿記などの知識が必要となることから、引き続き、研修等を通じて、必要な知識の普及啓発を進めていく。</p> <p>○活用方法については、国の研究会で公表されている活用事例や他団体の状況も参考としながら、みやぎ財政運営戦略（第3期）に掲げる公会計制度の活用による受益者負担の適正化をはじめ、資産の管理、予算審議など、持続可能な財政運営に活用できるよう、更なる検討を進めていく。</p>

ケ 収入未済の縮減	
<p>令和3年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は、総額48億3,363万8,812円で、前年度に比べ6億9,499万1,634円減少している。このうち、県税の収入未済額は26億6,615万7,520円で、前年度と比べ12億2,499万6,491円減少した。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例分の徴収猶予額の納付が進んだほか、市町村との連携によるものである。また、県税以外の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は、21億6,748万1,292円で、前年度に比べ5億3,000万4,857円増加した。</p> <p>収入未済額の縮減については、宮城県収入未済額縮減推進会議において取組方針を定め、令和元年度から令和3年度まで、県税以外では3億円を縮減する目標を定めているところであるが、平成30年度末の収入未済額16.6億円に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大や特別納付金（竹の内産業廃棄物処分場行政代執行関係等）の増加等により令和</p>	

3年度末の収入未済額は21.4億円と約4.7億円増加し目標達成には至らなかった。令和4年度以降については、3か年で3億円縮減する目標を設定していることから、目標達成に向けた取組を鋭意進められたい。

県税については、「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画（令和元年度～令和3年度）」に基づく取組を進めたこと、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例措置の猶予期限が到来し納付されたことなどから、令和3年度は、前年度より12.2億円減の26.6億円（対前年比△31.5%、うち不納欠損額2.2億円）となり、収入未済額30億円以下とする目標を達成したが、30億円以下となったのは、昭和57年度（28.7億円）以来のことである。「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画（令和4年度～令和6年度）」では、収入未済額の目標は23.5億円以下としていることから、確実に目標を達成されるよう努められたい。

<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 行政経営推進課】 取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税以外の収入未済額については、収入未済縮減推進会議を年に2回程度開催し、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、各債権において、収入未済額が前年度を下回ることを基本とし、3か年で3億円との具体の縮減目標に向けた進行管理を行うとともに、優良な取組事例の共有や、裁判所を通じた債権回収の手法、債権管理の課題等について他所属間で意見交換を行うなどの取組を実施した。（継続） ・また、回収が困難な債権については、引き続き、一括契約による債権回収会社（サービサー）への委託を行うなど、債権管理担当課室の業務支援に努めた。（継続） ・なお、収入未済縮減の取組が進むにつれ、回収困難な案件の割合が相対的に増加し、債権管理担当者の知識・能力の向上や法的整理に関するノウハウの蓄積が一層必要となることから、各債権管理担当課におけるマニュアル又は行動計画を策定又は改訂することで、知識の継承をより一層進めた。（拡充）
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税以外の収入未済額については、新型コロナウイルス感染症の影響による所得等の状況を踏まえ柔軟な視点で臨みつつ、粘り強く電話、文書及び訪問による催告や、分納者に対する継続的な納付指導等を実施し、縮減を図った。 <p>（取組例等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔竹の内産業廃棄物処分場の行政代執行に係る特別納付金〕 分納者に対し継続して納付指導を実施したことにより、1,225千円縮減した。 ・〔県営住宅使用料〕 <u>滞納縮減の実施機関である宮城県住宅供給公社と連携し各種取り組みを行ったほか、サービサーへの委託などにより、12,547千円縮減した。</u>
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでも各債権管理担当課室においては、滞納の未然防止策や債権管理・回収の強化等を図り、収入未済額の縮減に努めてきた。しかし、所在不明や遠方に居住していることにより直接折衝出来ない場合や債務者の経済的な事情等により回収困難な事案等も存在しており、また、こうした事案等も含め、債権管理・回収を限られた人員で対応しなければならないのが実情である。 ・このため、収入未済縮減推進会議等を主軸として、部局横断的に一丸となって取り組む必要があり、併せて、サービサーへの一括契約の対象となる債権の拡充を検討するなど、不断の努力が必要である。 ・なお、竹の内産業廃棄物処分場の行政代執行に係る特別納付金については、現在も継続して行政代執行を実施しており、今後も事業執行分の請求額が発生することから、収入未済額の増加は避けられない状況となっている。また、個人債務者の中に多数の年金受給者がおり、現在実施している分納額の増額は難しい状況であることから、長期的な債権管理となるため、差押え等により適時適切に時効中断を図っていく必要がある。
	<p>令和5年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、収入未済縮減推進会議にて、取組方針に基づき、目標に向けた進行管理を行うとともに、縮減が図られている債権の取組状況の共有や債権管理マニュアル等を策定促進、一括契約によるサービサーへの委託など、実効性のある取組を進める。 ・竹の内産業廃棄物処分場の行政代執行に係る特別納付金については、個人債務者が遅滞なく分納を継続するよう納付指導に注力する。

	<p>また、財産調査を継続し、各債務者の収入・資産状況の把握に努めるとともに、各債務者の時効完成時期の管理徹底と併せて、唯一納付に応じない法人債務者は、新たに発生する債務について土地の参加差押えなどによる時効中断を図っていく。</p>
対 応 状 況	<p>【総務部 税務課】 取組内容</p> <p>県税収入未済額縮減対策については、令和4年3月に策定した「第6次県税滞納縮減対策3か年計画」及び「令和4年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と新たな滞納の発生抑止に取り組んでいる。(継続)</p> <p>特に、収入未済額の大半を占め、重点税目と位置付けている個人県民税については、市町村職員併任を活用し、共同催告や共同徴収を実施するなど、積極的に市町村と連携・協働して徴収対策を行い、収入未済額の縮減対策を実施した。(継続)</p> <p>個人県民税以外の税目については、これまでの滞納処分を中心とする取組により収入未済額を縮減し、今後もこれまでの取組を徹底することで収入未済額の一層の縮減を進めるとともに、納付手段の拡大や自動車税種別割の納期内納付率向上を推進するための啓発活動を実施した。(継続)</p> <p>一方、納税折衝において、納期限内の一括納付が困難であると申し出があった場合は、収入や支出の状況を聞き取りした上で、納税緩和措置の適用の検討や分割納付の相談に応じるなどの取扱いをしている。(継続)</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>個人県民税の令和5年3月末現在の収入率は、現年分85.87%（対前年比0.12ポイント増）、滞納繰越分30.87%（対前年比0.08ポイント増）、合計84.09%（対前年比0.28ポイント増）と前年度と比べて増加し、収入未済額は前年度同期比で約1億3百万円の減となっている。</p> <p>個人県民税以外の税目の令和5年3月末現在の収入率は、現年分98.42%（対前年比0.24ポイント増）、滞納繰越分30.14%（対前年比△31.14ポイント減）、合計98.26%（対前年比0.26ポイント増）と前年度と比べて増加し、収入未済額はオンライン預貯金照会システムを活用した早期の財産調査や差押処分の執行により、前年度同期比で約5億8千6百万円の大幅な減となっている。</p> <p>宮城県市町村合同インターネット公売を令和5年1月のKS I官公庁オークション時に設定し、市町等が出品した36件中13件が落札され、落札金額は2,634,812円となった。</p> <p>令和4年度自動車税定期賦課の納期内納付率は83.09%と過去最高となった。</p> <p>個人県民税以外の税目の滞納処分については、令和5年3月末現在で差押件数1,573件、搜索件数12件となっている。</p> <p>一方、納税緩和制度として、徴収猶予3件、換価の猶予42件、滞納処分の執行停止364件を適用している。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>依然として収入未済額の多い「個人県民税」については、市町村の実情に合わせた積極的な支援を継続することが必要である。</p> <p>個人県民税以外のその他の税目については、滞納者数の減少により困難な滞納整理案件が中心となることが予想され、差押徴収の強化・徹底と滞納整理の効率化が必要である。</p>
	<p>令和5年度以降の取組</p> <p>令和6年度末における収入未済額を23億5千万円以下とする目標を設定した「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」（令和4年3月策定）に基づき、令和5年度については、収入未済額の縮減目標を令和4年度決算対比で個人県民税とその他税目の合計で6%縮減することを基準として各事務所で目標を設定し、関係機関と連携を図りながら、更なる収入未済額の縮減と発生抑制に取り組む。</p> <p>また、滞納整理研修のリモート開催やオンライン預貯金照会システムの活用による早期の財産調査などデジタル化を推進しながら、効率的な滞納整理を進める。</p>

<p>コ 貸付金の債権管理の徹底</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金において、債権回収会社に回収困難としていた 1,000 万円について徴収委託し 340 万円を回収し、看護学生修学資金貸付金においては、全ての収入未済の解消を図ったほか、医学生修学資金等貸付金において収入未済額 398 万円のうち 100 万円を回収するなど、成果を着実に上げている。また、徴収猶予や免除手続等の失念や時効による不納欠損が認められなかったこと、貸付時における連帯保証人も含めた返済手続の説明、債務者の償還状況に応じて連帯保証人へ督促等を行っていることは評価するところである。今後は、新たな収入未済の発生の防止に努めるとともに、債権管理を含め引き続き収入未済の解消に努められたい。また、介護福祉士等修学資金貸付金についても、他の貸付金と同様に債権管理を含め引き続き収入未済の解消に努められたい。 なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合は、負担の公平性や県の取組について、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。</p>	
対 応 状 況	<p>【総務部 行政経営推進課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県収入未済額縮減推進会議において定めた「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に掲げる審査の強化、制度の周知徹底、情報収集・状況調査等の取組により、滞納の未然防止を図った。(継続) ・宮城県収入未済額縮減推進会議において、収入未済の縮減目標の設定と進行管理を一元的に行うほか、債権管理に関する情報提供やスキルアップのための研修会の開催等を通じた業務支援を行った(継続) ・回収の可能性等を十分考慮して適切に債権区分を行い、回収が困難な事案においては、法令等に基づき、債権放棄や不納欠損処理など適切な債権管理に努めた。(継続)
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳正な審査の上、債務者や保証人に対する制度の周知徹底を行うほか、貸付金の償還等が生じる場合は、債務者等の返還意識が希薄にならないよう適宜連絡を取るなど初期対応に注意を払った。 ・なお、債務者の生活状況や経営状況を的確に把握し、工夫しながら文書や訪問等による催告や分割納付等による納付促進等により県民への丁寧な説明に努めており、それでも回収不能と判断した債権について、不納欠損処分を行っている。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な債権管理がなされるよう、「債権管理の基本指針」について、継続的に周知徹底を図る必要がある。
	<p>令和5年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債権管理の基本指針」について、引き続き周知を図り、債権の適正管理に努める。
対 応 状 況	<p>【保健福祉部 長寿社会政策課】</p> <p>取組内容</p> <p>介護福祉士等修学資金貸付金においては、これまで被貸与者及び連帯保証人に対し文書や電話、居宅訪問などにより被貸与者本人の就業状況を調査し償還免除要件の該当の有無を確認した後、償還免除額や償還額の確定処理を実施している。令和4年度の未処理案件はなく、償還決定した被貸与者について引き続き適切な債権管理に努めた(継続)。</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>償還決定した被貸与者については、収入未済とならないよう、被貸与者本人や連帯保証人に対し、適時、督促等を行っている。</p> <p>なお、令和3年度以前からの収入未済額については、本人や連帯保証人に対し督促等を行ったところ、一部償還がなされている。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>償還決定したものについては、引き続き債権管理を行っていく必要がある。</p>
	<p>令和5年度以降の取組</p> <p>債権管理を適切に行い、収入未済とならないよう、適時、督促等を行っていく。</p>

サ 補助金の適正執行

補助金交付手続については、平成 29 年度の包括外部監査において、14 項目にわたる監査結果や意見が示され、令和元年度に「補助金交付手続の改善方針」が改定されたところであるが、間接補助事業において支払時期の遅延により歳入欠損となった事案のほか、実績報告書の提出期限が守られていない事案が多数発生している。今後、「補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」を有効に活用すること等により、事務の適正な執行に努めるとともに、申請時におけるヒアリングや現地調査及び実績確認時におけるヒアリングや写真確認、証拠書類の検証の徹底など、確実な履行確認に引き続き努められたい。

対 応 状 況	【総務部 行政経営推進課】 取組内容 補助金交付手続における適正な事務執行が確保されるよう、「補助金交付手続の改善方針」について、適切に申請内容の確認及び実績確認等が行われるよう改正するとともに、改善方針が遵守されるよう、職員への周知徹底を図る。(継続)
	成果（取組結果） 補助事業の確実な履行確認が行われるよう、令和元年度に「補助金交付手続の改善方針」について、現地調査・ヒアリング・写真確認等を実施した場合の記録の徹底を図るよう改正を行い周知を図った。このほか、新型コロナウイルス感染症関連の補助金が増加したことなどを踏まえ、令和 3 年度に消費税及び地方消費税の仕入税額控除に係る取り扱いを追加する改正を行っている。加えて、国庫補助金については、県の出納整理期間が考慮されず、3 月末までに支払完了することが必要であることを改めて通知するなど、県費の持ち出し防止等の意識付けを行った。また、継続して、補助金手続における実績確認については、ヒアリングや成果物等の写真確認、実績確認用チェックリストの作成実施等により、補助事業の確実な履行調査を行い、適正な執行を徹底するよう職員へ再度周知を図っており、担当職員が必要に応じて「補助金手続の改善方針」の内容を容易に確認できるよう、共通基盤システムの共有文書に掲載している。
	今後の課題 適正な補助金交付事務が確保されるよう、「補助金交付手続の改善方針」について継続的に周知徹底を図る必要がある。また、国のアナログ規制の点検・見直しに伴い、ヒアリングの在り方などを含め、交付手続等のデジタル化を検討していく必要がある。
	令和 5 年度以降の取組 「補助金交付手続の改善方針」について引き続き周知を図り、適正手続の徹底を確保していく。併せて、デジタル活用による事務手続の効率的な見直しを検討していく。

シ 財産の適正管理

公有財産については、公有財産規則に基づき適正に管理されるべきものであり、備品については、令和 3 年度行政監査を実施し、備品の管理体系の再確認、備品照合の確実な実施、正しい備品管理台帳の整備等について意見を述べたところである。建物の引継については、公有財産台帳において、例年異動報告の遅延が発生していることから、改善に取り組まれない。また、令和 5 年度に予定されている基幹業務システムの運用開始に伴い、新たな「財務・庶務事務システム」において、「仕訳」項目が新設され、地方公会計における固定資産台帳に影響する項目であることから、本庁、公所において誤りのない運用を行うよう留意されるとともに、各種台帳の修正等において、人的なミスなども想定されるため、台帳の修正等におけるチェック機能の強化などについて検討されたい。また、公有財産を管理する新たな「財産管理システム」については、各執行機関での入力となることから、研修などにおいて十分な周知を図られたい。

なお、基幹業務システムへのデータ移行については、財務・庶務事務システム等にとどまらず、現行システムからの各種データの移行において、データが正確であることはもとより、現状との整合が図られるよう留意されたい。

<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 管財課】 取組内容 ○各所属に対し、年度内に建物も含めた公有財産の取得（異動）があった場合は取得・異動時期に応じた期限内に公有財産取得報告・異動報告を提出する旨、令和4年8月に通知するとともに、四半期ごとにデスクネットの掲示板に当該通知を再掲して周知を図った。また、令和4年度分の取得報告・異動報告を4月上旬まで提出する旨を令和5年4月4日付けで通知した。 ○システムの概要の周知のため、11月下旬に約10日間システムの運用テストとして各所属対象職員に動作確認等を依頼した。また新システムにおいて誤りのない運用を図るため、業者とシステム操作研修のカリキュラム等について調整を行った。 ○公有財産取得報告・異動報告の早期提出の依頼通知に、新システム導入に伴い各所属が入力ようになること等について記載し周知を図るとともに、システムの概要の周知のため、11月下旬に約10日間システムの運用テストとして各所属対象職員に動作確認等を依頼した。また、新システムにおいて誤りのない運用を図るため、業者とシステム操作研修のカリキュラム等について調整を行った。</p> <p>成果（取組結果） ○取得・異動報告の提出に関する通知により、早期の報告を促すことができたと考える。</p> <p>今後の課題 ○建物の異動報告の早期提出のための方策の検討 ○実際のシステム運用開始後の各所属に対する運用の支援 ○実際のシステム運用開始後の各所属に対する入力等の支援</p> <p>令和5年度以降の取組 ○取得・異動報告の提出についての通知の発出。引継目録書の早期提供に向けた方策の検討（マニュアル等の作成） ○令和5年7月に8日間、システム操作研修を実施するとともに、ヘルプデスクの効果的活用を図る。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【企画部 デジタルみやぎ推進課】 取組内容 ○台帳等の入力において、システムに登録済みの情報は、システムが入力項目を自動で設定し、人手による入力箇所を極力減らすことで、入力ミスが最小限になるよう設計し、システムを構築中である。具体例としては、「固定資産台帳」に記載される内容は、備品台帳や公有財産台帳に登録されている情報を自動連携する仕組みになっており、誤って異なる内容を入力してしまう人的ミスを最小限に抑制できるようにした。（継続） ○現行公有財産管理システムから新財産管理システムへのデータ移行については、現行システムのデータを抽出後、新システムのコード体系にすべて変換する必要がある。コード変換時に現行と新システム間で整合が取れていることを確認後、データ移行を行った。（継続）</p> <p>成果（取組結果） ○人手による入力箇所を極力減らすことで、入力ミスが最小限になるようシステムを構築中である。 ○コード変換時に現行公有財産管理システムと新財産管理システム間で整合が取れていることを確認後にデータ移行したため、データ不整合等を防止することができた。</p> <p>今後の課題 ○総合テスト（システム開発ベンダーが実施）及び運用テスト（県の担当者が実施）を行い、不具合等が発見されればシステム稼働前にプログラム修正を行う。 ○総合テスト（システム開発ベンダーが実施）及び運用テスト（県の担当者が実施）を行い、データ移行もれが発見されればシステム稼働前に対応する。</p> <p>令和5年度以降の取組 ○令和5年8月に財産管理システムが本稼働予定。システム稼働後は安定的な運用に努める。</p>

② 内部統制の定着と組織体制の強化

ア 内部統制の取組状況と課題	
<p>本県では、「宮城県内部統制基本方針」に基づき、平成 27 年 3 月に「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」を作成し、同年 7 月から全国に先駆けて、内部統制を取り入れてきたところであり、地方自治法の改正により、同計画を、会計事務に予算・決算・財産も加えた「財務事務編」に改正し、令和元年 7 月からの仮運用を経て、令和 2 年 4 月から正式運用を開始した。令和 3 年度内部統制評価報告書について、審査を行った結果、一部を除き評価手続及び評価結果は概ね相当である旨の意見を述べたところである。</p> <p>地方公共団体における内部統制とは、自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであり、全ての職員によって遂行されるべき取組であるが、定期監査では、依然として「知識不足」「連携不足」「進行管理不足」による事務処理の誤りが後を絶たず、高等学校等就学支援金の受給資格の誤認定、ふるさと納税に伴うワンストップ特例を行うためのデータの誤りなど、県民等に直接影響するミスも発生しており、内部統制システムが組織全体に更に「溶け込む」ことが必要である。</p> <p>そのためには、各事務執行担当者が日頃から会計課等で公表している規程や手引き、マニュアル等の理解を深めるとともに、現行制度における所属での重点リスクとチェックポイントの設定に当たっては、各部署の方針、前年度の監査や会計指導検査結果、ミスの発生状況を踏まえた上で、総務担当や管理職で案を作り職員に伝えるだけでなく、全職員が当事者としてリスクを考え参画することが必要である。また、中間評価時には、当該年度に発覚した誤りなども反映した見直しを図るなど、PDCAを回し、内部統制を動的な取組として組織に根付かせる必要がある。</p> <p>また、各所属においては、ミスの見える化のために、「業務フロー図、チェックシート、進行管理表」の 3 点セットの整備、発生したミスやリスクの引継など、内部統制推進のための具体的な取組が進みつつあり、さらなる好事例の横展開が期待されるが、内部統制の「整備上の不備」「運用上の不備」の評価に当たっては、令和 4 年度に改正された「宮城県内部統制行動計画～財務事務編～」の具体例も参考とし、単に、規程やマニュアルがあることのみをもって整備されているとするのではなく、その内容がリスクに十分に対応しているか、あるいは、3 点セットなど、所属においてミスが起きない仕組みが整備されているかを重視し取り組まれない。</p> <p>定期監査においては、地方出納員や管理職が十分なチェック機能を果たせず、業務が担当者任せになり、発生したミスの原因特定や修復に時間を要した事案も見受けられる。直接の財務事務の経験を経ることなく、初めて管理職となる職員もいることから、財務事務や内部統制に関する一定の知識は県職員として必要な基礎力であるとの視点を持って人材育成を強化する必要がある。</p>	
対	<p>【出納局 会計課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出納局広報誌「ニュースレター」において内部統制のコーナーを新設し、優良事例や不備事例の紹介を行うとともに、主管課総括課長補佐会議において、整備上の不備と運用上の不備の考え方や評価に当たっての留意点を周知した。また、モニタリングについては、日常的モニタリングとして「みやぎファインプレーポイント」を実施し、令和 3 年度の投稿実績のうち最も優れた投稿 3 件を「年間 MFP」として選定して全庁に優良事例として横展開を図った。さらに、独立的評価として「マルチアングルゼミナール」を拡充して実施し、各業務の潜在リスクや先進的事例のほか、本県や他自治体で発生したリスクについて横断的な情報共有を図った。(拡充) ○ 課内チームとして、企画班内に内部統制推進チームを新設し、内部統制に係る各種取組の拡充を図った。(新規) ○ 各所属が作成する内部統制実施結果報告書の取りまとめに向け、確認に用いるチェックリストを改善した。(拡充) ○ 各所属における業務フロー図の整備を支援するため、標準的な業務フロー図を追加作成し、庁内に周知した。(拡充) ○ 通知の発出や職員ポータル掲示板への掲載等により、本県や他自治体で発生した不備について注意喚起を行った。(継続) ○ 地方出納員研修や階層別研修を通じて、内部統制が全職員参加の取組であることを周知した。(継続)
応	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年 6 回発行する「ニュースレター」に記事を掲載し、内部統制の浸透や不備の予防を図った。 ○ 「みやぎファインプレーポイント」は全庁で計 2,621 件投稿され、「マルチアングルゼミナール」は計 18 回延べ 126 所属を対象に実施した。また、これらを通じて得られた優良事例等を庁内に横展開し、あわせて取組内容を周知することにより内部統制の向上を図った。 ○ 主管課総括課長補佐会議での周知等により、各部署における評価の適正化を図った。 ○ 本県や他自治体で発生した不備を例示した注意喚起等により、不備の発生抑止につなげた。 ○ 各種研修により、内部統制に係る知識不足の解消を図り、職員による主体的取組を促進した。
状	
況	

	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各所属・各職員が内部統制を自分事として認識し、日々の内部統制活動やモニタリングに積極的に取り組む必要がある。 ○ 優良事例の横展開は複数の方法で実施しているが、現状では各所属において積極的に活用されているとは言い難い状況にある。
	<p>令和5年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制推進チームを本格設置し、各種取組の推進を図る。 ○ 各種取組を通じて内部統制について庁内に広く周知・浸透を図るとともに、モニタリングにより収集した優良事例や不備事例を分析することで、より効果的な取組を実施できるよう検討する。あわせて、各職員が主体的に内部統制に取り組めるよう一層の啓発に努める。 ○ 既存の研修について、軸足を制度周知からより実践的な内容に移すことで、内部統制の向上を図る。また、内部統制推進員である総括に加え、班長等についても内部統制に係る研修の対象とし、内部統制の更なる浸透を図る。 ○ 他自治体で発生した不備事例について情報収集し、本県で発生した不備事例と併せて引き続き各部局等に対する情報提供や注意喚起等を行うことで、不備事例の再発防止を図る。

	<p>イ 県職員としての基礎力と人材の育成</p> <p>本県組織では震災以降、各職員が復興という目標に向かって、多くの応援職員の力を借りながら、通常ではない量と質の業務に取り組み、得がたい経験を積んできたが、その後も自然災害や感染症、家畜伝染病など全庁的対応が絶え間なく発生し、組織的に人材育成に落ち着いて取り組みにくい状況が続いている。行政需要の多様化、複雑化、高度化は絶え間なく進んでおり、震災復興での経験も生かして行政サービスの質を向上させるためには、改めて、幹部、中堅、若手を問わず一人ひとりの職員が、OJTや職場内研修、相互研さん、外部研修、関連資格の取得など、あらゆる機会を通じて、今後の県政に対応できる力を、更に身につけることが重要となる。</p> <p>「みやぎ人材育成基本方針」では「創造性豊かで自律的に行動する県職員」像を目指しているが、その基礎となる力として、従来の地方自治制度や法制執務の知識、コミュニケーション力やコンプライアンス、健康管理等を含む自己管理能力等に加え、例えば、前述した地方公会計も含む財務や内部統制に関する知識、後述する経営管理も含むICTやDXに関する知識、危機対応力、各種統計を読み解き政策判断に活用する力等を明示し、キャリアアップ支援の仕組みと併せ、オンライン研修等も充実させながら職員が目標として取り組みやすい環境を作ることが必要と考える。</p>
--	--

	<p>【総務部 人事課】</p>
対 応 状 況	<p>取組内容</p> <p>度重なる自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症への対応など、迅速かつ的確な判断や即座の対応が求められている。現在は、未来の予測が困難な「VUCAの時代」と言われており、喫緊の課題に、行政として対応していくためには、日頃から職員の育成に力を注ぎ、職員一人ひとりの危機管理能力や県全体としての組織力を高めていく必要がある。</p> <p>その中で、職員には、宮城の将来を意欲的に切り拓こうとする「創造」と、自分がなすべきことを自分で考え、県民や組織の期待に応えようとする「自律」が特に必要となり、みやぎ人材育成基本方針に掲げた「創造性豊かで自律的に行動する宮城県職員」の実践が求められており、職場内における日常的なOJTなどの「職場研修」と、研修所研修や部局研修をはじめとする「職場外研修」の充実を図っている。</p> <p>職場研修については、業務遂行に必要な実務・専門的知識の習得等を目的に、職員の課題解決能力等の向上を図るため、各所属が行う職場研修に係る経費を公務研修所が支援する「職場研修支援事業」の実施や、職場研修に活用可能なWeb上のビデオアーカイブサービス、視聴覚教材の貸出の充実を図ったほか、自己啓発支援として、若手職員をはじめとした職員の基礎的知識の習得と自己啓発意欲の向上を図ることを目的にeラーニング研修等を提供した。(拡充・継続)</p> <p>職場外研修のうち、階層別研修では、新任職員研修や主任主査級研修において、震災を経験した職員等を講師に震災当時の状況を伝えるほか、当時の対応状況や困難な状況下での様々な意思決定の事例について理解を深め、今後の業務に活かせる気づきや学びを得ることを目的とした内容に見直すなど、今後の災害発生に備え、東日本大震災の記憶と教訓の伝承と、それを踏まえた災害対応能力の向上を図った。(拡充)</p> <p>選択制研修では、従来からの法制執務系や政策形成系の研修のほか、説明力やタイムマネジメントなどのビジネススキル系、意思決定プロセスやOJTなどのマネジメント系の研修を実施した。(継続)</p>

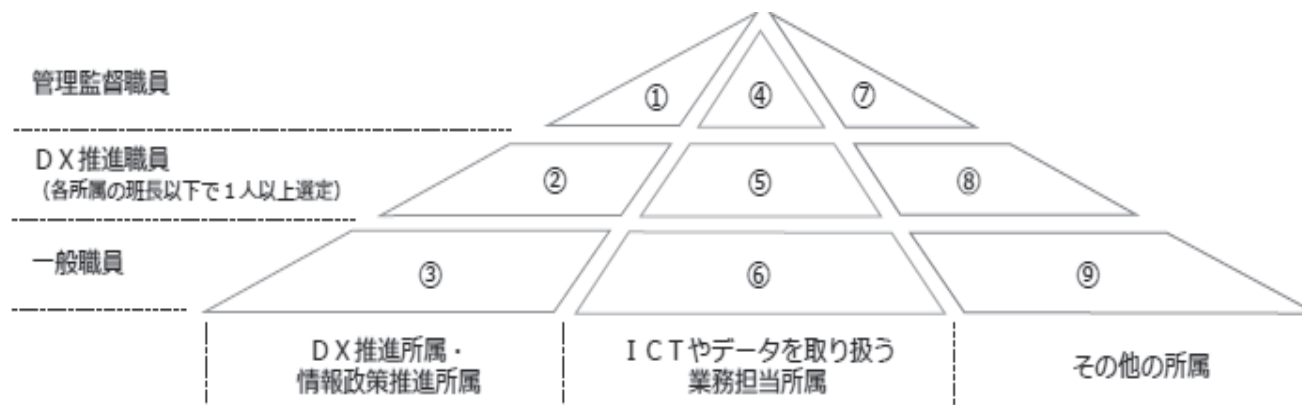
加えて、新型コロナウイルス感染症の影響等により、テレワークや時差出勤など働き方の多様化が進み、コミュニケーションの質が変化する中、業務を円滑に進める上で、職員間のコミュニケーションがますます重要になっていることから、「チームビルディング講座」や「後輩がぐんぐん伸びるティーチング・サポーティング・コーチング講座」を新たに実施するなど、コミュニケーション系の研修を拡充した。(新規・継続)

今後、人口減少社会の中でありながらも、県民サービスを維持、向上していくためには、デジタル技術やデータを活用し、業務や組織・文化を変革していくDXの推進が必要不可欠である。

そのため、階層別研修において、DXの共通理解や推進意欲の醸成を図ることを目的とした講義を実施するとともに、令和4年11月に「宮城県職員DX人材育成プラン」(以下、「プラン」という。)を策定した。(新規)

プランでは、組織体制として、庁内のDX推進、情報政策を牽引するDX推進所属・情報政策推進所属、ICTやデータを取り扱う業務担当所属、その他の所属に分類し、また、人材として、各所属のDX推進をマネジメントする管理監督職員、所属内のDX推進を牽引するDX推進職員、業務を担当する一般職員に分類し、それに応じた人材育成を図ることとしている。

(組織体制及び人材配置イメージ)



令和4年度は職員全体のデジタルリテラシーの向上を目的に、事業者の協力を得てeラーニングを提供しているほか、選任されたDX推進職員を対象にBPRやデザイン思考の講義等を実施するとともに、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が提供するeラーニングを提供している。(新規)

成果（取組結果）

公務研修所研修、派遣研修及び自主研修の修了人数は計2,475人（前年度比+41人）となった。加えて、公務研修所による職場研修支援及び研修教材の貸出による職場研修の修了人数802人（前年度比+474人）を合わせると、3,277人（前年度比+515人）であった。

このほか、新たにDX推進のために実施した管理監督者研修での講義やeラーニング等の修了人数は2,324人であった。

(1) 公務研修所研修 修了人数 計2,165人（前年度比+89人）

	研修種別		実績	
			回数	人数
階層別研修	新任職員研修	前期	3	187
		特別	1	6
		後期	3	181
		主事・技師研修	4	147
		主査級研修	4	171
		主任主査級研修	3	99
		班長研修	3	142
		総括課長補佐級研修	2	104
		課長級研修	2	77
		再任用職員研修	2	70
	計	27	1,184	
特別コース	みやぎ人財育成管理者セミナー		1	285
	女性職員キャリアデザインセミナー		1	20
	30歳代職員のためのキャリアデザインセミナー		1	16
	特別セミナー		1	35
	計		4	356
選択制研修	政策形成系	政策形成講座	1	28
		情報収集分析講座	1	35
		官民協働ワークショップ	7	9
	ビジネススキル系	説明力・プレゼンテーション講座	1	31
		タイムマネジメント講座（連携）	2	65
		レジリエンス講座（連携）	1	33
		【Excel実務研修】基礎コース	3	54
		【Excel実務研修】関数コース	5	94
		【Excel実務研修】マクロ/VBAコース	2	40
	マネジメント系	意思決定プロセス講座	1	30
		ケースで学ぶOJT講座	1	29
		人が育つ現場のマネジメント講座	1	12
		ファシリテーション講座（連携：教）	1	6
	コミュニケーション系	折衝力・交渉力講座（連携）	1	29
		クレーム対応力講座（連携）	1	34
		コーチングスキル基礎講座（交流）	1	18
		後輩がぐんぐん伸びるティーチング・サポーティング・コーチング	1	25
チームビルディング講座（連携：教）		1	14	
法制執務	民法研修（交流：市町村）	1	39	
	計	33	625	

(2) 派遣研修 修了人数 計 54 人 (△23 人)

	研修種別		実績		
			回数	人数	
自治大	第1部課程	前期	1	1	
		後期	1	1	
	第1部・第2部特別課程		1	1	
	ICT人材育成特別研修		1	1	
	計		4	4	
東北自治研修所研修	主任級職員研修		1	3	
	中堅職員研修	前期	1	1	
		後期	1	1	
	管理・監督者研修	説明力・表現力向上コース		1	3
		働き方改革マネジメントコース		1	2
		危機管理コース		1	4
		マスメディア対応コース		1	4
	指導者養成研修	研修企画者・講師養成研修		1	4
		J K E T (公務員倫理) 指導者養成研修		1	1
		接遇研修指導者養成研修		1	2
		O J T 指導者養成研修		1	0
		ハラスメント防止指導者養成研修		1	1
	改正民法(債権関係)研修		1	2	
	行政法研修		1	11	
	行政課題研修	事例に学ぶ人口減少・少子高齢社会の自治体政策コース		1	5
風水害を想定した災害対応コース		1	4		
事例に学ぶ地域経済活性化コース		1	2		
計		17	50		

(3) 自主研修 修了人数 計 256 人 (△25 人)

	研修種別		実績	
			回数	人数
自主研修	通信制講座受講支援		12	12
	eラーニング研修	民間	43	43
		自治大学校	17	17
		新任職員	184	184

(4) 職場研修 修了人数 計 802 人 (+474 人)

	研修種別		実績	
			回数	人数
研 職 修 場	職場研修支援事業(回数は所属数を記載)		11	711
	研修教材貸出事業		3	91

(5) D X 関連研修 修了人数 2,324 人 (皆増)

	研修種別		実績	
			回数	人数
関 D 連 X	管理監督者研修		1	94
	D X 推進職員研修		1	114
	eラーニング研修	Glow with Google	1	2,038
		地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)	1	78

	<p>今後の課題</p> <p>東日本大震災後に採用された職員が4割を超え、記憶の風化が懸念されることから、今後の災害発生に備え、記憶と教訓の伝承や災害対応能力の向上が必要である。また、知識不足、連携不足、進行管理不足等による事務処理の誤りを防止するため、内部統制に関する一定の知識やノウハウを習得する必要がある。さらに、DXを推進していくため、職員全体のデジタルリテラシーの底上げを図るとともに、より高いレベルの知識やスキルを有するDX人材を育成していく必要がある。</p>
	<p>令和5年度以降の取組</p> <p>職場内における日常的なOJTなどの「職場研修」と、研修所研修や部局研修をはじめとする「職場外研修」の充実を図る。</p> <p>職場研修では、「職場研修支援事業」に加え、新たに公務研修所からの提案型として「チーム力向上研修（仮称）」を提供し、民間講師による講義や所属における課題解決をテーマにしたグループワークを通して、心理的安全性の高いチームの形成を目指すこととしている。また、視聴覚教材やビデオアーカイブサービスの提供や、新任職員への指導・助言を行うメンターに対するメンターメルマガの発行を引き続き実施する。（継続）</p> <p>職場外研修では、階層別研修の新任職員研修、主査級研修、主任主査級研修、班長研修、総括課長補佐級研修及び課長級研修において、東日本大震災の記憶と教訓の伝承及び災害対応能力の向上を図る研修を実施し、特に、主査級研修及び主任主査級研修においては、グループワークでより充実した議論ができるよう拡充する。</p> <p>また、事務処理の誤りを防止するため、主事・技師研修及び班長研修において、会計事務の基礎的知識や業務上のリスクや対応など、内部統制推進のための講義を新たに実施する。</p> <p>さらに、「宮城県職員DX人材育成プラン」に基づき、階層別研修のうち、新任職員研修、主事・技師研修、主査級研修及び課長級研修で更なる内容の充実を図るほか、班長研修においても新たにDX推進のための研修を実施する。</p> <p>選択制研修では、階層別研修等で学んだDXに関する基本的な知識の確認に加え、実践的な知識やスキルの習得を目的に、プロセスの視点で、職務・業務フロー・情報システム等を抜本的に見直す手法を学ぶ「BPR・業務改善研修」、データに基づいて課題を解決するためにデータを収集・加工・分析して活用する手法を学ぶ「データ利活用研修」、前例のない課題や未知の問題に対して最適な解決を図るための手法を学ぶ「デザイン思考研修」を実施する。</p> <p>加えて、自主研修では、職員個々のデジタルスキルに応じて講座を選択して受講できるようeラーニングの講座数や内容を充実させる。引き続き、みやぎ人材育成基本方針に掲げた「創造性豊かで自律的に行動する宮城県職員」の育成に向けて取り組んでいきたい。</p>

<p>対 応</p>	<p>ウ 職員の健康管理と働き方改革の推進</p> <p>現在、先はまだ見えない新型コロナウイルス感染症対応等により、職員の負担は大きく、時間外勤務時間は震災前までは一人月平均10時間未満であったものが、令和3年度は20.7時間と前年度18.8時間より更に増加している。また、知事部局の精神疾患による7日間以上の病休取得者は平成22年度67人に対して令和3年度95人と1.4倍となり、教育委員会でも精神疾患による休職者数は高止まりしている状況にある。</p> <p>業務量の増加に対しては、本来、人員増で対応するべきところ、将来的な財源の見込み等から容易に増員できない状況もあり、各所属において業務配分、人員配置に工夫を凝らしているが、より精度の高い職員定数の配分や欠員が生じない職員採用・配置に努めるとともに、ストレスチェックの活用や衛生委員会の活発化など各種労働安全衛生の取組を更に推進・充実されたい。</p> <p>「宮城県行財政運営・改革方針」では、ICT活用と働き方改革を推進することとされ、「業務の生産性の向上」「柔軟な働き方の推進」に取り組んでいる。生産性の向上では、令和3年度においては、AIを活用した議事録作成支援システムやWeb会議システムの整備、RPAの活用や庁内イントラネットを通じた各種事務効率化事例の横展開を進め、例えば、議事録作成支援システムでは5,818時間、Web会議では約2,000時間、RPAの活用では168時間の削減効果を上げたとしている。また、柔軟な働き方としては、在宅勤務のために専用PCを追加整備しているが、更なる整備のため民間クラウドサービスの活用も検討しているとされている。今後とも、幹部職員がリーダーシップを発揮し、先進事例の研究を行いながら、目標値を定めた上で、全庁をあげて、業務の生産性の向上と柔軟な働き方の推進に努められたい。</p>
	<p>【総務部 人事課】</p> <p>取組内容</p>

状況	<p>職員採用については、技術職を中心に応募者が減少し、職種によっては採用予定人員を確保できない状況が続いていることから、令和3年度に「職員採用応募者確保対策ロードマップ」を作成し、「効果的な広報等への改善や新たな広報等による強化等」、「採用試験制度の見直し、新たな採用試験の実施」、「働きやすい環境整備等による魅力の向上」の3つを柱に取組を強化していくこととした。</p> <p>「効果的な広報等への改善や新たな広報等による強化等」としては、従来から実施している大学・高校訪問やインターンシップの受入等を拡充したほか、新たに、動画配信によるPR、土木職を会計年度任用職員として一定期間採用するインターンシップの試行、学生からの個別質問に対応するナビゲーターの試行、最終合格者交流会の開催等を行った。（新規・拡充）</p> <p>「試採用試験制度の見直し、新たな採用試験の実施」としては、従来から実施している土木職の民間企業等職務経験者採用試験に加え、農業土木職、林業職、建築職、電気職、機械職、保健師及び獣医師においても実施したほか、事務職の即戦力採用として、行政実務経験者採用選考考査を実施した。（新規）</p> <p>「働きやすい環境整備等による魅力の向上」としては、オフィス改革の実証実験のほか、公務員型フレックスタイム勤務制の導入に向けて条例改正を行った。（新規）</p> <p>職員定数の配分や職員の配置については、各部局人事担当課との細かな情報共有に基づき必要業務量を算定し定数配分に努めたほか、新型コロナウイルス対応においては、兼務発令や全庁的な業務支援を実施するなど、刻々と変化する課題に対応するために、柔軟な人員配置を行った。</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>職員採用については、「効果的な広報等への改善や新たな広報等による強化等」としては、県内外の大学や高校への訪問や出前講座等を実施したほか、従来からのインターンシップとして事務職44人（令和元年度26人）、技術職75人（令和3年度23人）を受け入れるとともに、1dayインターンシップとして事務職48人を受け入れた。また、土木職を会計年度任用職員インターンシップとして3人採用し、土木総務課、都市計画課、建築宅地課で補助金や許認可の補助、現地視察などの実習を行った。</p> <p>さらに、大学卒業程度等の採用試験（選考考査）と、短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度の採用試験の最終合格者を対象に、交流会を2回開催し、計106人（大卒等88人、短・高卒18人）が参加した。</p> <p>「試採用試験制度の見直し、新たな採用試験の実施」としては、民間企業等職務経験者採用試験では、土木職3人のほか、建築職1人、電気職2人、機械職1人、保健師1人の計8人を採用したほか、行政実務経験者採用選考考査では、事務職4人を採用した。</p> <p>「働きやすい環境整備等による魅力の向上」としては、財政課、産業立地推進課及び自動車産業振興室において、オフィス改革の実証実験を行った。</p> <p>職員定数の配分や職員の配置については、復興事業の終了により生み出された職員定数を行政ニーズの高い業務に配分したほか、総務事務管理課の設置による業務の効率化とマンパワーの創出に努めた。また、新型コロナウイルス対策事業をはじめとする年度中途に発生した課題に対しても、柔軟な人事配置を行うことで対応した。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>職員採用では、実施した取組が応募者確保につながっているかを検証し、随時内容を見直しながら取組を拡充するとともに、新たな確保対策を検討していく必要がある。</p> <p>職員定数の配分や職員の配置においては、各所属における業務量及び組織体制における課題の把握に加え、新たな業務に職員定数を配分するためのマンパワーの創出と適切な職員配置が必要である。</p>
	<p>令和5年度以降の取組</p> <p>職員採用については、令和4年度に引き続き、「職員採用応募者確保対策ロードマップ」に基づき、会計年度任用職員インターンシップの他職種への拡充や、ナビゲーター制度を本格施行するなど、「広報等の改善・強化等」、「試験制度の見直し等」、「働きやすい環境整備等」に取り組むとともに、新たな取組を検討していくこととしている。</p> <p>職員定数の配分や職員の配置については、引き続き、各部局人事担当職員との勉強会の開催やビジネスチャットも活用しながら綿密な情報共有や意見交換を行い、精度の高い職員定数配分及び職員配置に努める。</p>
対応状況	<p>【総務部 行政経営推進課】</p> <p>取組内容</p> <p>令和4年度の主な取組としては、庁内のペーパーレス化を促進するため、タブレット端末を使用したペーパーレス会議の本格運用を開始した。（継続）</p> <p>紙資料の電子化による保存文書の削減や整理を進めるため、スマートオフィス推進員によるスキニングを行った。（新規）</p> <p>定型業務の自動化・効率化を促進するため、紙媒体の特定医療費支給認定等申請書をシステムに入力する業務等でRPAを運用した。（継続）</p> <p>テレワーク制度については、子育て・介護等を行う職員の対象とした実証と、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るための運用を行った。（継続）</p> <p>働き方改革への理解の浸透については、管理監督者研修の機会や職員向け出前講座の実施、グループウェアを活用した業務改善ツールの情報提供等、様々な機会を捉えて情報提供を行うとともに、対象職員に応じ、掲載内容を工夫して情報提供を行うなど、意識改革や業務改善の意識付けに努めた。（継続）</p>

	<p>成果（取組結果） 主な取組の結果は以下のとおり。 ○ ペーパーレス会議は、本格運用を開始し、354 回実施し、約 42 万ページ相当分の紙の削減効果があった。また、実施する際のポイント等を整理した手引きを作成した。 ○ テレワーク制度については、実証及び新型コロナウイルス関連合わせて、計 2,207 人日の利用実績があった。</p>
	<p>今後の課題 ○ 議会でのペーパーレス会議についての準備が進められており、環境の整備やシステムの使用方法をより周知させていく必要がある。 ○ テレワークの実施に当たっては、実証後のアンケートから、ハード環境の整備や、勤怠管理方法について改善を求める意見があった。</p>
	<p>令和 5 年度以降の取組 ○ ペーパーレス化の推進 タブレット端末や職員用パソコン、液晶ディスプレイを活用したペーパーレス会議を推進するほか、保存文書のスキャニングによる行政文書の電子化、契約事務における公印の代替となる電子署名の導入を行う。 ○ 業務プロセスの最適化 通話内容をリアルタイムでテキスト表示できる A I 音声認識システムを整備し、職員の負担軽減と組織の機能強化を図るほか、ノーコードツールの早期定着・活用を図るため、説明会や相談会等を行う。 ○ テレワークの推進 従来の制度を見直し、特段の制約なく全職員が対象となる制度とするほか、リモートアクセスサービスを活用した BYOD を導入する。また、クラウド P B X の導入実証を行い、携帯電話の BYOD や内線化によるテレワークの生産性向上や電話設備のコスト削減効果を検証する。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 職員厚生課】 取組内容 ・令和 4 年度のストレスチェックにおける高ストレス者に対し、面談を実施した。ストレスチェックを利用した職場環境改善についてはコロナの影響により実施できなかったが、一般職員向け及び管理監督者向けのメンタルヘルスセミナーを開催するとともに、希望のあった所属に対し、セルフケアセミナーを実施した。（継続） ・職場巡視を実施し、執務環境の確認を行うとともに、安全面での対策が必要な事項について改善を求めた。（継続） ・各所属において、安全衛生に関する取組が自主的に行えるよう、「職員安全衛生管理規程」及び同運用を改正した。</p> <p>成果（取組結果） ・ストレスチェック面談 18 人 ・メンタルヘルスセミナー 一般職員向け 4 回、 管理監督者向け 4 回、 所属向け 18 回 ・職場巡視 本庁 実施箇所数 48 箇所（うち指摘あり 13 箇所） 地方機関 実施箇所数 10 箇所（うち指摘あり 1 箇所）</p> <p>今後の課題 地方機関における安全衛生委員会の開催等について、引き続き啓発する必要がある。</p> <p>令和 5 年度以降の取組 各所属において、安全衛生に対し、実効性のある取組となるよう、安全衛生委員会の運営方法の周知やサポート等を行っていく。</p>

エ DXの推進	
<p>DXの推進は急激な少子高齢社会を迎えている今後の県民生活・県政に欠かせず、今、最優先で取り組むべき課題の一つである。「みやぎ情報化推進ポリシー」では、前述した「働き方改革の推進」に係る取組のほか、「最適化による県民サービスの向上」「地域の課題解決と活力の創出」を重点目標に、113の個別施策について目標を持って取り組むこととされている。宮城県情報化政策推進本部を中心として組織を強化し、横断的に実質的な議論を深め、将来に向けた県政の基盤づくりに取り組まれない。</p> <p>また、DXは、単に業務効率のためICT技術で既存制度を置き換えるだけのものではなく、仕組自体を変え、質の向上を図ることを目指すものである。このため、推進の過程においては、権限に基づき業務を行う行政組織の本質的弱点である縦割りの弊害の是正についても併せて取り組む好機である。この他の全庁的・横断的政策推進についても、各種本部会議等を活発化し、部局を超えた政策決定、判断がそれぞれ主体的・積極的に行われるよう取り組まれない。</p>	
対 応 状 況	<p>【企画部 総合政策課】 取組内容</p> <p>○令和5年度の事業化に向けた政策形成のプロセスにおいて、「新・宮城の将来ビジョン」の前期4年間に重点的に取り組むべき政策課題の解決に向けた具体的な取組内容について、政策・財政会議において決定するとともに、検討状況の全庁的な共有も図りながら、関連する複数の部局による横断的かつ効率的な検討を進めた。また、それとは別に、知事の問題意識を踏まえて提示した特定テーマ（DXによる変革みやぎ！の実現）に関して、知事・副知事と部局長が大局的な観点から議論を行うための会議を開催し、県が優先的に取り組むべき取組の方向性などについて決定を行った。（継続）</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>○令和5年度における政策課題の解決に資する事業として、132事業の取りまとめを行った。特に、「DXによる変革みやぎ！」の実現、出生率の向上、若者の県内定着、外国人の受入促進等に向けた新規・拡充施策の打ち出しを行うことができた。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>○令和4年度の実施成果等を踏まえ、政策形成の仕組みの更なる改善を図っていく必要がある。</p>
	<p>令和5年度以降の取組</p> <p>○今後とも、政策形成のプロセスにおいて、部局横断による全庁的な検討を促していく。</p>
対 応 状 況	<p>【企画部 デジタルみやぎ推進課】 取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月に行った「デジタルファースト宣言」を踏まえ、令和3年4月には、情報化施策の基本方針となる「みやぎ情報化推進ポリシー」を策定し、組織体制の強化も図りながら、デジタル化の推進に取り組んでいる。 ・デジタル化の推進体制としては、令和3年度に企画部にデジタル政策推進監を設置し、情報政策課をデジタルみやぎ推進課として再編・強化したほか、令和4年度には産業デジタル推進課を新設し、産業のデジタル化を推進していく体制を構築している。 ・情報化施策の基本方針等を所掌する宮城県情報化政策推進本部の活動として、下部組織であるICT政策推進委員会、デジタル化推進調整部会では、令和4年度に「自治体行政手続オンライン化・電子納付推進」（継続）、「デジタル人材の確保・育成推進」（新規）の2つの検討チームを設置し、関連する業務所管課と部局横断的ワーキングを通じ、外部人材を活用しながら議論を深め、計画の策定や今後の方向性等の整理を行った。 ・各検討チームの活動として、参集者を班長以下の職位とすることで、実務ベースでの議論を行い、また、複数所属との活動のため開催方法を集合型のほか、Web会議システムやグループチャットを活用することにより、適時の意見交換の機会創出に努めた。
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討チームの取組結果として、手続オンライン化・電子納付では、「みやぎ電子申請サービス」の対象手続拡大に繋がったほか、キャッシュレス収納の拡充に向けた取り組み方針案を作成した。デジタル人材の確保・育成推進検討チームでは、令和4年11月に「宮城県職員DX人材育成プラン」を策定し、中長期的な観点で、職員が身につけるべきデジタル技術等の知識・能力などを体系的に示した。

	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DXの取組は、多くの業務に関係する取組を短期間で行おうとするものであるため、全庁的・横断的な推進体制により、多層で十分な検討を行いながら、継続した活動で取り組む必要がある。
	<p>令和5年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎ情報化推進ポリシー」の着実な実施に向け、引き続き外部人材の活用や検討チームの活動を実施する。また、デジタル化の急速な展開により、既存の枠組みによらない取組も求められるため、アジャイル型の手法を取り入れながら、検討テーマの改廃等組織を補充する対応を行っていく。

③ 特に配慮すべき事項

	<p>ア 男女共同参画の推進</p> <p>本県では、平成13年に宮城県男女共同参画推進条例を施行し、平成15年に「宮城県男女共同参画基本計画」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進してきたところである。県庁内では、女性職員の割合（令和4年度：1,490人(30.3%) 令和3年度：1,468人(29.6%)）は年々増加し、管理職に占める割合（令和4年度：67人(10.8%)、令和3年度：58人(9.3%)）も増えているが、既に20%以上の県もあることから、なお一層推進されたい。また、男性の育児休暇取得率（令和3年度：46人(52.3%)、令和2年度：35人(35.7%)）は年々増え進歩が見られるが、審議会等の女性委員の登用割合（令和4年4月：574人(33.4%)、令和3年4月：570人(33.1%)）は横ばいの状況にあり、宮城県防災会議の女性委員の割合も、10.3%と全都道府県平均に至っていない。48%を実現している県もあることから、一層の女性委員の登用を図られたい。</p> <p>一方、男女雇用機会均等法が施行されて30年以上が経過し、女性の社会進出が進んではいるものの、県全体としては、女性の活躍が地域活力の維持・活性化に欠かすことができないことから、一層の推進が求められる状況にある。県庁内において、公募型企画提案（プロポーザル）方式における選定委員に女性の選任を増やす等、意思形成過程へ女性の参画を更に進めるとともに、「女性のチカラを活かす企業」認証制度が、建設工事及び建設関連業務における総合評価落札方式に反映されているように、県の全ての事業において男女共同参画の視点を入れるよう努められたい。</p> <p>さらに、市町村をはじめとした関係機関等とも連携・協力し、女性の地域防災リーダーなど防災分野においても、女性が活躍しやすい環境整備を行うとともに、男女共同参画に関する計画が未策定である市町村もあることから、策定を促し、全県で男女共同参画社会の一層の充実が図られるよう取り組まれたい。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 人事課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の個性と能力が十分発揮される組織を目指して、女性が活躍推進の必要性を認識するとともに、キャリア形成意欲の向上を図ることを目的として全階層の女性職員を対象に「女性職員キャリアデザインセミナー」を開催した。 また、女性活躍を推進し、多様な人材が活躍できるよう、働き方改革を進め、職員一人ひとりの状況や適正等を踏まえた人事配置に努めるとともに、昇任管理においても育児休業取得者に不利にならないような昇任管理に取り組んでいる。 <p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事部局における令和5年度の女性職員の割合は30.8%（1,479人）となり、過去最高となった。また、管理職員に占める割合は10.1%（61人）となり、昨年度から若干減少している一方で、課長補佐級の職員は27.1%（355人）と過去最高となっており、幹部職員への女性職員の登用が進んでいる。 <p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に限らず、子育て等、勤務時間などに配慮が必要な職員にとって働きやすい職場環境の整備 <p>令和5年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、研修を通じた人材育成や、適時・適正な人事異動・配置、昇任管理を行いながら幹部職員への女性職員の登用を推進していく。

対 応 状 況	<p>【復興・危機管理部 防災推進課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の視点を取り入れた地域防災推進事業（令和4年度事業名：女性に優しい防災推進事業）」により、自主防災組織における女性の参画機会の拡大や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の構築を図る。（新規） ・地域防災の担い手となる宮城県防災指導員の養成講習等を開催して、女性の地域防災リーダーを養成する。（継続） ・女性の防災指導員が地域防災の現場で活動するための情報交換や防災指導員相互の交流を深めるため、防災指導員意見交換会を開催する。（継続）
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の視点を取り入れた地域防災推進事業」では、事業実施市町村として選定した石巻市と大衡村において、防災啓発と実践意欲の醸成を目的としたワークショップを計8回開催し、合計156人が参加した。 ・地域防災リーダーの育成については、市町村との共催により宮城県防災指導員養成講習を合計19回開催するなどし、新たに209人の女性防災指導員を養成した。これにより、新みやぎの将来ビジョンの目標指標である「女性防災リーダー養成者数（宮城県防災指導員（登録辞退者等を除く）」は累計で1,350人となった。 ・女性防災指導員を対象に県主催で開催した女性防災指導員等交流セミナーには、46人の女性防災指導員が参加した。また、市町との共催により開催した防災指導員意見交換会のうち、地域防災への女性参画をテーマとするもの（気仙沼市、登米市）や女性防災リーダーの活動事例紹介を行うもの（岩沼市）には、合計で110人の防災指導員が参加した。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害から受ける影響やニーズは男女によって異なるため、防災分野への女性参画はなお必要であるが、宮城県防災指導員の構成割合では約8割が男性である。地域防災活動への女性参画を推進するよう引き続き取り組む必要がある。
	<p>令和5年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の視点を取り入れた地域防災推進事業」では、モデル地区で研修会や防災訓練等を実施し（令和5年度）、そこから得られた成果を活用した普及啓発事業に取り組む（令和6年度）。 ・また、女性防災指導員の養成講習等の開催により、女性の地域防災リーダーを養成するとともに、防災指導員意見交換会等の開催により、女性が防災分野へ参画しやすい環境整備に引き続き取り組む。
対 応 状 況	<p>【環境生活部 共同参画社会推進課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法に基づく計画」の未策定町村に対し、積極的な情報提供と計画の策定を促進した。（継続） ・「みやぎ男女共同参画相談室」において、男女共同参画に関する諸問題やLGBT（性的マイノリティ）についての相談対応を実施したほか、県や市町村、各種相談窓口の職員を対象としたLGBT講座を開催し、正しい理解・配慮について啓発活動に努めた。（継続） ・男女共同参画推進のため普及啓発事業においては、NPO等地域団体のネットワークの強化を図り、市町村との共催により普及啓発を図った。（継続）
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法に基づく計画」の未策定町村に対し、積極的な情報提供と策定を依頼し、令和4年度に2町が新たに計画を策定した。また、令和5年度にも1町が策定を行うこととなるなど、未策定町の縮減が図られた。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内における男女共同参画社会づくりの取組は、全体的として着実に広がりを見せているが、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等には根強いものがあり、県内全域に浸透しているとは言えない状況にある。
	<p>令和5年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県における、男女共同参画社会を実現するため、県内の経済団体等で構成する「みやぎの女性活躍促進連携会議」や市町村、事業者、NPOなどと連携しながら施策を展開するとともに、職員の意識啓発にも努め、着実に施策を推進していく。（継続）

<p>・県内全域における男女共同参画社会づくりの取組を積極的に進めていくための「女性活躍ネットワーク事業」を推進し、県内の女性支援NPO等6団体のネットワーク形成の強化と県の連携・協働によるセミナー等を市町村の協力のもと県内各地で開催することとしている。(継続)</p>

イ 共生社会の形成と推進
 本県では、「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」及び「手話言語条例」の施行など、これまで、共生社会の形成に向けて、県民に広く普及啓発し、目指すべき目標を掲げ、様々な施策を総合的かつ計画的に実施している。さらに、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（SDGs）を「新・宮城の将来ビジョン」の横断的な視点に掲げ、県施策を総合的に推進していくこととしている。国も優先課題に掲げる、あらゆる人々が活躍するジェンダー平等社会の実現に向け県施策を通じて貢献されたい。

対 応 状 況	<p>【環境生活部 共同参画社会推進課】 取組内容 ・「男女共同参画社会基本法に基づく計画」の未策定町村に対し、積極的な情報提供と計画の策定を促進した。(継続) ・「みやぎ男女共同参画相談室」において、男女共同参画に関する諸問題やLGBT（性的マイノリティ）についての相談対応を実施したほか、県や市町村、各種相談窓口の職員を対象としたLGBT講座を開催し、正しい理解・配慮について啓発活動に努めた。(継続) ・男女共同参画推進のため普及啓発事業においては、NPO等地域団体のネットワークの強化を図り、市町村との共催により普及啓発を図った。(継続)</p>
	<p>成果（取組結果） ・「男女共同参画社会基本法に基づく計画」の未策定町村に対し、積極的な情報提供と策定を依頼し、令和4年度に2町が新たに計画を策定した。また、令和5年度にも1町が策定を行うこととなるなど、未策定町の縮減が図られた。</p>
	<p>今後の課題 ・県内における男女共同参画社会づくりの取組は、全体的として着実に広がりを見せているが、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等には根強いものがあり、県内全域に浸透しているとは言えない状況にある。</p>
	<p>令和5年度以降の取組 ・本県における、男女共同参画社会を実現するため、県内の経済団体等で構成する「みやぎの女性活躍促進連携会議」や市町村、事業者、NPOなどと連携しながら施策を展開するとともに、職員の意識啓発にも努め、着実に施策を推進していく。(継続) ・県内全域における男女共同参画社会づくりの取組を積極的に進めていくための「女性活躍ネットワーク事業」を推進し、県内の女性支援NPO等6団体のネットワーク形成の強化と県の連携・協働によるセミナー等を市町村の協力のもと県内各地で開催することとしている。(継続)</p>
対 応 状 況	<p>【保健福祉部 障害福祉課】 取組内容 ○障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発（継続） ○障害者差別に関する相談体制の整備（継続）</p>
	<p>成果（取組結果） ○障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発 ・普及啓発用リーフレットの作成 小学校において総合学習等で使用することも想定した県民向けリーフレット25,000部及び手話に関する普及啓発リーフレット25,000部を作成し、県内全小学校に配布したほか、交通・不動産分野向けリーフレット6,000部を作成し、関係団体等に配布した。 ・合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金</p>

	<p>県内事業者の障害者に配慮した環境整備に対する補助制度（補助率4分の3：補助上限額1,000千円）により、スロープの設置や商業施設管理者への研修などへの助成を実施（10件）した。また、その優れたモデル的取組を県ホームページに掲載し、県民や事業者に広く情報発信を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン用アプリを活用した助け合い実証事業 学生など若い世代と障害者との交流機会の拡大や相互理解を促すため、スマホアプリ「Mayii（メイアイ）」の手助けを必要とする人と手助けしたい人とを繋ぐマッチング機能を活用した取組として、アプリ体験イベント・共生社会推進企業セミナー（計4回、計43名参加）やスポーツ会場でのチラシ配布（計2,500枚）などを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別に関する相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別相談センターの設置・運営 障害者差別相談センターを設置し、障害者やその家族からの相談に加え、障害福祉施設や企業等からの相談対応（相談件数：25件）を行った。 ・調整委員会の設置 事業者による障害を理由とした不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する事案について、相談では解決しない場合に当事者からの求めに応じあっせんを行う調整委員会を設置した。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発については、継続的に取り組んでいく必要がある。
	<p>令和5年度以降の取組</p> <p>○差別解消や手話の理解促進に向けた普及啓発用リーフレットの作成・配布を継続的に行うほか、在仙の大学や他の部局等とも連携し、スマホアプリ「Mayii（メイアイ）」を活用した体験交流会などのイベントを実施する。また、新たに、障害者アート作品を切り口とした県民向け啓発・交流イベントを行うこととしており、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発を促進する。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【経済商工観光部 国際政策課】</p> <p>取組内容</p> <p>在住外国人が地域で生活していく中で立ちあがる3つの壁（「意識の壁」・「言葉の壁」・「生活の壁」）を取り除くため、シンポジウムの開催による意識啓発（継続）や、みやぎ外国人相談センターの設置・運営（継続）、地域における日本語教育体制構築を目的とした日本語講座未開設地域の解消や日本語教育支援者の人材育成（新規）等の各種事業を実施したほか、感染症対応として、受診・相談センター及び副反応相談センターの多言語対応や感染症関連情報の情報発信を継続し、外国人が安心して生活ができる環境整備を進めた。</p> <p>成果（取組結果）</p> <p>みやぎ外国人相談センター及び新型コロナウイルス感染症関連の相談センターの多言語対応においては、合計で512件の相談が寄せられ、内容に応じた的確な対応に努めたほか、日本語講座の立ち上げ支援及び日本語教育支援者の育成、防災研修や地域との交流を行うなど、多文化共生社会の形成の実現に向けた取組を進めた。</p> <p>今後の課題</p> <p>これまでの取組により、多文化共生社会の形成に向け一定の成果をあげていると認識しているが、在住外国人の増加が進む中で、3つの壁を取り除いていくためには継続的な取組が必要であり、災害発生時の情報発信や様々な場面や言語に対応できる相談体制の充実など、在住外国人が地域でより安心して生活を送ることができるよう、きめ細かい対応が求められている。</p> <p>令和5年度以降の取組</p> <p>「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき、各種事業を着実に実施し、在住外国人等が地域で安心して生活できる環境整備を図っていくとともに、令和5年度に策定する次期計画の中で、更なる取組の推進や新たな課題等への対応を盛り込みながら実効性を確保していくなど、多文化共生社会の形成につなげていく。</p>

<p>ウ 感染症及び大規模災害等危機対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策では、令和3年度は、感染の波が大きく、かつ、爆発的拡大を繰り返し、その都度、変化する感染防止対策の対応に追われてきたほか、経済対策では、令和2年度からの感染症拡大防止協力金や中小企業等再起支援事業補助金などの取組に加え、時短要請等関連事業者支援金給付など、短期間で多量な事務処理に取り組んできている。また、昨年度末の福島県沖地震や、豪雨被害も続き、豚熱や鳥インフルエンザ対応など、従来以上に県の危機対応力の強化が求められている。</p> <p>「宮城県行財政運営・改革方針」では、「危機対応と震災の経験の継承」を4本の柱の一つと掲げ、ハード・ソフト両面の取組を示しているが、訓練や個別事案ごとに生じた課題をデータに基づき具体的に分析・解決しながら、県民の安全安心のためにも、関連する施策の確実な実施により県の危機対応力の強化に鋭意努められたい。</p>	
<p>対 応 状 況</p>	<p>【復興・危機管理部 復興・支援伝承課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度から東日本大震災の復旧・復興に携わった職員のインタビュー調査と報告書のとりまとめによる総括検証を実施した（継続）ほか、令和4年度からは、公務研修所と連携し、階層別研修における総括検証事業のスキームを活用した震災学習のカリキュラムを構築し、組織内での震災の記憶・教訓の継承に努めている。（新規） 県民等の安全安心に向けた取組として、「みやぎ東日本大震災津波伝承館」の展示運営や伝承団体など多様な主体と連携しながら、災害時に一人ひとりが自らの命を守れるような社会の構築を目指して取り組んでいる。（継続） 令和4年9月には、伝承団体、学術機関、民間企業などの多様な主体で構成する「震災伝承みやぎコンソーシアム」を設立し、持続的な震災伝承を進めていく枠組みを構築した。（新規） 震災復興の広報・啓発として、「みやぎ復興の歩み」により復興状況を発信した（継続）ほか、令和4年度からは震災伝承の取組・施設や被災地の魅力などを紹介する広報紙「Baton」を制作している。（新規）
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> 総括検証事業に関しては、令和4年度末にとりまとめた冊子「みやぎの3.11 現場編」「みやぎの3.11 回顧編」を1,000部ずつ作成し、各都道府県・県内市町村などに配布したほか、広く県内外に発信するため、連動するポータルサイトを完成させた。また、県庁内の新人職員研修・主任主査研修において、階層別に応じた震災学習プログラムを展開した。 「震災伝承みやぎコンソーシアム」については、会員数が伝承団体・学術機関・報道機関・一般企業・県内自治体を含めて72団体（令和5年3月末時点）となったほか、今後の伝承活動を話し合う会議を開催（令和5年1月及び3月）するなど、多様な主体が連携する震災伝承の取組の強化を図った。 広報・啓発では、「みやぎ復興の歩み12」を計10,000部（年1回）、「Baton」を計70,000部（年4回）発行し、各都道府県・県内自治体・伝承施設・観光情報センターなどに送付したほか、「Baton」に関する動画を公開するなど、県内外への情報発信を図った。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災発生時の対応を経験していない県職員が増えているため、震災の記憶・教訓の継承を効果的に行うための工夫が必要。 震災伝承みやぎコンソーシアムの枠組みを活用した相互に連携した持続的な伝承活動。 各地で災害が頻発しており、県内外に幅広く震災伝承・被災地に関する情報を発信していくことが必要。
	<p>令和5年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 公務研修所と情報交換を行いながら、これまで実施してきた震災学習プログラムの効果を検証し、内容を改善していくとともに、「みやぎの3.11 現場編」「みやぎの3.11 回顧編」を活用した研修の在り方も検討していく。 コンソーシアムにおける相互連携の一環として、民間企業等の社会貢献により伝承団体を支えていく活動を促進するための補助金を創出するなど、オール宮城による持続可能な伝承活動に努めていく。 広報・啓発に関しては、「Baton」を仙台と各地を結ぶ高速バスの広告として配架し、多くの人に冊子を手にとってもらう工夫をしていくほか、伝承に関する動画について多言語化対応するなど、外国の方々にも震災の記憶・教訓に関する情報を発信していく。
<p>対 応</p>	<p>【復興・危機管理部 防災推進課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な自然災害や危機事案に対応するため、必要な体制整備を図るとともに、「みやぎ県民防災の日総合防災訓練」や国民保護訓練等各種訓練を実施し、災害時の実践的機能の向上及び関係機関相互の連携強化に取り組んでいる。（継続） 毎年度4月から5月にかけて、復興・危機管理部の配備担当職員や各部局防災主管課、地方振興事務所及び地域事務所、被災市町村初動派遣職員等を対象とした研修を实

状 況	<p>施し、危機対応力の向上及び防災体制の強化に取り組んでいる。(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練や研修の実施にあたっては、We b会議や総合防災システム(MIDORI)等を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても防災体制を維持し危機対応を行うことができるよう取り組んでいる。(継続)
	<p>成果(取組結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練については、令和4年6月には「みやぎ県民防災の日総合防災訓練」、令和5年1月には「宮城県国民保護共同図上訓練」を実施し、関係機関や市町村との連携強化を図ったほか、蔵王山火山防災協議会による通信訓練、図上訓練等各種訓練を実施した。 ・職員研修については、令和4年4月に復興・危機管理部転入者研修、配備研修(復興・危機管理部配備担当者向け)、防災業務研修会(各部局防災主管課、地方振興事務所及び地域事務所向け)、令和4年5月には総合防災システム操作研修会(市町村、消防、被災市町村初動派遣職員等向け)、圏域防災研修会(市町村、被災市町村初動派遣職員等)を実施し、危機対応における基礎知識の習得や危機対応手順の確認等に努めた。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの災害対応や訓練、組織改編等を踏まえ、災害対策本部事務局の組織改編を行ったことから、事務局内の情報共有や災害対応が円滑に行われるよう手順の明確化を図る必要がある。
	<p>令和5年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各種訓練及び研修を継続し、災害対策本部事務局内における情報共有等の手順明確化に努めていく。

前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況

事項	<p>高等学校等育英奨学資金貸付基金について</p>
	<p>(基金運用状況審査意見書 P54)</p> <p>高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約3億8千百万円で、前年度に比べ約2千4百万円増加し、各種対策を講じているものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。</p> <p>引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、未納者の連帯保証人に対する催告等の速やかな実施や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。</p>
対応状況	<p>【教育庁 高校財務・就学支援室】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還方法については、原則口座振替としているが、残高不足や口座を解約した場合など、償還期日に口座振替できない場合に、振込用紙を同封した督促状を送付し納付を促した。(継続) ・未納状態が継続している者には、年2回、未納額の総額を明記した納付催告書を送付し納付を促した。(継続) ・さらに、2か月以上の滞納者に対しては、年2回、その保証人宛てに催告文書を送付し納付を促した。(継続) ・平日昼間に電話がつかない者に対しては、朝夕に電話による督促を行った。特に、返済初期で未収金がある者に対して重点的に電話を行い、償還猶予等に関する情報提供を行うとともに、滞納額について納付を促した。(拡充) ・滞納者が納付した時にタイミングを逃さず受領できるよう、就学支援班の職員全員を現金取扱員に指定した。(継続) ・償還口座について、借受者口座と保証人口座のいずれかを選択できることとした。(継続) ・住所の異動を届けずに転居した者など、所在不明な滞納者に対しては、住民基本台帳ネットワークシステムや公用請求等による居住地調査に重点的に取組み、速やかに督促を行った。(継続) ・償還方法について、借受者が償還しやすいよう、月賦償還、半年賦償還、年賦償還、月賦と半年賦償還の併用償還の4種類の方法を選択可能としている。なお、納付相談等により、一時的に償還困難な状況が判明した滞納者に対しては、その滞納額をさらに分割して納付することを可能としている。(継続) ・生活保護、失業中、育児休業等の無給・減額など、経済的困窮等により償還が困難な借受者に対しては、償還の猶予申請を案内し、新たな収入未済の発生抑制に努めた。(継続) ・高等学校校長会や高等学校等教育関係所管事務説明会など、県内高校の管理職等が参集する会議において、収入未済が増加している状況を説明し、申請時の面談や決定時の交付式の場では、償還金が新たな奨学資金の貸付原資になっていること、償還が滞ると制度の運用に支障を来すことから就労後は滞りなく償還することを、奨学生に対して丁寧に説明するよう依頼した。(継続) ・債権回収会社(サービサー)へ業務委託を行い、回収困難案件の回収に取り組んだ。(継続) ・収入未済縮減に向けた取組を確実に推進するため、「高等学校等育英奨学資金 収入未済縮減に向けた取組方針」(以下「取組方針」という。)を策定した。(継続)
	<p>成果(取組結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度の収入未済 380,713,386 円のうち、39,513,113 円(10.4%)を回収し、収入未済の縮減に努めた。

今後の課題

- ・当該貸付金は、国の特殊法人等整理合理化計画により旧日本育英会から移管され、平成17年度から県事業として貸付を開始した事業であり、最初の大学卒業生が発生した平成24年度から償還対象者が年々増加し、令和2年度が償還額のピークを迎え、それに併せて収入未済額も増加している。
- ・貸付金の償還は、10年程度の長期間に行われているが、償還対象者のうち、例年約2割強の方が未納になっているのが現状である。
- ・この割合を減少させるため、貸付時においては、「貸付を受ける（返済を要する）」という自覚を強く持つこと、償還が新たな貸付金の原資になることなど、制度の趣旨を丁寧に説明していく必要がある。
- ・また、貸付後においては、債権管理を徹底するとともに、滞納案件に対しては取組方針に基づき、初期段階で速やかに督促状や電話等で納付を促し、滞納を長期化させない対応を確実に行う必要がある。

令和5年度以降の取組

- ・取組方針に基づき、滞納者や保証人に対して、督促状の送付、電話等による督促、納付督促書の送付などの対応を行うとともに、訪問督促については、滞納者のほか保証人に対しても積極的に行っていく。(継続)
- ・2か月以上の滞納者の保証人に対する催告文書の送付を年2回以上実施する。(継続)
- ・債権回収会社（サービサー）への業務委託による回収を継続して行う。(継続)

